

を盡さば清國の財政も豊裕に赴くべくして商工業の發達亦全然その面目を改むるに至るべし。

道路

第二節 道路

楊子江の流域  
南船北馬

支那の交通は南船北馬の一語を以て之を總括することを得べし、即ち南部は河川縱横して各都邑より僻陬に至るまで舟楫の通せざし地なし、即ち楊子江は支那中央部運輸の樞軸を握り、四川、貴州、湖南、湖北、安徽、江蘇の各省を貫通し、江口より宜昌に至るの間、數千哩の上流に汽船の航行するを得、此間に許多の小河の支流あり、又浙江省に於ける錢塘江、福建省に於ける閩江、廣東省に於ける珠江等、何れも皆流域長深にして舟楫の便あり、故を以て此地方に在りては里餘の外に出る皆舟楫を藉る、されば陸上道路の國道として完全なるもの更に見るべきなし、之に反して、北部の各省にありては、水運の不便なるを以て、萬般の貨物行旅、均しく陸上の運搬を要するが故に、何れも大路縱横に通じ、如何なる僻地と雖、車馬道あらざるはなく、常に牛、騾、驢、馬等三四頭乃至七八頭を連

交通最不便の二省

北京の道路

ねたる大車の來往するを見る、只支那内地にありて、運輸交通の最も不便なるは、雲南、貴州の二省にして、此二省は重山峻嶺の間にありて、道路險惡なるを以て、水運車運の便なく、僅に人肩馬背に依るの有様なり、元來北清一帯の地質は脆弱なる黄土質にして、且つ降雨少きを以て、容易に破壊するの虞あり、殊に前節に述べたるが如く、官民共に道路の修築に意を用ひざるを以て、大破に至るまで委棄して顧みず、されば帝都たる北京城中の市街道路さへ、「無風三尺土有雨一街泥」の俚語を歌はしむるに至る、即ち所謂國道公道と稱すものにして、小雨降る毎に、泥濘脛を没し、輕風起る毎に塵雲天に漲るを常とす、政府も近時稍や道路の改善に意を致すと雖、因襲の久しき、俄に全省の改築を行ふこと頗る難事に屬す、須らく公共心の養成振作に俟たざるべからず、今後其完全を見る、蓋し多くの時日と多額の費用とを要すべきなり、

水路

第三節 水路

内地航路

第一項 内地航路

◎第二節 道路

支那の交通機關としての水路は、内地航路、沿海航路の二に分つべし、而して内地航路は、揚子江及び運河を主なるものとし、錢塘江、甌江、甬江、閩江、珠江等、又皆其地方運輸に資すること甚大なり、

揚子江の水運

揚子江は其流域二千八百哩に至り、舟楫を通ずること、支流を合して一萬二千哩に亘り、獨り南部中部の運樞たるのみならず、實に支那帝國の大動脈たり、長江航路は、上海漢口間、漢口宜昌間の二線にして、我日清汽船會社及び招商局太古洋行、怡和洋行等の各汽船會社、皆此航路に業を取る、上海漢口間の水路六百二哩航行時間約七十時間にして、各會社一週二回宛兩地より發船す、此他英商鴻安公司、獨商美最時洋行、同瑞記洋行等、又每週一回若くは二回の發船あり、日清汽船の本航路は、日本郵船會社の上海橫濱線に接続す、各汽船の上海出帆は、潮流の干満によりて多少時間の遅速を生ずるも、多くは午前二時三時の間を以て、各其棧橋より解纜し、黃浦江を下り、吳淞に至りて揚子江に會し、以て本流を溯るなり、

上海漢口間の航路

漢口宜昌

漢口宜昌間の航路は三百七十哩にして、航行日數約四日乃至五日とす、招商局

間の航路

汽船一ヶ月七回兩地發、怡和洋行汽船一ヶ月四回兩地發、太古洋行一ヶ月四回兩地發、美最時洋行一ヶ月三回兩地發、日清汽船一ヶ月六回兩地發にして、一ヶ月相互二十四回發着の豫定なりとす、

宜昌重慶間の航路

宜昌重慶間は三百餘哩にして、險崖絕壁の間に通せる一道の水路なれば、江身狹窄にして水勢急激、航行頗る危険なり、所謂巫山三峽の險地なるを以て、我馬關係約によりて、汽船の航行の自由を得るに至りしも、未だ各國とも此航路に成效せしものなし、されば宜昌重慶間を來往せんとするものは、是非共民船を雇入るゝか、或は兩地に於ける外國商館の貨物運送接續船に便乗するの外、今日未だ最良方法の取るべきものなし、溯航日數の如きも、常に一定せずして三十日乃至六十日間を費すことあり、又下航の際は、重慶を發して三日乃至十日にして宜昌に達することを得べし、

宜昌重慶間の新汽船會社

頃日、四川總督趙爾巽の盡力により、重慶宜昌間の航運業を營む新汽船會社設立せられ、官商合辦の組織にて、資金十萬兩の殆ど全部は、新造汽船蜀江號の建造費に支出せられたり、該汽船は吃水三尺、噸數百三十噸、速力十六節半、乘客僅

かに四十二人を容るべきのみ、材料は英國より購入したるものにて、上海なる江南機器局の建造にかゝり、其構造は宜昌重慶間の難航路に堪ゆるが如く工夫を凝らし、諸種の點に於て新機軸を出だし居れりと云ふ、

今より十年前、英人「リットル」なるもの、始めて此難關を打破せんと試みて成らず、爾來幾たびか試みて幾たびか成らず、佛人獨人又其類に倣ふて又成らず、或は沈没し、或は破壊し、今日にては汽船の航行は殆ど不可能事として、各國共に諦らめ居る程の難航にして、目下英國の三隻獨國の二隻、佛國の一隻の河用砲艦が、非常の危険を賭して、時々此間を往復し居るに過ぎず、されば蜀江號にして、果して好成績を得ば、實に該航路の「ニューレコード」を作る者たるを失はずして、其事たる獨り清國一汽船會社の爲に慶賀すべきのみに非ざるなり、

漢口より  
湖南各地  
の航路

漢口より湖南各地に至る航路は夙に外人の垂涎せる所なりしも、同地方は排外志操の頗る強く、頑迷無比と稱せられた地なるも、一たび湖南の各埠開放せられてより、我湖南汽船會社先づ興り、隨て各汽船會社の航路開始となり、年と共に水運の機關備はり、現に漢口湘潭間の航路に従事せる汽船會社は、我日清

上海杭州  
間の航路

汽船會社を始とし、兩湖輪船公司、開濟輪船公司、長生輪船公司、興記公司、怡和洋行、瑞記洋行、太古洋行、招商局等あり、

上海より杭州に至る航路は約百五十哩にして、航行時間二十四時とす、此地の航路を開始したるは、去る明治二十九年我邦人の經營に係る大東汽船會社を以て嚆矢とす、汽船發着は日々午後五時にして、同時刻兩地の解纜時と定む、現今此航路に従事せるは、日清汽船會社、戴生昌輪船公司、招商内河輪船公司、源利河輪局、彙利河輪公司、華勝洋行、老公茂公司等なり、

杭州より  
蘇州及び  
上海航路

杭州より蘇州に至る航路は百二十七哩、航行時間約十九時間を要す、日清汽船會社は午後五時を以て兩地間の出航時間と定む、又蘇州より上海に至る航路約八十哩、午後五時日清汽船會社の吳門橋畔出張所より乗船せば、航行時間約十四時間にして、午前八時、上海に着すべし、兩地間日々午後五時を以て解纜の定刻となす、

大運河

運河は隨の煬帝の開鑿に係り、長城と竝で古來支那二大工事と稱せらる、浙江省の杭州府に起り、直隸省の天津に至り、白河に通ず、全長三百二十五里、水深平

運河の水

均九八尺乃至一丈幅員十五間乃至一百間あり、元明清の歴代、帝都を北京に定め糧餉の供給を南部支那に仰ぐに當り、海路の危険を避け、漕運をすべて此運河に取りたり、加ふるに其支渠各省に縦横し、本支の水域を合するときは、實に一千餘里の長さに達すべく、其水利の大全世界中其比を見ざるところあり、招商局の汽航によりて糧餉を搬運する今日に至りては、運河の主眼たる漕運の業は、大に寂寞の感ありと雖、通商往來の利便は此水運によりて益々擴大されんとす、其人民に與ふる鴻益は、到底長城の比にあらざるなり、

沿海航路

第二項 沿海航路

支那沿海航路は、近來大に發達し、東は本邦及米國に通じ、南は南洋諸島に達し、西は歐州に至り、船舶の來往頗る盛なり、千九百七年に於ける各港船舶出入總數は二十一萬七千九百三十二隻にして、此噸數八千十萬九千四百二十二噸なり、而して同年度中の出入船舶旗章別に左の如し、

國名	船數	噸數
合衆國	五四九	一、〇四五、八九九

澳地利	五〇	一九七、五六四
白耳義	六	一七、四一八
英吉利	二七、四九五	三三、三一六、六一八
清國	* 一一三、四二一	五、〇八七、六〇八
韓國	三三、七七二	一一、五九八、六九七
丁株	四七	三六、八六五
和蘭	六八	一〇九、七九五
佛蘭西	一七一	二九八、〇五八
獨逸	五、〇七二	四、七二二、一八八
日本	五、八六四	六、六三九、七六七
諸威	二九、二九六	一五、五九八、二二三
瑞典	一、二一〇	一、〇六七、一一〇
葡萄牙	六	一〇、七九八
露西亞	八五六	一〇八、七二二
西班牙	一四七	二六四、〇四二
合計	二二七、九三二	八〇、一〇九、四二四

南清航路

清國沿海の航路は左の如し

南清航路 南清各港間に於ける定期汽船の交通は頗る頻繁なるも左の各線に大別することを得べし、

一、上海、福州航路 此の航路は、招商局汽船及び獨乙商の經營せる禪臣洋行並びに怡和洋行の各汽船會社に於て營業す、

二、上海、厦門、汕頭、香港航路 此の航路は、重に招商局汽船の營業とす、

三、上海、厦門、汕頭航路 此の航路は、怡和洋行及び太古洋行の營業とす、

四、上海、香港、廣東航路 此の航路は、招商局汽船の營業とす、

五、上海、汕頭、香港、廣東航路 此の航路は、怡和洋行、太古洋行、禪臣洋行の營業とす、

六、厦門、臺灣、福州、香港、汕頭航路 此の航路は、大阪商船會社及び英商の經營せる「ドーグラス」汽船會社の營業とす、

七、厦門、香港、新嘉坡航路 此の航路は、振昌、鴻記の二清商の經營とす、

八、上海、寧波、温州航路 此の航路は、招商局及太古洋行の營業とす、

北清航路

九、福州、三都澳航路 此の航路は、大阪商船會社の、臺灣總督府命令航路としての營業なり、

十、福州、興化航路 同上

北清航路は又南清航路と同じく、汽船の往來頗る頻繁なるも、毎年十二月より翌年三月中旬に至る迄三ヶ月間は、天津、牛莊の二大商港、結氷封鎖せらるゝを以て、此間は汽船の交通杜絶す、只北清唯一の不凍港たる秦皇島との間に、南清其他より汽船の發着あるのみなり、今北清航路を擧ぐれば左の如し、

一、上海、芝罘、天津航路 此の航路は、招商局、怡和洋行及び太古洋行、美最時洋行、禮和洋行等の經營とす、

二、上海、芝罘、牛莊航路 此航路は、招商局及び怡和洋行、太古洋行の營業とす、

三、上海、青島、芝罘、天津航路 此航路は、獨商美最時洋行の營業とす、

四、上海、芝罘、秦皇島航路 此の航路は、開平礦務局輪船の一週二回位の出航あり、

五、臨時廻航船 怡和洋行及び太古洋行は、南清各港より北清各港間に、臨時

廻航路を發することあり、

此の餘清國の沿岸を經過せる、世界の幹線たる各線の航路、及び其經營に當る會社を列記すれば左の如し、

東洋線

東洋線

横濱、上海航路(日本郵船會社)

神戸、北清航路(日本郵船會社)

神戸、韓國、北清航路(日本郵船會社)

淡水、香港航路 (同上)

安平、香港航路 (同上)

香港、福州航路 (同上)

香港、浦鹽斯德航路(漢堡亞米利加會社)

横濱、メルボルン航路(日本郵船會社)

濠洲線

濠洲線

神戸、メルボルン航路(イースタン、アンドン、オースタリアン會社)

神戸、濠洲、新西蘭航路(チャイナ、ネビゲーション會社)

(倫敦、上海航路(英國彼阿汽船會社))

歐洲印度線

歐洲印度線

ブレメン、ネーブルス、横濱航路(ロイド會社)

馬耳塞、上海、横濱航路(佛國郵船會社)

ゼノア、ネーブルス、孟買、香港航路(伊太利汽船會社)

トリエント、孟買、神戸航路(澳大利ロイド會社)

横濱、倫敦、アントワープ航路(日本郵船會社)

晚香港、香港航路(加奈陀太平洋鐵道會社)

シヤトル、香港航路(日本郵船會社)

タコマ、香港航路(北太平洋汽船會社)

桑港、香港、馬尼刺航路(太平洋郵船會社、英國)

サンデエゴ、香港航路(カリフォルニア、アンドンオリエンタル汽船會社)

鐵道

第四節 鐵道

清國に於ける鐵道經營は近時頗る擴大し、其發達の著しき、政府と民間と均しく其敷設に熱中し、競ふて後れざらんことを力むるに至れり、是れ元より然る

清國の自覺

べき所にして、鐵道の敷設に、眞に文明の利器民智の開發、商事の勃興に、預て至大の關係を有するものなることを想到したる清國民は、徒らに風水の說に沮害せられ、或は地脈を斷つものとなして、兒戲に等しき見解を固執するの愚なるを知悉し、且つは利權回收熱に促され、遂に今日鐵道經營の國家の急務たるを自覺するに至りしなり、されば左に列記する所の各地鐵道の完成せるの日は清國は正に一大鐵道國となるべく、其交通の便は勿論富源の開發、人智の進歩等實に測るべからざるものあらん、此時は即ち清朝の面目一新するの期にして、諸般政務の一大變革は必ず括目して見るべきものあらんか、

現在敷設線

東清鐵道

一、東清鐵道 東清鐵道會社の敷設にして、資本金一億五千萬留、露國政府保護の下に經營す、耳古資より浦鹽斯德に至り、滿洲里を經過して哈爾濱及び包頭尼に至る、九百二十五哩、哈爾濱より寬城子に至る一百四十七哩とす、

京榆鐵道

二、京榆鐵道 即ち所謂榆關内外鐵道にして、資本金五百萬磅、英國に於て募集し、英人の經營に係るものなり、北京より天津を過ぎ、山海關及溝帮子を経て營口に至る六百哩、

京漢鐵道

三、京漢鐵道 北京保定間は、資金として清國政府より銀四百萬兩を支出し、保定漢口間資本金一億一千二百五十萬法、白耳義シンヂケート此鐵道財產一切を抵當として出資せり、元金償却は二十ヶ年の約定なり、其工事は北京方面は佛人、漢口方面は白耳義人の擔當なり、北京より保定正定及び河南の衛輝鄭州を過ぎ、湖北省漢口に至る七百五十四哩、

奧漢鐵道

四、奧漢鐵道 資本金額約八千四百萬兩にして、此出資者は米國なり、抵當は此鐵道一切の財産にして、元金償却は五十年の約定なり、廣東省廣州より、湖南省長沙を経て湖北省漢口に至る七百二十哩、

膠青鐵道

五、膠青鐵道 資本金五十萬碼、なり、獨乙が石炭採掘の目的を名として敷設權利を得たるものなり、膠州灣の青島より濟南府に至る三百十哩、膠州沂州間百十哩、

滬滬鐵道

六、滬滬鐵道 當初清國自ら敷設したるものなるも、現今は怡和、滙豐の二洋行が五十萬兩を以て、清政府より拂下げ、専ら英人の手によりて經營す、上海

吳淞間十三哩なり、

南滿鐵道 明治三十八年十二月廿二日調印の滿洲に關する日清條約附屬協約により、本邦南滿鐵道會社の經營する所に係り、大連長春間四百三十六哩支線として南關嶺旅順間、大房身柳樹屯間、煙臺煙臺炭坑間、大石橋營口間、蘇家屯撫順間の各線とす、

安奉鐵道 同上の協約により南滿鐵道會社の經營にして奉天より安東縣に至る約一百八十九哩なり、

大冶鐵道 楊子江沿岸石淅涯より、大冶鐵山に至る十八哩にして、清國政府の鐵礦採掘の目的を以て敷設したるものなり、

萍醴鐵道 江西省の萍鄉縣より、湖南醴陵縣の株州に至る六十四哩、石炭採掘の目的を以て、米人の監督の下に清國政府の出資敷設せるものなり、

澤懷鐵道 澤州より懷慶に至る十五哩間にして、北京シンヂケートの出資敷設したる、炭礦鐵道なり、

京張鐵道 北京より南口を過ぎ、張家口に至る三十三哩、北京附近なる

京奉鐵道の豐臺驛を起點としたる、清國政府自營の鐵道なり、

齊昂鐵道 齊々哈爾城と、東清鐵道齊々哈爾驛昂々溪との間を聯絡せしむる爲め、清國の官營として經營せる輕便鐵道にして、此間五十浬とす、

新奉鐵道 奉天より新民府に至る七十哩間にして、現今清國の官營に歸す、

京通鐵道 北京より通州に至る三十哩にして、清國政府の自營に係る、

滬寧鐵道 上海より蘇州鎮江を経て江寧府に至る九十哩、

道清鐵道 河南省滑縣の道口より、衛輝を過ぎ武涉縣の清河鎮に至る、

正大鐵道 直隸省の正定府より、枕頭を過ぎ山西の太原府に至る八十

七哩、

浙江鐵道 浙江省杭州府城より、通商碼頭に至る三哩間、

汴洛鐵道 河南省開封府より鄭州を過ぎて、河南府に至る四十一哩、



潮汕鐵道  
三廣鐵道  
王羅鐵道  
滇越鐵道

二十一、潮汕鐵道 汕頭より潮州に至る二十五哩、  
二十二、三廣鐵道 廣州より三水に至る三十哩、  
二十三、王羅鐵道 王臺橋より羅溝に至る四哩、  
二十四、滇越鐵道 越南の河口より雲南省の蒙自を経て雲南府に至る十九哩、

布設計畫  
及び布設  
決定の線  
路

此餘計畫中の線路并に既に敷設に決定したる線路を列擧すれば左の如し、  
一、川漢鐵道 四川省成都より、重慶湖北宜昌等を経過して湖北省漢口に至る、

- 二、蘇杭寧鐵道 杭州より一は蘇州に至り、一は寧波に至る
- 三、長長鐵道 湖南省長沙府より、辰州府に至る、
- 四、滬嘉鐵道 浙江省嘉興府より江蘇省上海に至る
- 五、厦延鐵道 福建省厦門より、漳州福州等を経過して延平に至る、
- 六、西潼鐵道 陝西省西安府より潼關に至る、
- 七、大平鐵道 山西省太原府より平陽府に至る、

- 八、道澤鐵道 山西省澤州府より、河南省道口に至る、
- 九、大張鐵道 山西省大同府より、直隸省張家口に至る、
- 十、津鎮鐵道 直隸省天津府より、山東省德州等の地方を経過して、江蘇省鎮江に至る、

- 十一、九廣鐵道 廣東省廣州府より、九龍に至る、
- 十二、蕪廣鐵道 安徽省蕪湖より、廣德州に至る、
- 十三、廣厦鐵道 廣東省廣州府より、福建省厦門に至る、
- 十四、廣贛鐵道 廣東省廣州府より、江西省贛州府に至る、
- 十五、辰常鐵道 湖南省辰州府より、常德府に至る、
- 十六、衡永鐵道 湖南省衡州府より、永州府に至る、
- 十七、潼蒲鐵道 陝西省潼關廳より、山西省蒲州府に至る、
- 十八、九南鐵道 江西省九江府より、南昌府に至る、
- 十九、新寧鐵道 廣東省新寧縣より、陽江廳に至る、
- 二十、庫張鐵道 直隸省張家口より、庫倫に至る、

- 二十一、蘭伊鐵道 甘肅蘭州府より、新疆省伊犁に至る、
- 二十二、吉長鐵道 吉林府より長春府に至る、
- 二十三、錦齊鐵道 錦州より齊々哈爾に至る、
- 二十四、張綏鐵道 張家口より綏遠城に至る、
- 二十五、吉會鐵道 吉林より韓國會寧に至る、
- 二十六、烟濰鐵道 烟台より濰縣に至る二百清里、

郵傳部の鐵道成績

尙郵傳部は、宣統元年一月より六月に至る、半年間の豫備立憲の成績を發表せる中に、記載せる所によれば、昨冬京漢鐵道回收後五月まで、列車收入七十萬元を増收し、外人の月給十萬元を省き、京奉鐵道規則を改良し、半個年間に百萬元を増收し、雜費七萬元を減じ、英清合辦の盛京省錦州南票炭坑條例を破棄し、英人の保管せる南票錦州間鐵道敷設金十五萬磅を回收し、廣東の廣州澳門間鐵道を自辨すべく、葡萄牙に向ひ破約を主張し、遼寧、江湖、新寧、潮仙、京張及び北京と門東溝間の京張支線、黑龍江齊々哈爾と昂々溪間の輕便鐵道、河南の汴洛鐵道落成し、廣東内粵漢鐵道は琵琶湖まで開通し、其他各種の措置著々進捗し、尙ほ

清國の鐵道公債

正大鐵道の佛國借款は、明年より償還すべく、又河南開封江蘇徐州海州間鐵道は、最も重要なを以て、外務部度支部と議して籌畫なりと云へり、兎に角清國の鐵道敷設に熱中せるさま、眞に一海千里の勢ありと云ふべし、清國政府の最近調査に係る中央政府の直接責任ある鐵道公債は左の如し、

起債年	名稱	金額	利率
光緒三十二年	東清鐵道	五〇,〇〇〇,〇〇〇	五厘
二十四年	北京鐵道	二二,〇〇〇,〇〇〇	六厘
二十五年	牛莊鐵道	四,五〇〇,〇〇〇	五厘
二十四年	京津鐵道	四〇,〇〇〇,〇〇〇	同上
三〇年	正大鐵道	二五,〇〇〇,〇〇〇	同上
三〇年	粵漢鐵道	二,九〇〇,〇〇〇	同上
三〇年	滬寧鐵道	七〇〇,〇〇〇	同上
三一年	道清鐵道	八〇〇,〇〇〇	同上
三三年	吉長鐵道	一,〇〇〇,〇〇〇	同上
三三年	粵漢鐵道	一,五〇〇,〇〇〇	同上
三三年	九廣鐵道	一,五〇〇,〇〇〇	同上
三三年	滬蘇甯線	一,五〇〇,〇〇〇	同上

右は直接中央政府の責任を有するものにして、此餘の地方總督巡撫と、外人間に訂約せられたるものは、一切茲に含有せず、

電信

第五節 電信

軍務に外交に貿易に、直接其效益の偉大なるものあるを以て、清國內地に電信の敷設せざるべからざる理由を、時の直隸總督李鴻章より上奏したりければ、政府も其利のあるところを見遂に民間の窺々たる風水の説を排して、李鴻章を電務總裁に任じ、以て内地各處に電線の架設を命ず、之れ實に光緒七年なり、爾來李氏は大北電信會社と特約を訂結し、専ら其敷設に従事し、十八九年の間に於て、都鄙僻陬の地に至る迄連絡せしめ、今や支那本部を始めとし、滿洲、蒙古、雲南、貴州等の邊陲の地まで、聲息轉瞬の便あり、又近時中央亞細亞を経て陸上より北京、歐洲を接続するの電線も開通せられ、全國の電線延長、一萬五千哩に上り、電信局の設け三百所あり、

電報符號

清國の電法は、漢字一字を以て四個の數字の符號を付す、此を一語とす、打電の際は、自己の打電せんとする文字の符號たる數字を營して電報局に依頼す、此符號は電報新編と稱する書冊ありて局より發售す、受電者は此符號によりて電報新編中より文字を搜出する方法なり、我國の如く、假名文字なきため、發信者受信者とも、均く不便を感ずるなり、又歐文は子母字數十字を以て一語と算す、姓名住址も亦字數により收税するの規定なり、

清國內地電報料

清國內地の電報料は、一府州内は一語洋銀五仙と定め、一省以内の地は一語十仙とし、其他一省界を跨る毎に三仙を加ふるの例なり、而して歐文電報は一語一省二十仙とす、

日本より清國內地電報料に至る電

又本邦より清國樞要地に至る、通常電報一語料金は左の如し、

北京	一、〇〇 <small>仙</small>	上海	〇、六〇 <small>仙</small>	天津	一、〇〇 <small>仙</small>
南京	〇、八八	秦皇島	一、〇〇	鎮江	〇、八八
芝罘	〇、九四	吳淞	〇、七八	青島	〇、九四
杭州	〇、九四	牛莊	一、〇六	寧波	〇、九四
山海關	一、〇〇	溫州	〇、九四	岳州	一、二二

◎第五節 電信

◎第七章 運輸交通

一九〇

蘇州	〇、八八	宜昌	一、〇六	福州	一、〇八
沙市	一、〇六	廈門	一、〇八	武昌	一、〇六
九江	一、〇〇	漢口	一、〇六	龍州	一、五四
梧州	一、五四	三水	一、四八	瓊州	一、三八
北海	一、三八	廣東	一、三八	三都澳	一、三八
汕頭	一、三八	蘇州	〇、九四	重慶	一、二二
蒙自	一、六〇	香港	一、二八	思茅	一、六〇
澳門	一、三八	開封	一、〇〇	長沙	一、二二
閩州	一、一八	貴陽	一、六六	安慶	〇、九四
太原	一、〇六	西安	一、二二	濟南	〇、九四
成都	一、二二	河口	一、六〇	騰越	一、六〇
雲南	一、六〇	愛理	一、二八	齊々哈爾	一、二八
吉林	一、三〇	寧古塔	一、三〇	瑯春	一、三〇

日本軍用電信

北京、天津、塘沽、山海關の各地には、過る明治三十三年の北清事變以來、我駐紮軍の屯在せるを以て、帝國軍隊用電線によりて、特に一般公衆の爲めに、和文電報を取扱はるゝを以て頗る便利を得るなり、其料金も日本内地と同一なり、又關

東州及び滿鐵沿線の各地には、我帝國の電報局あること勿論なりとす、

第六節 郵便

郵便

驛站

信局

舊來清國の官制に依て、制定せられたる驛遞の法は、一切官用の遞傳に止り、兵部の總官するところにして、各地に局を設け、地方官をして之を監督せしむ、之を驛站と稱す、民間の信書送達に關することなし、而して民間私設の郵便局を信局と稱し、各一定の線路ありて郵便事務に従事す、其營業の方法は、一省内に限るあり、或は數省に渉るあり、各信局何れも聯絡を通じて、相互に遞送の線路を擴張せり、民間の信問を通じ、商業機關の運轉敏括なるは、全く此の信局の力によれり、而して此等の信書には、印紙を貼用するにあらず、只信局は發信者の依托により、其の信書を目的地に送達し、受信者より定規の賃錢を要求するの慣例なり、金銀の爲替遞送等、又此信局に頼る、其の信用は頗る厚くして、決して中途紛失等の虞なし、又右の信局の外、各地に飛脚業を營むものありて、信局と略ぼ同一の業を取るなり、

郵政事務の發達

開港場郵便局

郵政局の新設

在清國各國郵便局

在清國日

上述の如く、舊來の驛站と民間私設の信局とにては、日進月歩の今日に於ける交通機關として、頗る不便不備なるを以て、總稅務司、ロバート・ハート氏は、深く此に意を注ぎ、専ら信書の速達法を講究し、遂に光緒廿一年に至り、旨を奉じて各開港場に郵便局を設置し、稅務司の管掌に歸せしめ、局員は稅關吏を使用し、新に郵便切手を製して之を貼用せしめ、此等の郵便物は、外國郵便船、又は支那の船舶に其の各地方への遞送を托せり、此の如くにして、清國の郵便制度は、稍や整頓に向ひ、遂に千八百九十七年二月二日を以て、帝國郵政局を新設し、總稅務司之を統轄し、隨で萬國聯合郵便同盟に加入するに至れり、今千九百七年に於ける、清國內地に設立しある郵便局所數は左の如し、

郵便本局及副局 四四、 郵便支局 五〇九、 郵便取扱所 二、二五〇、

其他北京及び重なる開港場には、日、英、米、獨逸、佛等の諸國にて設立せる郵便局ありて、清國各開港場間、及び各其本國並に諸外國に對する郵便事務を取扱へり、

又在清國本邦郵便局の所在地は左の如し、

本郵便局

日清韓の小包料金

清韓内地間の小包料金

清國各局との爲替料

上海、北京、牛莊、天津、塘沽、芝罘、沙市、漢口、南京、蘇州、杭州、福州、廈門、汕頭、廣州、長沙、日清韓三國相互間に發着する小包郵便物の料金左の如し、

三百匁迄 三十錢、 四百匁迄 三十五錢、 六百匁迄 四十錢、  
 九百匁迄 五十錢、 一貫二百匁迄 六十錢、 一貫五百匁迄 七十錢、

又清韓各國內に發着する小包郵便料金は、日本内地小包郵便の料金と同一とす、容積重量等、亦内地小包郵便物と同一なり、

在清國本邦各局所相互間、又は同局所との間に取組む通常爲替、及小爲替證書一枚の爲替料は次の如し、

爲替金額十圓以内 通常爲替料金十錢

十圓を超過したる分に對しては、十圓迄毎に十錢の割合を以て加徴するものとす、

小爲替料は金五錢とす、

# 第八章 商業

## 商業

### 第一節 總說

先天的の商業國民なり  
 商事の發達蒸蒸日上の勢あり  
 商業上の要素  
 清人の團結力  
 支那人の特性

支那國民は實に先天的の商業國民なり、其性質の悠々遲鈍なるに拘らず、商取引に關しては其所爲の敏捷活潑なる、全然別人の觀あり、されば清國今日の狀態は、各種の機關萎靡不振の有様にあるに關らず、唯り商事上の發達蒸蒸日上の勢あるもの、蓋し亦以なきにあらざるなり、  
 由來支那民族は商業上の要素たる一種の特性を有し、加ふるに政府の威力薄弱にして其生命財産の安固を托するに足らざるよりして、自然團結して自衛を鞏固ならしむ、  
 特性とは何ぞや、他なし、金錢を愛するの念深きことこれなり、實に彼等の腦中は、常に金錢の二字を脱却すること能はずして、全く此思想の支配するところとなり、忍耐となり、勤勉となり、或は冒險的の事業と化し、今日世界五洲到る所の地に彼等の來往を見ざるることなく、世俗の毀譽に關せず、褒貶を意とせず、粗

商業上の信義約束を重す

個人自衛の手段  
 相信じ相利す  
 同業組合

公所

衣粗食能く艱苦に耐へ、遂に幾萬海外の寶貨を荷ふて郷里に歸るもの、之れ實に彼等の特性と云はざるべからず、

凡そ國民としては、支那人ほど虚偽百出信頼し難きものはあらず、而かも商業上の信義約束に至りては頗る之を重じ、商事の契約等に在りては、務めて繁褥を避けて簡易を主とし、一度決することは之を變更することなく、金錢の授受數萬金に上るも、通常坐談の間に之を辨じ、僅に一紙半簡を以て其證左となすに過ぎず、此の大膽なる所爲には外人の均く吃驚するところなり、加ふるに國家の威力薄弱なるにより、己を得ず個人自衛の手段顯著となり、官吏の誅求を防ぎ、行旅の危険を避くるの方策として、互に相信任して互に相利するの謀をなし、其結果團結力の鞏固を致すものなり、されば彼等商人間の、營業保護の目的よりして、各地に同業組合なるものを設け、嚴格なる規約を以て之を統轄し、苟も此例規に違ふものあるときは、再び業務を取ること能はざるの方法を設け、甲地の組合は乙地の組合と連絡を通じ、遠法者を束縛するの制を設く、其事務所を公所と稱し、各業必ず一個の公所を有す、又同郷人間の親睦を圖り且つ

會館

其利益を保護するの目的を以て、各地方に會議所を設け名けて會館と稱す、縱令自己に不利なるものありと雖、同業或は同郷一般の利害のためには、能く此等の公所會館の規約を遵守し、毫も違ふことなし、然れども又此等團結の力を利用して、外貨抵制等の説を唱へ、所謂「ボイコット」なるものを起し、往々外商をして苦境に陥らしめ、延て國交を害し、商務の進捗を阻害することありと雖、此等は當道の措置如何によりて、容易に解決すべき問題に屬し、其信用取引の盛に行はるゝ美風と、團結力の鞏固とは、實に商業上の精神を得たるものと云ふべきなり、

外貨抵制

商業上の精神を得たり

外國貿易

第二節 外國貿易

海外との通商關係

貿易とは則ち賣買の意にして、國際間の輸出入なり、支那が外國と通商を開始したるは、其起原頗る古く、東漢の世に於て既に歐州との交通をなしたり、爾來一千有餘年間時に盛衰ありと雖、常に多少の通商を絶たざりき、明代に至りて西班牙、葡萄牙、和蘭人等、支那南部の海邊に來りて互市するもの漸く多く、特に

道光二十二年の南京條約  
咸豐十年の天津條約  
日清日露兩戰役後の商勢の發展  
一九〇七年に於ける輸出入總額

現朝の初に至りて、英人印度を領し、東洋に於ける通商航海の權を占むるに及び、漸く支那四百州無盡の寶藏に意を注ぐに至れり、其後阿片戦争の結果として、道光二十二年の南京條約によりて、二千一百万圓の償金を支拂ひ、併せて香港の一島を割讓し、上海以下五ヶ所の互市場を開きてより、茲に全く商業の面目を一變し、隨で咸豐十年に、英佛の聯合軍に迫まられて、再び天津條約を締結し、償金一千二百万圓を出し、天津以下の七港を開き、遂に海禁を撤して二十有餘の開港場を有するに至り、爾來屢々乎として商勢の發達、日進月歩の有様となり、二十七八年日清役の後に於て、更に數個處の開港をなし、三十七八年の日露戰役の後に至りて、滿洲各處の開放を行ひ、今日に至りては、各港に於ける輸出入の總額、實に十億圓の巨額に上れり、今左に最近千九百七年即明治四十年度に於ける清國海關の調査に係る輸出入の統計及び輸出入貨物の重なるものを掲出し、參考に供すべし、金額は何れも海關兩の計算なり

國名	輸 入	輸 出
英 國	七七,五六二,七〇〇	一一,一〇七,六四五

◎第二節 外國貿易

◎第七章 匯輸交差

一九八

英領香港	一五五、六四二、〇一六	九七、二二六、四三四
英領印度	三二、九一三、八四七	三、一七九、六九五
北米合衆國	三六、九〇三、四七六	二六、五七九、六六〇
獨乙	一六、一七七、四〇〇	六、一〇九、一九五
佛國	三、一五八、六二六	三〇、六五八、五八五
白耳義	一〇、五八一、〇四八	三、九七八、六五二
伊太利	六〇八、八一三	八、〇三八、〇七四
露國	九一三、三五一	一七、二〇一、二〇八
日本	五七、四六一、四一〇	三九、三四七、四七六
朝鮮	一、四九四、二〇四	二、一六九、五六〇
總計	四九三、四一六、八九一	二四六、六〇九、一八四

表中香港よりの輸出入は、英本國、獨乙、佛蘭西、米國、濠洲、印度、海峽殖民地、其他の諸國より香港を経て輸出入せしものを稱せるなり、次に同年度中の輸出入品の、主要なるものを擧ぐれば左の如し

一九〇七年  
主要輸  
入品

品類	輸入額	品類	輸出額
阿片	二八、六五三、六五三	茶	三二、七三六、〇一一

綿織物	二二八、九一五、九二三	生糸及精織物	八三、〇八四、〇三四
棉花	一、〇七四、七六五	砂糖	六七九、四五二
毛織物	六、八九八、八〇六	麥稈、眞田	六、八一九、〇九二
金銀類	一九、九四二、二八五	獸皮(牛及水牛)	七、七一一、一五二
石炭及コークス	七、六六八、五九九	紙	三、三七六、九六四
油及ヤロセン	二〇、二〇三、一七七	皮革及毛皮	三、四一〇、六四〇
米	三四、四一七、三〇七	衣類	九六六、二五七
砂糖	二六、三五八、八四九	綿花	一七、一一七、三三三
魚類	八、三五二、九〇七	大豆及豆粕	一二、三八九、八一七
合計	二七二、四八六、二七一		一六七、三三五、七九二

以上の統計によれば、輸出入總額の四割を、右重要品にて占むるの有様となるなり、日清戦争後より三十三年北清事變の當時に至るまで、輸出入總額約五億萬に満たざりしもの、十年後の今日二倍の増額を示すに至り、商勢の長足進歩實に驚くべきものあり、今次節に於て、諸外國に公開せる各開港場、及び開市場の現況を開列すべし、



開市場

第三節 開市場

楊子江沿岸の開市場

清國が現今諸外國に開放せる各開市場は左の如し、  
一、楊子江沿岸に於ける開市場

上海	一八四三年開放	一八四二年南京條約
吳淞	一八四八年開放	清國開放
鎮江	一八六一年開放	一八五八年天津條約
南京	一八九七年開放	一八五八年清佛條約
揚州	同	一八七六年芝罘條約
蕪湖	一八六二年開放	一八五八年天津條約
九江	同	同
漢口	一九〇〇年開放	清國開放
武昌	同	同
岳陽	一九〇四年開放	同
長沙	一八九六年開放	一八九五年馬關條約
宜昌	一八七七年開放	一八七六年芝罘條約

南部沿岸の開市場

二、南部沿岸に於ける開市場

蘇州	一八九六年開放	一八九五年馬關條約
杭州	同	同
寧波	一八六一年開放	一八四二年南京條約
溫州	一八七七年開放	一八七六年芝罘條約
福州	一八九九年開放	清國開放
廈門	一八六一年開放	一八四二年南京條約
汕頭	一八六二年開放	同
廣州	一八九八年開放	清國開放
香港	一八六〇年開放	一八五八年天津條約
汕頭	一八五九年開放	一八四二年南京條約
廈門	一八九七年開放	一八九七年緬甸條約
福州	一八七六年開放	一八五八年天津條約
廣州	一八七七年開放	一八七六年芝罘條約
香港	一八九七年開放	廣東の分關として開放



開市場

場を問きたり

◎第八章 開 港

局子街	一九〇九年開放	一九九年日清協約
龍井市	同	同
頭道溝	同	同
百草溝	同	同

此餘我租借地となれる大連、獨乙の膠州灣に於ける青島及び英領香港、葡領澳門等あり、

第四節 楊子江沿岸に於ける開市場

第一項 上海

楊子江沿岸に於ける開市場  
上海の位置及び開港

上海は江蘇省松江府に屬し、上海縣治のある所にして、黃浦江の吳淞江に會流する所に在り、道光二十二年鴉片戰爭の結果、所謂南京條約によりて、其翌道光二十三年即ち西曆千八百四十二年、五港の一として始て開港場となりし地なり、我長崎より楊子江に至る三百五十哩江口を溯ること四十八哩、左折して吳

上海の縣治

上海の發達

英米佛の三租界

上海の貿易額

輸出入品

吳淞

淞江に入り、更に同江を溯ること約十三哩にして本港に達す此地以前は寂寥たる一漁村に過ぎざりしも宋の紹興年間始めて上海鎮となし元に至り上海縣を置き茲に漸く一縣城を形造れり、地勢極めて平坦にして、四望茫茫として際涯なく、東西南北山なく丘なく、唯濁流の縦横に貫流するを見るのみ、此地開港以來面目頓に一變し、非常の發達進歩をなし、其人口城内居留地併せて七十餘萬在留外人の數約二萬、此内本邦人約八千を算するに至る、英米佛の三租界は吳淞江流を擁して其地域相接し市街經營の規模の宏壯なる東洋無比と稱す、實に此地は、東西南洋交通の要衝に當り、清國對外貿易の中心として此港貿易の消長は、直に清國貿易の隆替を代表するものなり、其一ヶ年の貿易額の如き一億六千餘兩に上り、加之貨物供給區域の廣大なる、運輸、交通の利便なる、金融機關の整備せる、實に東洋の最大貿易市場なり、其輸出品の重なるものは、生糸、絹織物、茶、米、綿等にして、輸入品の重なるものは、阿片、綿糸、綿布、石炭、石油、毛織物、海産物、木材、燐寸、陶器、砂糖、麥粉、金屬類等なり。

第二項 吳淞

◎第四節 楊子江沿岸に於ける開市場

吳淞の開港

吳淞は江蘇省蘇州府吳縣の管轄にして、吳淞砲臺のある所なり、黃浦江の長江に會流する地點にして、上海を距る十七哩、陸上には吳淞上海間の淞滬鐵道ありて、兩地より一日六回の汽車を運轉す、人口僅かに五千、我明治三十一年即ち西曆一千八百九十八年、清國の自ら開放せし處なり、外國汽船の一時の寄泊所たるに過ぎず。

鎮江

第三項 鎮江

鎮江の位置

鎮江は江蘇省鎮江府治の所在にして、上海を距る一百十餘里、人口二十萬あり、一千八百六十一年天津條約の開港に係り、江内水深くにして大船巨舶の碇繋に適す、殊に杭州より揚州を経て天津に通ずるの運河と、長江との支會點に位置するを以て、水利極めて便なり、居留地は運河より楊子江に沿ふ一帶の地にして、西鎮山と稱す、貿易總額は一ヶ年約三千五百萬兩内外にして、輸出品の重なるものは、生糸、茶、米、棉花、麻、煙草、藍等にして、輸入品は綿布、綿糸、麥粉、石油、砂糖、阿片、毛織物、石炭、及海産物、燐寸、陶磁器、木材等なり。

南京

第四項 南京

南京の位置

南京一に金陵と稱す、明の舊都にして現に江寧府と云ふ、江蘇、安徽、江西三省の首都にして、兩江總督の駐劄地なり、楊子江の右岸に位置す、人口約五十萬、一千八百五十八年の清佛條約によりて開港場となしたるの地なり、古蹟勝地の著名なるものは明太祖の廟、王安石の居跡、南朝の四百八十寺、雨下臺等とす、貿易額は一ヶ年約九百六十萬兩餘に至り、輸出品の重なるものは、生糸、絹織物、牛皮、胡麻、繭等にして、輸入品は綿布、綿糸、洋傘、燐寸、石油、阿片、砂糖等を重なるものとす。

蕪湖

第五項 蕪湖

蕪湖の位置

蕪湖は安徽省大平府に屬し、楊子江の右岸に在り、上海の上游三百四十里とす、千八百七十六年芝罘條約に基き開港場となしたるの地なり、人口約八萬、市街は他の支那内地に比して廣潤にして、道路又清潔なり、製茶の産地を以て著名なる太平縣には運河の交通あり、一ヶ年の貿易額は約二千萬兩餘にして、輸出品の重なるものは、米、生糸、茶、絹織物、煙草、棉花、鷄卵、麻等にして、輸入品は阿片、綿糸、綿布織物、其他の雜貨等なり。

蕪湖の輸出入品

九江 第六項 九江

九江は江西省九江府治の所在にして、揚子江の沿岸にあり、運河は府城を繞りて西方端昌に通じ、東は鄱陽湖を控へ、其水利運輸の便に富むを以て、船舶常に港口に輻湊す、人口約五萬、外人の居留地は府城の西方に在り、由來此地は歴史上の古跡に富めり、伯樂天の琵琶行を詠せし潯浦、避暑の仙境として世に名高き廬山、朱子の白洞書院、其他李白の舊居、陶淵明の居跡等あり、此附近一帯の風光實に遊歴者の探勝に充分の値あるべし、一ヶ年の貿易總額二千二百萬兩内外にして、輸出品の重なるものを製茶とす、又支那陶器の産出を以て有名なる景德鎮の陶器は、一に此地より輸出さるゝものとす、輸入品は綿糸、綿布、阿片、及び雜貨等なり、

第七項 漢口

漢口は湖北省漢陽府に屬す、一に漢鎮又は武漢と稱す、漢江の揚子江に會流する一角にあり、南岸は揚子江を隔て、武昌府に對し、西岸漢水を夾んで漢陽府に接し、其他勢殆ど鼎足の勢を爲せるを以て武漢と呼べるなり、上海を距る揚

支那南北縱貫大幹線の接續地

漢口の人

漢口の輸出入品

武昌

武昌の位置

武昌の産物

武昌の古蹟

子江の上游三百二十里とす、居留外人の數約二千、此内本邦人其六分を占む、此地は清國南北縱貫の大幹線たる京漢鐵道(北京漢口間)及び粵漢鐵道(廣東漢口間)の接續地點に當り、舟楫自在五方雜處、其九省の會たる名ある決して偶然にあらず、實に支那中央部百貨の集散地として、市面頗る殷盛を極む、人口約八十萬、之に武昌の二十五萬、漢陽の十五萬を加へて、武漢百二十萬口と稱す、一個年の貿易額は約九千七百餘萬兩に上り、輸出の重なるものは茶、豆、豆粕、麻、繭等にして、輸入の重なるものは綿糸、綿布、銅、海産物、石油、砂糖、藥種、其他各種の雜貨等なり、

第八項 武昌

武昌は漢口の對岸にありて武昌府治の所在なり、湖廣總督の駐劄地にして、又湖北巡撫も此地に在り、一千九百年即ち清國光緒二十年十月、清國政府自ら開港となしたるの地なり、其區域は府城の北方十清里、揚子江沿に位置し、粵漢鐵道の起點地にして、蘆漢鐵道の接續地にあり、産物は藥材、茶、紙、銀、銅、鐵等を有名とす、前湖廣總督張之洞氏の經營に成る鐵政局、兵器製造所、紡紗局、織布局等あり、規模頗る大なり、又此地古蹟として天下第一樓の名ある黃鶴樓、及び文正公

岳州

第九項 岳州

岳州の位

岳州は武昌と同じく、一千九百年清國政府の自ら開放せる地にして、古の岳陽なり、湖南省巴陵縣に屬す、此地を距る北方六哩にして、楊子江より洞庭湖に入らんとする處に城陵磯と稱する一岬あり、岳州寄港船の碇繋地とす、此地一寒村に過ぎざりしが、開港以來大に舊時の面目を改め、殊に洞庭湖に臨み、貨物集散の要地に當りたるを以て、市場日に隆盛に赴き、將來長沙と相俟ちて、湖南省中樞要の地區たるべし、貿易總額約七十五萬兩、輸出品は茶、石炭、支那酒等にして、輸入品は金巾、燐寸、煙草、綿糸等を重なるものとす、

岳州の輸出入品

長沙

第十項 長沙

長沙の位

長沙は湖南省の首府にして、岳州と同じく清國政府の開放せし地なり、湘江の右岸に位置し、上下船舶輻湊の要地にして、湖南省中の一大市場なり、然れども開港日尙は淺く、諸般未だ充分の設備を見ずと雖、運輸交通の要衝に當り、廣大なる富源を控へたるを以て、將來の發展蓋し期すべきものあり、一ケ年の貿易

長沙の輸出入品

額は五百三十萬兩、輸出品は米、茶、紙、麻、石炭等にして、輸入品は綿布、綿糸、海産物、砂糖、其他各種雜貨等なり、

沙市

第十一項 沙市

沙市の位

沙市は湖北省荊州府に屬す、楊子江の右岸に臨み、漢口及宜昌の中間に在り、人口約十萬、由來此地方の人情は極めて剛直にして、外人を嫌忌すること頗る甚しかりしも、今や情態一變して、好で文明の利器を愛用するに至れり、此地は日清役後馬關條約に基きて開放せるものにして、湖北平原の中央に位置し、其地勢の利は、以て將來の發展を豫期することを得べし、貿易額は一ケ年約一百五十萬兩にして、輸出品の重なるものは棉花、藥材、絹織物、煙草、毛皮、穀類、麻等にして、輸入品は綿布、綿糸、毛織物、染料、雜貨等なり、

宜昌

第十二項 宜昌

宜昌の位

宜昌は湖北省宜昌府治の所在にして、楊子江の北岸に在り、沙市を距る約四十二哩の上游にして、長江航路に於ける汽船の終點とす、四川省の門戸に當り、實に巴蜀の咽喉を扼するの地にあるを以て、此港に碇泊する船舶常に千隻を下ら

宜昌の輸出入品

すといふ、一千八百七十六年即ち清國光緒三年の芝罘條約により開市せるものにして、一ヶ年の貿易額は約四百七十餘萬兩内外といふ、輸出品は棉花、藥材、生糸、白蠟等にして、輸入品は毛織物、阿片、海産物、各種雜貨等なり、

重慶

第十三項 重慶

重慶の位置

重慶は四川省重慶府治の所在にして、嘉陵江の楊子江に注ぐ所にあり、古來よりの要鎮にして、府城の周圍約十二清里、城壁の商約十丈、城門十七を設く、實に上海の上游一千二百十五裡にあり、四川省の外國貿易唯一の門戸にして、其繁華熱鬧の光景は上海漢口に次ぐべし、人口約二十五萬あり、我帝國專管居留地は府城朝天門外王家屯にあり、四川全省の鎖鑰を握り、四通八達、水陸交衝の便を占め、遠く雲南、貴州、陝西、甘肅等の各地の交通の樞區に當るを以て、商業上支那西部に於ける貨物の一大集散地たり、一ヶ年の貿易總額約二千八百萬兩、輸出品の重なるものは阿片、白蠟、藥品、毛皮、生糸、麻、絹布、鐵、銅等にして、輸入品は綿糸、綿布、諸雜貨等なり、

重慶の輸出入品

南部沿岸に於ける開市場

第五節 南部沿岸に於ける開市場

蘇州

第一項 蘇州

蘇州の沿革

蘇州は江蘇省蘇州府治の所在にして、我明治二十八年馬關條約に基き、沙市及杭州と共に通商市場となりたるの地なり、人口約五十萬、此地春秋の代吳國の首都にして、秦に至り會稽郡を置き、漢代吳郡と改め、宋に至りて平江府と稱へ明に至り亦蘇州府と稱し、以て清朝に至れり、一に姑蘇又は吳郡と稱す、吳淞江の東岸に在り、東は吳淞江によりて上海に至り、西北は運河によりて鎮江に通じ、南は同じく運河によりて杭州に至る、上海を距る水路約八十哩、上海蘇州間相互日々午後五時を以て日清汽船會社の小蒸汽船の解纜あり、航行時間約十時間とす、此地名所舊蹟頗る多し、普く人口に膾炙せる寒山寺の古刹、吳王闔閭を葬りし虎丘山、并に吳王の築造せる姑蘇臺等最も著名なり、産物は生糸、絹織物、刺繡、其他の細工物等にして、彫刻業は全國第一の稱あり、一ヶ年の貿易額は約四百四十萬兩、輸出品の重なるものは、生糸、絹織物、綿、鷄卵、茶等にして、輸入

◎第五節 南部沿岸に於ける開市場

蘇州の輸出入品

蘇州の古蹟

蘇州の位置

品は、石油、石炭紙、巻煙草等を重なるものとす、

杭州

第二項 杭州

杭州の沿革

杭州は浙江省の首府にして、錢塘江上に在り、春秋の代越と稱し、後楚と改め、南宋に臨安と稱し、明に至りて杭州府となす、人口約八十萬、風俗頗る文雅にして、奢侈を好む、北方は運河によりて、鎮江蘇州に至り、南方は錢塘江によりて海に通じ、此餘無數の支流ありて、水路縱横、舟運極めて便なり、從て省内の産物は、何れも、此府を經過せざるはなく、百貨の輻湊頗る繁劇なり、民力の裕厚なる、産物の富饒なる、實に支那南部第一と稱す、勝地には城の中央に吳山あり、(吳山一に城臨山と稱す)西湖の勝景は久しく世人に膾炙せる處、此他古蹟名勝屈指に遑あらず、産物は生糸、絹織物、罽綳等を最とし、棉花、茶、米、藥材、火腿、紹興酒、漆器、紙類、扇子、筆墨等を特産物とす、一ヶ年の貿易額は約一千九百萬兩、輸出品の重なるものは、茶及び生糸にして、輸入品は金巾、綿糸、鐵、砂糖、海産物等を重なるものとす、

杭州の勝地

杭州の輸出入品

寧波

第三項 寧波

寧波は海口を距ること約十一里なる甬江の北岸に位置し、千八百四十二年の

寧波の位置

寧波商人の特色

寧波の輸出入品

南京條約によりて、開港となりたる地にして、當時は支那中部樞要の區として、其繁榮上海と並稱せられたるも、甬江の水淺くして海上との交通極めて不便なるを以て、今日にては其繁榮は殆ど上海に奪はれ、市場頗る寂寥の觀あり、然れども由來此地は富戶豪商多きを以て、何れも各地方の市場に本支店を有し、殊に上海に於ける重なる商賈は悉く寧波人にして、團結力の固きを利用し、各埠頭に連絡を保ち、各市場の商權を壟斷するの勢力あるは、此地商人の特色なり、一ヶ年の貿易總額約二千五百萬兩、輸出品の重なるものは茶、棉花、米、豆油、繭等にして、輸入品の重なるものは、金巾、綿糸等とす、

温州

第四項 温州

温州の位置

温州の輸出入品

温州は浙江省温州府治の所在にして、浙江省の南隅に在り、甌江の南岸に沿ひたる市場にして、杭州府を距る清里八百九十里、人口約十萬、閩越の要衝を扼し、地の利を占む、千八百七十六年の芝罘條約により開市したるの地にして、風俗温厚にして質朴なり、一ヶ年の貿易總額約二百萬兩、輸出品の重なるものは、茶、木材、雨傘、密柑等にして、輸入品は綿布、砂糖、石油、阿片等なり、



三都澳

第五項 三都澳

三都澳の位置

三都澳は三都澳港の中央にありて海中に孤立せる一小島なり、千八百九十九年清國の開放せる市場にして、港内水深く、巨船の碇繋に便なり、一ヶ年の貿易額は約二百萬餘兩とす、

福州

第六項 福州

福州は福州府治の所在にして、閩江の北岸に位し、城内に閩浙總督衙門あり、人口約六十萬、閩江口を溯ること十五里、人烟の稠密なる、市場の繁榮なる、福建省中第一とす、

福州の外人居留地

外國人居留地は閩江の南岸にあり、即ち府城南門の對岸十清里の地にして、漢口と並びて茶の大市場なり、殊に我臺灣と唇齒の關係を有するを以て、我國の政治上通商上極めて重要な地點なりとす、一ヶ年の貿易總額は、二千萬兩内外にして、輸出品の重なるものは、茶及び木材にして、殊に茶は全輸出額の八割を占む、輸入品の重なるものは、金巾、綿布、綿糸、石油、及燐寸等なり、

厦門

第七項 厦門

厦門の位置

厦門は一に鷺島と稱し、福建省泉州府に屬する一小群島にして、外國人居留地は鼓浪嶼に在り、海を隔て、臺灣を相對峙し、港内水深くして、巨船大船の碇繋に適す、人口約十萬、一千八百四十二年の南京條約により、上海、寧波、廣東、福州と共に、最早く開市されし之地なり、此地方は古くより互市を通せしを以て、人民の出で、南洋諸島若くは南北米國地方、其他沿海貿易に従事するもの多く、又我臺灣に於ける清國移住民の多數は均しく此地方の人民なり、一ヶ年の貿易總額約一千七百萬兩、輸出品の重なるものは、茶、砂糖、陶器、紙、煙草、麻等にして、輸入品の重なるものは、金巾、綿糸、石油、麵粉、海産物等なり、

福寧

第八項 福寧

福寧は温州及び福州の中間に位置し、一千八百九十八年清國の自ら開放せし地なり、開港日尙ほ淺きを以て、貿易未だ隆盛に至らず、此地茶を以て産物の重要なるものとす、

汕頭

第九項 汕頭

汕頭は廣東省潮州府澄海縣に屬し、厦門を距る約一百五十海里、韓江口より溯

汕頭の位  
置  
汕頭の輸  
出入品

ること十一週、潮州府の下流三十五週の江岸にあり、一千八百五十八年の天津條約により開市したるの地なり、港灣の善良なる廣東に次ぎ、支那南部の良港とす、人口約十萬、産物は砂糖、藥材、香料、海産物、果物等にして、一ヶ年の貿易額約四千五百萬兩、輸出品の重要なものは、砂糖を第一とし、葛布、煙草等之に次ぐ輸入品の重なるものは、金巾、綿糸、石油、豆、及び米穀とす、

廣東

第十項 廣東

廣東の位  
置

廣東は廣東省廣州府治のある所にして、一に羊城と稱す、珠江に臨み、人烟稠密、百貨輻湊し、實に南清貿易の中心たり、此地外人との交通頗る古く、八九世紀の頃に於て、既に外船との通商をなし、爾來、英人、蘭人等續々として來り、茲に外交の頻繁なるに従ひて、人民亦能く外情に通じ、婦女童初、皆多少の外國語を操らざるはなし、此港鴉片戦争の結果、一千八百四十二年の南京條約によりて、上海、寧波、福州、厦門と共に、始めて開港せしなり、其人民は清國民中、無悍を以て稱せられ、商業上の才機極て敏捷なり、一ヶ年の貿易總額約一億萬兩に達す、輸出品の主要なるものは、藥種、茶、砂糖、綿布、陶器、紙、木材等にして、輸入品は、米、麥、豆、棉花、

廣東の貿  
易額

三水

第十一项 三水

綿糸、金巾、金屬、水産物等なり、

三水の位  
置  
三水の輸  
出入品

三水是西江北江東江の合流點にあり、因て此名を附す、一千八百九十七年の開市場にして、一ヶ年の貿易總額約四百萬兩、輸出品の重なるものは、麻、蔗、紙、團扇、爆竹等にして、輸入品は、綿糸、綿布、石油、燐寸等なり、

瓊州

第十二項 瓊州

瓊州の位  
置  
瓊州の輸  
出入品

瓊州は海南島の一小港なり、支那大陸を距る十五哩にして、廣東省瓊州府瓊山縣に屬す、清人は之を海口と呼ぶ、海南島の需要品は、皆此港の供給する處なり、人口全島約百五十萬と稱す、一千八百五十八年の天津條約に基き開放せらる、一ヶ年の貿易總額約六百三十萬兩、輸出品の重なるものは、砂糖、煙草、木材等にして、輸入品は、綿布、綿糸、其他の諸雜貨等なり、

北海

第十三項 北海

北海の位  
置

北海は廣東省廉州府北海縣に屬す、港内水深くして、汽船の碇繋に便なり、支那沿岸極西の貿易港とす、一千八百七十六年の芝罘條約によりて開放したるの

北海の輸  
出入品

地なり、一ヶ年の貿易總額二百五十五萬兩、輸出品は、茶砂糖及び棉花を重なるものとす、輸入品は、雜貨及綿布、綿糸、石油等とす、蒙自、梧州等の開市以前は、貨物の集散頗る多かりしも、今日にては僅かに廣東、廣西二省中の一部の貨物を出入するに過ぎず、市場頗る寂寥を極む、

第十四項 拱北

拱北の位  
置

拱北は澳門の附近に位置し、一千八百九十七年廣東の分關として開放せらる僅かに船舶の碇繋地たるに過ぎざるの觀あれども、而も澳門と相並びて支那南部の一要區たるを以て、商賈の來往甚盛なり、一ヶ年の貿易總額約一千萬兩に上る、

第十五項 江門、甘竹

江門、甘  
竹

江門、甘竹は、一千九百四年の開放にして、共に西江航路の寄泊地なり、一ヶ年の貿易總額約三百七十萬兩、

西部内地  
に於ける開  
市場

第六節 西部内地に於ける開市場

梧州

第一項 梧州

梧州の位  
置

梧州は廣西省にありて、西江の左岸に位置す、廣東省との境界線に當り、廣西省の咽喉を扼す、一千八百九十七年の開市に係り、一ヶ年の貿易總額約九百萬兩、輸出品の重なるものは、牛皮、藍、砂糖、木材等にして、輸入品は、石油、綿糸、綿布、燐寸等を重なるものとす、

第二項 龍州

龍州

龍州の位  
置

龍州は廣西省の西南隅にあり、一千八百八十五年の清佛條約に基き開市したるの地にして、佛領東京に接近し、松吉、高平二流の會合點に位し、佛領東京の河内府に通ずるの要衝に當り、地の利を占むるも、支那本部内地各所との交通運輸極めて不便なるを以て、其貿易も極めて微々たるものなり、一ヶ年の貿易總額約十五萬五千兩とす、

第三項 南寧

南寧

南寧は同じく廣西省に屬し、一千九百七年清國の自ら開放せし地なり、開市以來日尙淺く、貿易額の如き未だ觀るべきものなく、一ヶ年の貿易總額約百五十

◎第六節 西部内地に於ける開市場

萬兩あり、

第四項 蒙 自

蒙自は雲南省の東南隅にあり、盤江の上流に位置し、佛領東京との陸上貿易の要地にして、四望平野の中にあり、一千八百八十九年の開放なれども、雲南地方特有の瘴癘の氣あり熱病流行するを以て、外人の來往するもの甚だ少く、從て貿易の如き亦甚だ盛ならず、一ヶ年の貿易額約九百五十萬兩とす、

第五項 思 茅

思茅は雲南省に屬し、佛領東京及び緬甸との陸上貿易のため一千八百九十七年に開かれたるの地なり、雲南の西南部なる九龍江の支流に位置す、外人の居住するもの稀にして、貿易の如き更に發展せず、目下一ヶ年の貿易總額約二十六萬五千兩あり、

第六項 河 口

河口は同じく雲南省にあり、蒙自の西方七十里、紅河に沿ふて位置す、佛領老開と相對し、東京との陸上互市場なり、一千八百九十五年の清佛條約に基き開放

蒙自

蒙自の位

思茅

思茅の位

河口

河口の位

騰越

騰越の位

北部沿岸及内地に於ける開市場

天津の發達

天津の外國居留地

せられたるの地にして、貿易額の如き未だ觀るに足るものなし、

第七項 騰 越

騰越は雲南省の西方伊良哇治河の支流なる南打賓河の上流にあり、一千八百九十七年の緬甸條約によりて、英國のために開放せし互市場にし、一ヶ年の貿易總額約一百七十萬兩とす、

第七節 北部沿岸及び内地に於ける開市場

第一項 天 津

天津は直隸省天津府治の所在にして、北京を距ること二十九里、太沽海口より十四里、南北運河の白河に會合する所に在り、直隸灣に於ける唯一の良港にして、北京の門戸たり、此地古來一小市邑に過ぎざりしが、明の永樂二年始めて城郭を築き、天津衛城と稱し、清朝に至りて始めて天津府となしたり、紫竹林一帯の地を外國人の居留地となし、我日本の專管居留地は、天津市街と佛國居留地との中間、白河に沿ひたる南岸にして、最も樞要なる地區にあり、天津市街の人口

天津の人口  
天津の輸  
入品

約百萬と稱す、在留歐米人約二千、我同胞の在留せるもの無慮二千五百と稱す、直隸總督衙門以下、道臺知府其他の各官署あり、冬期は結氷すと雖、北京漢口間の鐵道開通以來、陸運の便あり、一ヶ年の貿易總額は約九千萬兩に上る、其重要輸出品は、毛皮類、豆類及び藥種等にして、輸入品の重なるものは、綿布、綿糸、木材、海産物等なり、

芝罘

第二項 芝罘

芝罘の位置

芝罘一に煙臺と稱し、山東省登州府福山縣に屬し、渤海口端に突出せる山東角の北面に在り、此港三面山を負ひ、一面海に瀕し、灣内水深く、巨舶の碇繋に便なるを以て、渤海に出入する船舶は、必ず此處に寄港す、人口約三萬五千、即ち咸豐六年の天津條約に基きて開港となりたるの地にして、實に北洋の樞輪を占む、此地山水の風趣に富むを以て、夏日避暑の好地として、各港居留の外人杖を曳くもの多し、一ヶ年の貿易額は約三千萬兩に上り、輸出品の重要なものは、山繭、豆油、豆粕、絹糸、麥稈、眞田等にして、輸入品は、綿布、綿糸、燐寸、石炭、紙類、砂糖、海産物及び雜貨等なり、

芝罘の輸  
入品

牛莊

第三項 牛莊

牛莊の位置

牛莊は滿洲盛京省海城縣に屬す、一に營口と稱す、遼河口を溯ること約十三哩の左岸に在り、牛莊城を距る十五哩、滿洲最古の開港場なり、千八百五十八年の天津條約に基きて開放せるの地にして、實に滿洲貿易の咽喉を扼す、人口約五萬、冬期三ヶ月は結氷し、舟楫の便を絶つも、此の結氷期間は車馬を籍りて滿洲内地の物産は沿岸各地方に聚集し來り、解氷の期を待つて此港に輸送す、一ヶ年の貿易額約三千五百萬兩、輸出品の重なるものは、豆、豆粕、毛皮、麻、豆油、柞蠶、生糸等にして、輸入品の重なるものは、綿糸、綿布、燐寸、其他雜貨等なり、

秦皇島

第四項 秦皇島

秦皇島の位置

秦皇島は渤海灣に突出せる一小半島にして、山海關の近傍に在り、灣内水淺くして大船を舶すること頗る不便なるも、北清唯一の不凍港なるを以て、冬期間北清交通の重要連絡點として、百貨常に輻湊せり、一ヶ年の貿易總額は、約五百二十萬兩とす、

大東溝

第五項 大東溝

◎第七節 北部沿岸及び内地に於ける開市場

大東溝の位置

大東溝は盛京省安東縣の管轄にして、鴨綠江口に在る一市場なり、安東縣に至る陸路九十清里、人口約一萬、此地鴨綠江上流の大森林地より伐採せる材木の集合地點にして、古來より北清一帯に供給する材木の市場として著名なり、實に大東溝の生命は、長白山産出の木材の消長によりて、左右せらるゝと云ふも、不可なかるべきなり、

材木の市場

安東縣

第六項 安東縣

安東縣の位置

安東縣は盛京省鳳凰廳に屬し、安東縣治の所在にして、又東邊道臺の駐劄地なり、一に沙河子と稱す、鴨綠江畔に沿ひ、前面鴨綠江を隔て、韓國義州に至る約一里、人口二萬と稱す、千九百七年清國の自ら開放せし地にして、鴨綠江の流域に含まるゝ各都邑に供給せる貨物の經由地なり、又此等各地方より輸送し來る貨物の集合地なり、此地の貨物を供給する區域は、割合に廣大にして、鳳凰城より岫巖州地方に及び、又鴨綠江の上流、懷仁、寬甸、通化、及び韓國義州、楚山方面に渉る一帯の地方は、皆安東縣に其供給を仰ぐものゝ如し、由來此地は長白山より伐採し來れる材木の大市场として、下流の大東溝と共に一時頗る繁盛を

安東縣の貨物供給區域

安東縣に於ける日本人の勢力

安東縣の輸出入品

奉天

第七項 奉天

極めたり、此地の商權は全然芝罘人の掌握に歸し、市内大商賈の大半は芝罘人なり、此の如くにして安東縣、大東溝の二地は、宛然芝罘の分行の如き感ありしも、日露戰役後、大阪商船會社は、此地に定期航路を開始したるより、商勢は俄かに一變して、芝罘商人の實權を我に收むるに至り、從て本邦人の勢力の此地方に於ける發展は頗る著しき者あり、現に本邦人の居住する地區は、一は舊市街の一部、即ち大和町と稱する一小區域にして、鴨綠江の上流にあり、一は舊市街の西方に接續する新市街にして、鴨綠江に沿ひ、西南六道溝に達し、其面積約二百萬坪あり、何れも永住の目的を以て土着せるもの多し、韓國京城より義州に至る京義線にして、安奉鐵道に連絡せる今日に於ては、將來此地の鴨綠江流域の一大都會となるや必せり、目下本邦人の在留せるもの約六千輸出品の重なるものは、山藪、大豆、豆粕、豆油、木材等にして、輸入品の重なるものは、綿布、綿糸、燐寸、海産物、其他諸雜貨等なり、

奉天は盛京省奉天府治の所在にして、又瀋陽と稱す、清朝の舊都にして、滿洲の

奉天の位置

首府なり、清祖努爾哈赤の興京より移りて都したるの地にして、當時は瀋陽城  
東京城、興京城の三城を號して三都城と呼べり、滿洲總督の駐劄地たり、千九百  
三年米清條約により、安東縣、大東溝と共に開放したるの地にして、實に運輸交  
通の衝を扼する一大樞要の地區たり、商業上滿洲三省に對する貨物の集散市  
場にして、又滿洲第一の消費地たり、重要産物の第一に位すべきは、大豆及び豆  
粕にして、毎年此地より輸出する大豆は三十萬石を下らず、此に次ぐを毛皮類  
とす、輸入品の重なるものは、綿糸、石油、鐵類、陶磁器、海産物、雜貨等とす、

鳳凰城

第八項 鳳凰城  
フホヌホロウキヤク

鳳凰城の位置

鳳凰城は、古來支那本部より韓國義州に通ずる要路に當り、清韓の國際上重要  
地たりしなり、安東縣に十二里、北東は塞馬集に通じ、南西は大孤山、北西は遼陽  
に至り、四通八達の要地なり、人口約二萬附近に産出する礦物には、砂金、鐵、石炭  
の三種あり、

新民屯

第九項 新民屯  
シンミントン

新民屯は盛京省新民府に屬し、新民府治の所在なり、奉天より北京に出づる要

遼陽

第十項 遼陽  
リョウヤウ

遼陽の位置

道に當り、居民殷富にして、人情敦朴なり、農産物として米、豆、麻、高粱、小麥等を産  
す、輸入品の重なるものは、綿糸、綿布にして、總て營口を経て到來す、而して其大  
部分は、更に北方管外及び蒙古方面に向つて輸出せられ、且つ附近の郷鎮に需  
要せらるるもの少からず、其他の輸入品は、砂糖、陶磁器、各種雜貨等とす、

遼陽の輸出入品

遼陽は盛京省奉天府に屬し、州治の所在なり、營口を距る北東二百四十清里、奉  
天を距る南方百二十清里にして、太子河の左岸に位置し、北方十清里に至りて  
太子河は遼河に會流するを以て、又遼河の水運を利用することを得、故を以て  
商業上營口と最も密接の關係を有し、加之陸路滿洲著名の各市邑に通じ、輸送  
の便極めて良く、東方は鳳凰城、興京、通化、寬甸、懷仁あり、南方は海城、岫巖あり、西  
方は廣寧あり、北方は奉天、新民府等に通ずるを以て、營口に於ける巨商は、概ね  
此地に其支店或は出張所等を設く、重要物産は、大豆、豆粕、燒酒等にして、輸入品  
の重なるものは、綿糸、綿布、石油、燐寸、煙草、其他の雜貨類とす、

鐵嶺

第十一項 鐵嶺  
テツリョウ

◎第七節 北部沿岸及び内地に於ける開市地

鐵嶺の位置

鐵嶺は遼河の南岸に沿ひ、奉天の北方百三十清里にあり、東清鐵道敷設以前は北方滿洲より遼東灣に輸出する各種の貨物は、一度必ず此地に輸送し來り、更に此地より遼河の水運によりて轉送せらるゝの例なりしを以て、常に百貨輻湊せしも、鐵路開通以來は、稍や商況に變動を來せしも、而かも大豆の輸出及び雜貨の輸入は、今日尙依然として頗る繁盛を極め、實に大豆の集散地點としては、滿洲三省中此地を以て最大市場となす、人口約三萬、巨商富戶極めて多く、市内商賈の殷富なる奉天に次ぐといふ、此地に於ける大豆の集散額は、一ヶ年少くとも七八十萬石を下らざるべし、夏季は水運により、冬期は車輛を用ひて營口に輸送せしも、現時は過半鐵路によるといふ、鐵嶺の商業繁劇の時期は春秋の二季にして、内地各商人は自ら大豆を運搬して此地に來り、之を問屋に賣却し、其歸り荷物として、諸種の雜貨其他の需要品を購求するの例なるを以て、雜貨の如き其卸賣數額は、却て奉天の上にと云ふ、産物としては、大豆、豆粕、豆油、燒酒、葉煙草等を重なるものとして、輸入品は、綿布、綿糸、紙、石油、其他各種雜貨等なり、

鐵嶺大豆の集散額

鐵嶺の輸出入品

長春

第十二項 長春

長春の位置

長春は一に寬城子と稱し、伊通河の左岸にあり、吉林府の西方約二百四十清里にあり、千九百七年日露戰役の結果、清國の開放せるの地にして、露國の東清鐵道開通以來は、商勢の進歩異常なるものあり、殊に我南滿鐵道の終點停車場として、更に大に發展しつゝあり、將來吉長鐵道全通の期に至らば、滿洲樞要の市場として、哈爾濱の繁榮を此に奪ふに至るや必せり、人口約七萬、其周圍には多くの市邑を控へ、西部は蒙古部落にして、貨物の集散行旅の來往、頗る頻繁を極む、實に長春は天然的商業の好適地なりといふべし、輸入品の重なるものは、綿布、綿糸、絹織物、金屬類、其他諸雜貨等にして、輸出品は、豆類、豆粕、小麥、豆油、麻、煙草、木材等なり、

吉林

第十三項 吉林

吉林の位置

吉林は吉林省の首府にして、政事上の中心たり、松花江の左岸に沿ひて東西に延長し、西方長春を距る二百四十清里、南方開原を距る五百九十五清里、四面山を以て繞らし、一條の松花江其中間に横はる、人口城の内外を合せて約十五萬



吉林の輸出入品

哈爾濱

哈爾濱の位置

哈爾濱市の商業範圍

と稱す、由來此地は、吉林省内政治上商業上の中心點たりしを以て、二百餘年來の久しき全省の繁榮を此地に集注せられたりしが、東清鐵道の布設以來、商業は大に衰退せり、輸出品の重なるものは葉煙草、麻、木材、菌藍、人參、毛皮類等にして、輸入品は、棉布、砂糖、葯材、紙類、諸種の雜貨等なり、

第十四項 哈爾濱

哈爾濱は吉林省の西北端に在りて、松花江の南岸に沿ひ、西方浦鹽斯德を距ること鐵路三百七十九哩、南方大連を距ること鐵路四百五十八哩、松花江平原の中心に位し、一千八百九十七年、露國が東清鐵道中央停車場として建設せる所なり、

哈爾濱市は、露西亞街支那街の二區に分つ、人口露國人約二萬、清國人七萬を算す、商業範圍は、水陸交通の要衝に當るを以て頗る廣く、東方は浦鹽泊里、寧古塔、呼蘭等の松花江沿岸各市場を控へ、西方は悉比利亞の各市場に及び、南方は長春、双城、新城に至り、東北は吉林、賓州、拉林等に及び、實に通商上の好地利を占むる他罕に見る所なるべし、最近の調査によるに、一ヶ年の貿易額約四百萬兩に

哈爾濱の輸出入品

珲春

珲春の位置

珲春の輸出入品

第十五項 珲春

して輸品出としては、麥粉を第一とし、小麥、大豆、木材、生牛、燒酒、葉煙草等を重なるものとし、輸入品は、綿布、絹織物、鐵材、砂糖、石油、紙類、各種機械類、卷煙草、及雜貨等とす、

珲春は北滿洲に於ける外國貿易上、最も古き歴史を有する一市場なり、吉林省の東南端に在り、「ボンシエツト」灣に臨み、東方は露領と相接し、西南部は豆滿江を隔て、韓國と相望む、即ち露領烏蘇里、及韓國咸鏡北道との二地方に狹まれる、三角の地帯中に在りて、珲春河の右岸に沿ふ、人口約二萬と稱す、是を以て露韓兩國とは、早く貿易の連鎖を繋ぎたり、珲春城より江を下ること三里餘にして、豆滿江に合し、それより二十二里にして、豆滿江口に達す、又陸路珲春より東方露領に入れば、大道坦々として、車馬の來往自由にして、九里餘の道程を以て「ボセツト」灣の「ボセツト」港に達し、同港より海路約三時間にして、浦鹽に至るを得べし、輸出品は、大豆、葉煙草、燒酒、麥、粟、麥粉等を重なるものとし、輸入品は、人參、牛皮、綿布、雜貨等なり、

寧古塔

第十六項 寧古塔

寧古塔の位置

寧古塔は牡丹江の左岸に位置し、牡丹江平原十數里の廣漠たる沃野の中間に在り、人口約三萬、東清鐵道は市街を距る南方六里餘なる海林驛に停車場を設けず、清朝の當初將軍を此地に駐劄せしめしが、康熙年間に至りて將軍を吉林に移せしを以て、其繁榮を吉林に奪はるゝの有様となり、從て商業頗る衰勢に向へり、輸出品の重なるものは、小麦、麥粉、大豆、豆油、燒酒等にして、輸入品は、綿糸、綿布、砂糖、茶、石油、其他の諸雜貨等なり、

愛琿

第十七項 愛琿

愛琿の輸出入品

愛琿は黑龍江流域に在りて、對露貿易上必要な市場とす、人口約五千、微々たる一小都なれども、將來の發展期すべきものあり、輸出品は、家畜、豆類、毛皮、豆油にして、輸入品は、綿布、綿糸、海産物、其他諸種の雜貨等なり、

齊々哈爾

第十八項 齊々哈爾

齊々哈爾の位置

齊々哈爾は黑龍江省の首府にして、松花江に注ぐ嫩江流域の沙原中に位置し、四望平坦なり、人口約八萬、東清鐵道停車場は市街の南方六里餘の地に設置す

齊々哈爾の輸出入品

此地は黑龍江省に需要せらるゝ貨物及び露領各地に配付せらるゝ爲め、各方面より來る貨物の集散地にして、商況頗る活潑なり、輸出品として此地方に産出するは大豆、小麦、豆油、獸皮、家畜類、燒酒等にして、輸入品の重なるものは、綿布、雜貨、海産物等とす、

海拉爾

第十九項 海拉爾

海拉爾の位置

海拉爾は黑龍江の上流海、拉爾河の廣漠たる溪谷中に在り、黑龍江省中齊々哈爾に次ぐの市場にして、東清鐵道の停車場あり、人口約一萬五千、此地牧畜の業頗る盛にして、牧草の多きと水の供給充分なるとは、實に天然の牧場地たり、故を以て獸毛皮の大市場として著名なり、實に滿蒙露の貿易の中樞地にして、又毛皮の中央市場たるなり、此地に集散するの獸毛は羊毛、駱駝毛、豚毛、馬毛等にして、重に滿洲各地並びに蒙古の産出に係るものとす、

局子街

第二十項 局子街

明治四十二年九月の日清新協約によりて、我は間島の清國領土たるを確認すると同時に、清國をして同地に於ける韓人の居住を承認せしめ、且つ四個所の

局子街の位置

開放を約せしめたり、即ち局子街龍井市、頭道溝、百草溝なり、局子街は韓國會寧を距る約十七里、龍井市より四里を隔てたる布爾巴通河の北畔に在り、戸數四百五十、人口二千三百餘の清國市街にして、從來清國の間島經營の首腦地たりしと同時に、間島商業の中心たる大市場なり、此地は吉林琿春、會寧の三方に通じ、四通八達の要衝に當り、支那商店中經營の見るべきもの少からず、一ヶ年の各貨物輸入高は約五十萬圓を下らずといふ、

龍井市の位置

第二十一項 龍井市

龍井市は、開放以前は我統監府派出所の所在地にして、今は我總領事館の所在地たり、間島中最も我日本勢力の發展したる地にして、日韓人約二千、局子街が清國經營の首腦地たるが如く、此地は我日本の間島經營の中心地たり、從來會寧若くは局子街より貨物の供給を仰ぎたりしも、清津開港以來は總て之を清津に仰ぐこととなり、輸入高六十萬に達すといふ、

頭道溝

第二十二項 頭道溝

頭道溝は龍井市を距る西方四里、廣漠たる平野の中央に位し、間島の富源を控

頭道溝の位置

へたるを以て、將來此地方の開拓と共に、自然に其利益を享有すべき位置に在り、人口約千人の清國市街にして、局子街に次ぎての商業地にして、商店の見るべきものあり、

百草溝

第二十三項 百草溝

百草溝は間島の最北東にありて、嘎雅河の西岸に位置し、龍井市を距る約十五里、嘎雅河流域の百草溝平野は間島第一の平野にして、韓人の移住せるもの多く、農産頗る豊富なり、人家百餘戸の清國市街なり、東南涼水泉子を経て琿春に通ずるの外北方遠く寧古塔に通ずる重要な位置にあり、將來有望の地なり、

各國租借地内及外國所領の開市場

第八節 各國租借地内の開市場及外國所領の開市場

大連

第一項 大連

大連は舊名青泥窪にして、柳樹屯と内海を隔て、相對峙し、ドイツトリア灣の海濱に在り、千八百九十八年三月二十七日、北京に於て露清兩國全權委員の

大連の歴史

◎第八卷 各國租借地内の開市場及外國所領の開市場

大連の地勢

間に、旅順及大連の租借條約を訂結し、更に同年五月露都に於て追加せられし特約により、露國は清國より二十五箇年の期間を以て、金洲半島の地を租借せり、露國の大連市街の經營に、二千萬留を費せしもの、日露戰役の結果我治政の下に移りたるなり、大連市街の面積は約我五平方里にして、前に東清鐵道會社が清國の一畝約我六畝七合を平均露貨七留の割合を以て清國より買入れたるなり、大連の地勢は、關東洲の西南にありて、東北は大連灣に臨み、南方は黃海に面し、西方は墨蘭河の谿谷に連れる丘陵に接し、半島の中央に岩石峨々たる禿山、蜿蜒として東西に走り、斷岸絶壁を以て海に入る、西北部は大平原にして山脈の中央より港灣に向て傾斜を爲す、此の平地に大連市街あり、港には露國の建造せる堅牢なる防波堤あり、棧橋あり、船渠あり、東棧橋の長さ約四千七百尺、大棧橋の如き其幅三百五十尺あり、水深十八呎乃至二十八呎ありて、如何なる巨船の碇繋にも便なり、又陸上の設備より市街の諸設備に至るまで、今は殘る限なく行届き其大規模にして、大仕掛なる此地に上陸せるもの、先づ吃驚する所なり、現在居住の本邦人約二萬人と云ふ、

大連の設備

青島

第二項 青島

青島の位置

青島は、膠洲灣の北岸に突出せる一小半島の東南角に位置し、千八百九十八年獨乙の租借地として經營し來りたるものに係り、鐵路青州府及山東省城たる濟南府に通じ、殊に山東省中部に於ける貨物の集散地として、全省の交叉點となり、繭紬、葉煙草、穀類、麥稈、真田等の産地を以て有名なる濰縣に近く、獨乙は自由貿易港として、盛んに商業を奨励しつゝあり、市街は悉く新設にして、東南海濱に沿ひたる一帯を外國人の居留地となし、西北の山麓の小斜面を削平にして、支那人及外國人の雜居地となし、電話、電燈、水道、下水等の設備悉く完成せり、人口は、居留地及び雜居地を合して約二千とす、

香港

第三項 香港

香港の歴史

香港は廣東の東南九十哩、澳門の東方四十哩に位置し、英國政府の直轄殖民地にして、東洋諸國及び南洋に對する英國貿易の中心點なり、此地は實に阿片戰爭の結果として、道光二十二年の南京條約に基き、二千一百万圓の償金と共に、清國より割讓せられたるの地にして、其貿易は亦支那貿易の一部にして、多く

香港の貿易

は英本國、印度、濠洲、北米及び獨乙との間に行はれ、其貿易額の如き、全英國の輸出入の一半を占むるといふ、貿易品は、阿片、砂糖、穀類、陶磁器、棉花、綿糸、綿布、石炭、木材、石油、茶、生糸、藥種等なり、

澳門

第四項 澳門

澳門の位置

澳門は珠江の右岸なる三角洲に屬する一島の一小部にして、半島形をなして突出し、香港の西方に在り、葡國人此地に移民し、遂に全く葡國領となるに至れり、此地一時は東洋貿易の樞軸を握り、商業頗る殷盛を極めしも、港灣淺く、殊に地形便ならざるを以て、巨船の出入少く、香港の隆盛なるに及びて、全く其繁榮を香港に奪はれたる姿となり、今日頗る衰頹を來したり、輸出品の重なるものは、茶、生糸、阿片、魚類等にして、輸入品の重なるものは、石油、金巾、綿糸、雜貨等なり、

澳門の輸出入品類別

第九節 輸入品類別

千九百七年度に於ける清國外國貿易輸入品類別左の如し

品名	數量	價格
△阿片類		
小土	一七、三二三	一〇、五六一、五一三
大土	二四、一〇九	一一、九一六、五二六
新土	一一、五六三	五、四九七、六五五
雜樣	一、四九〇	六七七、九六九
計	五四、四七五	二八、六五三、六五三
△棉織物類		
美國原色布	三五、五八九	八四、六一三
英國原色布	三、三八九、〇三七	一四、九三九
印度原色布	四、二九五	一一三、一八六
日本原色布	五三、七四一	一、三二五、〇七〇
美國原色粗布	三七五、〇七六	三四五、二二三
英國原色粗布	一〇六、三九六	一一、〇五〇
印度原色粗布	四、三九七	六四七、六二五
日本原色粗布	二五一、八八九	五八四
他種原色粗布	一六三	一一、〇〇七、八一八
白色布	三、一一九、八〇三	二九五、一三五
シロカタンキ	五二、五八四	
白花白提白點白條等布		二四一

◎第九節 輸入品類別

◎第八章 織 業

美國粗斜紋布	一六二、八八二	五七一、七五四
英國粗斜紋布	八〇、〇二〇	二六〇、六七八
印度粗斜紋布	四、二一五	一五、四三九
日本粗斜紋布	三五五、九五六	一、〇八〇、六一三
他種粗斜紋布	五、五八五	一七、一〇六
美國細斜紋布	五、一〇〇	一六、九六六
英國細斜紋布	四四七、八二八	一、一九五、九七四
印度細斜紋布	八〇〇	二、六六四
他種細斜紋布	六、四九五	一五、七七六
英國標布(寬三十二吋)	九四六、八七〇	一、八五〇、一七九
印度標布(同)	五三、五三四	七五、七三〇
日本標布(同)	一七七、七九三	二二二、九五九
他種標布(同)	八、六六八	二〇、三六一
英國標布(寬三十六吋)	一三四、九九七	三二〇、三八三
印度標布(同)	一、四六〇	二、六四九
日本標布(同)	二二二	五一一
他種標布(同)	六二六	一、三八四
裝羽布(白花染色印花之類)	二四八、二一四	一九八、五八八
羅布(同)	五五、五三五	一八六、八九八

印花布	八七九、〇九三	一、七〇八、九七九
印花斜紋布	一六二、二三〇	三〇六、四四九
印花棉緞	二二二、一四四	八六九、三九六
印花標布	三一〇、八五四	五三七、七七七
紅布及色標布	七八五、六四五	一、六六三、九一七
元索棉義太利布	一、九二一、四〇二	九、四〇〇、七六二
素棉羽緞	九七八、六六二	四、七八四、三九八
花棉羽緞	一、一五七、〇七五	五、二一一、六八二
花色布	二七四、五七四	一、一九七、七六六
染色布香港染	一〇二、〇三二	三〇二、六六一
色花色提色點等布	七九、四三一	四〇七、四八二
棉法蘭絨(紫色印花之類)	一七七、八二七	六〇三、五六一
日本棉法蘭絨(同上)	一〇八、五六三	二九〇、七九六
棉法蘭絨(柳條之類)	一〇二、二六六	二八八、二七七
日本棉法蘭絨(同上)	四三、八五二	一〇九、四七五
織就花布	二、九六六、六九四	二六八、二二〇
日本棉布	三、〇二五、四五二	一八八、六九五
日本絹布	七二八、一六二	六四、二九五

◎第九章 輸入品類別

◎第八章 商 業

素棉剪絨	三,四七一,五四二	六七〇,八二三
花棉剪絨	三三六,四七六	六五,七六二
花棉剪絨及色條絨	一,五〇四,九八一	四五二,三四〇
棉氈	五〇五,五七七	二九七,五二一
手帕	六五〇,六八一	二三四,八二二
日本手帕	五〇,九〇三	一四,一四四
面布(如毛巾等類)	三一四,六七三	一二六,八八七
日本面布(同上)	四六八,一九一	二二四,四二七
他類面布	七五〇,九二一	四四五,八四七
棉貨不在列	三三,一二八	一〇八一,四九四
英國綿紗	二五,一六五	一,一九九,二三七
香港綿紗	一,六四〇,七八九	六〇三,九七四
印度綿紗	五六四,一四九	四〇,四三三,二〇六
日本綿紗	一〇,一八八	一四,一七〇,六八四
他類綿紗	五一	三五五,五三五
沖糸繩	九八五	四,五二三
成球綿線	三六七,四五四	九〇,五八五
總額綿線		六六六,九八七

二四四

再輸出超過差引額	計	再輸出超過差引額	計
共計棉貨價值	共計棉貨價值	共計棉貨價值	共計棉貨價值
△棉毛交織物類	△棉毛交織物類	△棉毛交織物類	△棉毛交織物類
羽紗	二,八二八,二〇一	羽紗	二,八二八,二〇一
斜紋呢企頭呢	一,七四一,二五七	斜紋呢企頭呢	一,七四一,二五七
毛羽綢(即義大利絨)	一九,五七二	毛羽綢(即義大利絨)	一九,五七二
毛棉法蘭絨	六三,二一九	毛棉法蘭絨	六三,二一九
絨布不在列	一,九六四,二五六	絨布不在列	一,九六四,二五六
計	計	計	計
△毛織物類	△毛織物類	△毛織物類	△毛織物類
絨毯老虎毯	八四八,七六八	絨毯老虎毯	八四八,七六八
族紗布	一,七四四	族紗布	一,七四四
荷國羽衣	八	荷國羽衣	八
英國羽衣	三六,四五八	英國羽衣	三六,四五八
絨	六二二,七五一	絨	六二二,七五一
法蘭絨	八七,六〇五	法蘭絨	八七,六〇五
羽絨	四八,一一九	羽絨	四八,一一九
總額	七六,七二一	總額	七六,七二一

◎第九章 輸入品類別

再輸出超過差引額	計	再輸出超過差引額	計
共計棉貨價值	共計棉貨價值	共計棉貨價值	共計棉貨價值
△棉毛交織物類	△棉毛交織物類	△棉毛交織物類	△棉毛交織物類
羽紗	二,八二八,二〇一	羽紗	二,八二八,二〇一
斜紋呢企頭呢	一,七四一,二五七	斜紋呢企頭呢	一,七四一,二五七
毛羽綢(即義大利絨)	一九,五七二	毛羽綢(即義大利絨)	一九,五七二
毛棉法蘭絨	六三,二一九	毛棉法蘭絨	六三,二一九
絨布不在列	一,九六四,二五六	絨布不在列	一,九六四,二五六
計	計	計	計
△毛織物類	△毛織物類	△毛織物類	△毛織物類
絨毯老虎毯	八四八,七六八	絨毯老虎毯	八四八,七六八
族紗布	一,七四四	族紗布	一,七四四
荷國羽衣	八	荷國羽衣	八
英國羽衣	三六,四五八	英國羽衣	三六,四五八
絨	六二二,七五一	絨	六二二,七五一
法蘭絨	八七,六〇五	法蘭絨	八七,六〇五
羽絨	四八,一一九	羽絨	四八,一一九
總額	七六,七二一	總額	七六,七二一

二四五

◎第八章 商 業

二四六

小呢 スベニフシストライプス	六二九、八二二	三三七、一五八
絨貨不在列 マゼアオリモノ	六六一、八一	四七六、三四四
絨線 ケイト	七、八三八	八四五、九八五
計		四、三四五、〇〇一
▲雜種織物類	數量	價額
帆布 キャンバス	八七三、八九八	一九五、三四五
帆布 アラブラス	一、五四〇、六九三	九五、四二六
榮麻布	八九、九二七	二一、〇九三
麻布	一六九、六四〇	五五三、五四八
剪絨(即係海虎等絨) カクタシヤ	四六一、六八〇	一、九〇一、四五
綢緞及雜質綢 キヌ、シヤゼリ	一三、二〇二	一〇、五六一
日本糸絛棉布 サスキ、シヤゼリ		五一、一六〇
雜疋不在列		三、二八八、五八三
計		
▲金屬類	數量	價額
條片釘(黃銅) ボワイヤ、クダク	一三、七七六	三三七、四二四
條片釘(黃銅) シヤウケン	一、八〇一	五二、六九二
他件不在列(黃銅)	五、六四〇	一〇四、一〇一
條片釘(銅)	三、九一七	一六四、九八八

錠板破銅	一三八、六五七	四、二〇四、二六二
絲(銅線)	二、二六三	七四、九七五
他件不在列(銅)	三、一一六	一〇〇、六八五
洋銅大地器物 イカリ、クサリ	一四、四八六	七八、五九五
條片 ツツボウ	二七六、九七〇	七八七、一六一
生鐵塊 クダラ、ハリガチ	一、九一八	一七、四一一
廢鐵線段	二二四、六六九	五二二、五六六
鐵	三一、〇四六	九六、七〇六
支	一五一、七〇六	四五六、四六二
釘絞	一六一、五六三	六五八、七九〇
磚及壓載鐵	四七、二四七	八一、二七一
管	一四〇、三四三	五七五、二六三
碎片	二八八、三四八	六三四、三九四
靴片	八二、三九五	二三〇、七〇五
片(葉鐵)	二二六、五二六	六五八、四四九
絲(鋼)	五一、〇二〇	二五〇、一九一
他件不在列	四二、五五七	二五六、六七八
廢鐵	五八八、三七二	一、〇三〇、九三七
片(鐵)	一三四、〇〇五	七九八、六二四

◎第九章 輸入品類別

二四七



絲(同)	二三,七二四	一一六,一一七
鉛塊	一二六,六四六	九四七,六四四
鉛片	六,四〇九	五一,九一九
假銀	九八九	六四,六九九
水銀	八七七	七九,〇一六
白鉛	二,八五九	二八,七八九
鋼柱條薄片	六九,〇〇一	四六八,六八七
鋼料絲絲繩	一〇,四一三	一二五,九二六
錫磚條	五四,七一五	三,五五六,三四二
馬口鐵	二九六,七九四	一,八一,〇〇五
白銅	三,六二八	一六五,二三九
白鉛片	九,〇五六	一一一,七五四
五金不在列	二三,六一七	二五一,七五八
計		一九,九四二,二八五
△雜貨類		
八角(茴香)	九,四九八	一五二,六九三
不灰木(石絨)	一三,〇三四,〇九六	四九,八八五
各樣袋包		一,〇二一,四四七

機器帶	五七,七二九	一二五,三八八
檳榔	四四,二二四	二七七,四〇七
海參	一〇〇,七八〇	一,三三二,五六三
燕窩	三,五八八	六一四,二二六
香及海國	五八,〇九六	五二七,一一七
珊瑚砂		四三,四三二
要盒		七五,六二九
羽毛帶		六〇四,八一五
他類帶		六〇二,〇三四
糖	二,二二六,三三六	二,二二六,八七五
房屋材料		一,三〇五,五五〇
奶油	八九三,二〇五	三四七,二七一
牛奶		二四一,〇八四
銀鈕扣花鈕扣		五五〇,八一五
洋蠟燭		一六六,四七六
砂仁荳蔻	四,八二四	八七,七三八
地氈及材料		四一一,七五八
馬車脚踏車及材料		一,四二八,一六九
鐵水泥	一,五九二,一四七	

◎第八章 商 業

炭	一八三、九五八	一八五、七九六
化學物料製自米火料(藥材不在內)		二九四、五一九
紙烟		三、七一四、七六〇
呂宋烟		四一〇、八九四
肉桂	五七七	五一、八一八
鐘表	四九一、五四九	一、〇四六、二七七
衣帽等類		一、九二二、四九七
各種丁香	六、〇〇九	七四、六五八
鐵	一、四〇三、四七二	七、六一三、八六六
魚炭	三、四五六	五四、七三三
蠶絲	七、〇三七	一三九、五二〇
棉花	一一六、三〇七	一四二、五七八
軋花子機器		一五三、二五四
棉布		二、七〇四、七六五
床布		二五二、二八一
鍍金泥碗		六七、七四八
銅器及電鍍器		一五四、三〇七
漆皮	一一一、五八六	二〇八、二九五

砂	二、六〇九	一九九、六一七
五色染料		二、五一三、二五八
製成錠	九八、四四二	四、四八四、六〇〇
生成錠	五九、一九九	二九二、一七〇
蘇木	六三、五七五	一五八、三四五
銀珠	三、〇五〇	二二九、六三九
染料不在列	六六、〇四〇	三八五、一三九
顏料不在列	六、六七八	一一〇、七七六
各色漆油	五九、五三五	五七七、一三四
電氣材料及器具		一、一六八、四三六
象齒及象牙	二二三	七八、三四〇
寶砂粉寶砂紙		二九、九一五
法藍器		七三四、一四九
藥片	四三、九九八、三一八	二七八、三二六
藥片		三六、〇三一
魚介各類海味	一、〇六五、八四三	八、三五二、九〇七
麵粉	四、四一四、三八三	一三、九八四、五四六
乾菜		五八九、八七八
探私及材料		八八〇、九一六

◎第九章 輸出品類別

◎第八章 商 業

石臘油	一四三、七四三	五〇、四二五
洋參	二三九、五五〇	一、三二一、九〇四
玻璃片	一九四、一四五	五四五、九四〇
玻璃及料器	一一、二七六	一、〇八八、六二〇
留聲機器	二八九、三六〇	一六五、七二五
花生	五、九二三	一一九、〇六二
安息香沒藥等類		一、一九二、四五七
做針帶雜件		五五、一五〇
鐵器	二二、四〇九	五五四、六七一
蕨	四、一五七	九九六、六五六
牛皮	五三〇	二二二、〇五六
鹿角	三七	七三、八七八
犀角	四五三、四八二	八三、一六八
膠		八七、四七二
膠皮及膠皮器		五一〇、三五四
格致器具	四、六六五	五九、一〇八
魚膠		一一〇、七九七
		二三八、三八三

◎第九章 輸入品類別

玉石	三、八三五	四四一、七二六
眞假首飾		二六五、五九七
花帶花邊		三八一、一〇四
燈及燈器	四一、二九四	七五〇、二〇三
熟皮		二、一五五、三七二
熟皮物件		一六四、一八〇
充皮及漆布		六五、九九七
當柴油	七三一	五、三六二
桂圓	一三、八六五	一四七、四九六
粉絲	八〇、四〇二	六六七、八二七
機器等類		六、〇〇二、四二一
成衣機器		一一九、二八一
錘 (蒲倦)	二七四	一、一五七
自來火	二二、四三四、一六八	四、八九五、七九二
製自來火料		三一九、〇六六
各種席	六、八二五、四七五	四五三、〇二二
醫家器具		一九〇、五三四
藥材		二、二二〇、一三八
		二五三

罐頭牛奶	二五七,三〇〇	三三八,二一九
莫非鴉	九六	一四五
香苗	一三,四〇三	五七七,八五二
自行樂器		二四,三九五
洋琴等類		一四四,〇〇五
針	二,九三八,〇七一	五八九,一七二
機器油	七八四,七二七	二〇四,一三九
美國煤油	九五,五六五,四〇九	一三,二〇五,三九二
波羅島煤油	二五,九二三,二一五	二,四七二,一〇一
俄國煤油	六七九,四五〇	九四,六四五
蘇門答臘煤油	三九,一一六,二八一	四,二二六,九〇〇
光學器具(即千里眼等類)		八四,一二八
紙	三六四,六五八	二,七六四,三七三
又		五一〇,九九五
珍珠		一七四,七七五
黑白胡椒	五〇,七四九	九六八,五七四
香水等類		一八一,五九八
照相材料		一九六,二一五

石印材料		一七九,六九三
鐵路器具及材料		一二,八〇四,六二八
膠	一二八,〇三五	七五〇,四七三
米	一二,七六五,一八九	三四,四一七,三〇七
保險鐵櫃鐵門		八三,六七九
硝石	五七,七八七	四六六,九〇六
檀香	一二四,一三四	九〇二,三五〇
秤,天平		三九,七六〇
海菜及海帶	五五二,七九九	一,四九五,一〇七
各種子仁	四八,二四四	三九三,五九六
船艇材料		一〇一,一九八
橡皮靴鞋	四六六,〇五四	三〇九,三九九
他種靴鞋	一六一,八一	一八一,七二三
絲棉欄杆	四七一,四五五	九二四,九八四
皮貨		二二二,六六六
肥皂		一,二五三,三三四
織物	二二二,六〇七	五三八,九一〇
文房四寶		七四七,四六五
家用雜物		四,一四九,三三八

◎第八章 商 業

輪船及機器間自用雜物

火爐及火爐器具

赤糖

冰糖

車白糖

白糖

甘蔗

硫黃

礮礮水

印度及錫蘭茶

臺灣茶

瓜哇茶

電報材料

假金銀線

重木料(硬質木材)

輕木料(軟質木材)

錫箔

菸菜

菸舖雜物

二五六

二二九、六〇八

二九〇、七七四

八、四七七、九四三

七、三四八、二二〇

八、六三五、一六一

一、七四〇、七〇三

一五六、八三二

六五、二五一

五三、六一〇

二、六八八、一〇六

一二六、四四四

二〇七、一〇三

三七〇、六九一

一六九、三〇九

一、四三三、七五三

四、六九二、五七七

二二一、七六九

一、六九七、七五二

一五五、〇五一

◎第九章 輸 入 品 類 別

梳粧器具

玩物

松節油

歐美國傘

日本傘

漆

流水及泉水

啤酒及黑啤酒

燒酒

他種洋酒

各種香水硬木

郵政包裹所帶以上未列車之洋貨

雜貨(花色過多不能盡列)

土船所裝以上未列之洋貨

計

總計輸入貨物價額

二三七、五一六

二二四、四二五

二四、七四五

四〇三、五一四

四〇二、六九三

九二、六〇二

一一一、六四四

五八六、三四七

四二〇、六六六

一、二二五、二七四

一、三三一、六九六

八三五、四七七

一四、四二九、八六五

二五一、二九五

二三八、七〇二、一一九

四一六、四〇一、三六九

◎第九章 輸 入 品 類 別

第十節 輸出品類別

千九百七年度に於ける清國外國貿易輸出品類別左の如し

△種別	數量	價額
白器	三三、九四一	六〇、五三七
牛、羊、猪	二九四、〇二三	三、三九九、五三九
驢、騾、馬	二三〇	一六、一二七
鷄、鴨、鵝	一、九四一、四〇六	三四〇、五五〇
八角	一〇、四四八	二二九、八九一
各樣袋包	一五、三四四、一六八	六九一、五八六
各樣竹竿竹器	四、一八二、〇〇九	一、二四五、二六七
豆餅	三五、三二一	九、一四八、三二〇
乳腐	一、三三六、八六七	一八〇、七六五
豆	二六四、五四四	三、二四一、五〇七
骨	四、六五一	二二一、六九五
書籍	一九三、一七九	二九八、二一五
棟		二四五、一〇四

糖丸	四六、二九四、九一八	三〇八、八三七
猪鬃	四二、一二四	二、九七八、七二二
樟腦	二五、七八九	二、〇七七、四七五
桂皮	六四、七一六	一、一六〇、七六七
茯苓	一八、四七三	一一〇、七六三
磁器及磁器	三三五、〇二二	一、五九八、八六一
紙煙	三、六〇六	三〇八、九八〇
衣服靴鞋	六、三五一	九九六、二五七
煤	九八八、〇五五	四六、八九七
棉花	二九、三一九	一五七、六三六
碎棉花	六、一八五	三四九、八三六
古玩	二〇〇、三五三、二八七	七四五、二〇五
蛋白蛋黃	五六、五四八、四四二	一、六三四、四二九
鮮蛋鹹蛋等	八七、一五六	四七八、〇六一
各種扇		一、一五四、七三四
鷄鴨等毛		五一、九六六
彩羽毛		二二一、七二五
青麻		二五九

◎第十節 輸出品類別

◎第八章 齒 類

火漆	一三〇、七七三	一、二七五、一六〇
麻	六〇、六六四	二八一、七五一
各種爆竹	八六、二三三	九八五、五六八
魚介各種海味	一六六、〇七六	四、二二〇、六九二
各種鮮菜	三六〇、九〇五	一、〇一九、六八〇
各種乾菜罐菜	二〇七、二二五	八二六、二六八
木耳	八、〇〇〇	一、三五七、八二九
傢伙	一五、三八九	二二四、六八八
瓦蓋	五一、五一〇	一七八、七九〇
鮮薑錢薑	一七、〇六五	二〇、一六三
料器	六、八二一	一七九、六五六
金銀器	一一、七七〇	三八四、七〇二
夏布	八五、七一八	二〇七、四八七
花生	一一四、二六二	一、一一二、四〇五
石燕	五、三九二、九六五	四〇〇、六一七
各樣硬毛(駱駝絨毛鷓鴣等毛不在此內)		四九、八八四
草帽		六五九、〇五六
		七七、七三六

木絲帽	六七七、二二七	二二二、一七七
牛角	一一、〇七九	八八、〇四五
嫩鹿耳	一、四四六	一〇六、九六五
罌	九六六	九四、八五四
神香	六〇、八二三	四二四、三一
香油	四八、五三二	六七四、五八九
熟皮	一五、九六四	四七四、五二四
金針菜	四三、〇九一	三八三、九八六
甘草	一五、四三四	一九五、〇五六
席子、地席不在內	一一、八六四、八三八	九五、七二二
地席	四七八、八五一	三、七〇五、四二八
藥材	三、二九八	二、四一一、一八四
清錫煉錫(安實母尼製煉)	一、七四四、二三五	二三五、九九二
鑛錫(安實母尼鑛)	六	二三五、七八三
鉛	五二、七四一	六〇
鑛鉛	五五〇、七〇九	六七、四二七
生鐵熟鐵	一、七四四、二三五	九三一、四八二
鑛錫(鐵)	三八一	二三五、七八三
水銀		三五、九四二

◎第十節 輸出品類別

錫磚條	六二、六三〇	錫磚條	三、三七六、三八二
白鉛	一、一三八	白鉛	六、四二三
礦白鉛	一二五、九九二	礦白鉛	八七、八四五
麝香	一、五六二	麝香	七四九、〇七六
土布	二四、七〇九	土布	一、一七九、五五二
五指子	五八、四九七	五指子	九七九、一三一
油(豆油花生油)	四五四、六〇七	油(豆油花生油)	四、二二五、九三三
油(茶油桐油)	一一、八一	油(茶油桐油)	七〇〇、五五五
香油(八角油桂皮等)	六三八	香油(八角油桂皮等)	二五一、〇二〇
藥土	二七四、〇五〇	藥土	三、三七六、九六四
紙	五、〇四四	紙	五、〇六一
珍珠	五、〇四四	珍珠	五九、一〇五
陳皮柚皮	五、一七四	陳皮柚皮	二、五一四、五八〇
各種伙食(鷄鴨蛋不在內)	二一、〇九八	各種伙食(鷄鴨蛋不在內)	五、〇八八
棉被胎	九、七九四	棉被胎	一五三、六四七
沙膠肉膠片	七四	沙膠肉膠片	一八六、〇二八
大黃	一五〇、七三三	大黃	四、一〇八
紅花		紅花	七七八、一九七
酒		酒	

杏仁	八、三四五	杏仁	二〇〇、八〇一
棉花子	四〇〇、二二五	棉花子	三四四、五九一
瓜子	四二、二二五	瓜子	三三三、八九一
菜子	一九〇、九九二	菜子	五八三、九六〇
芝蔴	七三四、七二二	芝蔴	三、六七〇、八一〇
各種子餅	九九七、三一	各種子餅	九一三、三九三
白胡	二八五五六	白胡	一七、八〇四、四六四
機器鐵絲	五〇、二九六	機器鐵絲	三九、〇四七、三五〇
黃絲	一三、四六五	黃絲	四、七四六、三六六
野蛋絲	二三、八九六	野蛋絲	六、二九二、九三三
蠶繭	一四、二六三	蠶繭	一、三〇〇、〇七二
亂絲頭	一〇七、八五九	亂絲頭	五、四三九、七七
綢緞	二二、一〇四	綢緞	五七一、九九九
山東綢緞	一四、六五三	山東綢緞	一〇、六〇二、五一四
雜色絲緞貨	五、八四三	雜色絲緞貨	二、三三三、六三八
牛皮	二八〇、二五七	牛皮	九五四、九二七
馬皮	三九一	馬皮	七、七二六、一五二



◎第八章 畜産

山羊皮	七、八九三、六二〇	✓四、一五五、四三一
綿羊皮	七五八、〇六五	四四三、二七七
生皮不在列		九三、〇六三
小山羊皮	六一、六五四	七、〇九三
小綿羊皮	七六二、六〇〇	九四六、二七二
獐皮不在列		二三一
狗皮衣皮毯	二八八、〇七二	一九三、八九一
山羊皮衣	六四二	一、一九七
山羊皮毯	五九一、九三七	七五九、五九九
小山羊皮衣	九〇、〇七〇	一八八、〇四〇
小綿羊皮衣	八六、〇八七	五一八、七九五
綿羊皮衣皮毯	六一、三六〇	八〇、四一〇
皮張皮衣皮毯不在列		四五、四二一
狐狸皮	二、〇六一	一二、八九八
土撥鼠皮	五二七、四一四	八九、〇七二
貉皮	三八、二六四	二二、〇一八
貂皮	一、一四一	八、三〇四
黃鼠狼皮	一、〇五八、一三一	二〇九、四九四

各種細毛尾	三〇〇、八九〇	
草帽纒	一〇三、二四六	
赤糖	一〇八、三〇九	六、八一九、〇九二
白糖	二、二〇一	三八四、七八三
冰糖	一、一九五	一二、二三九
甘蔗	二四六、二六八	八、六五四
牛油	一九、二三七	二七三、七七六
柏油	一七五、三六九	一八六、七八一
紅茶	七〇八、二七三	一、九二二、三六〇
綠茶	二六四、八〇二	✓一五、四三五、二七七
紅磚茶	三七九、〇七五	✓九、一七二、三三五
綠磚茶	二二五、一五一	✓五、五一七、五八七
小京磚茶	一〇、七二九	一、二四九、五六四
茶末	二二、〇九五	二二六、五四六
各種木材		一三四、七〇二
各種葉菸絲		一、〇三五、二二二
漆	一五七、七八一	二、五〇七、三九四
麵粉	一一、〇七八	四六八、一八一
麵粉	一九二、三六九	一、一六六、四五二

◎第十節 輸出品類別

白蠟	四,四九八	二五一,六二七
木器傢伙不在内	—	二二一,三八七
駱駝毛	二二,二二五	六三〇,五〇四
山羊毛	六,六三三	一八一,四一一
綿羊毛	二六六,八七二	✓三,七一九,〇九八
郵政所帶包裹以上未列	—	八五,三三六
雜貨過多不能盡列	—	七,八四四,四二〇
土船所裝以上未詳	—	一七五,七三五
總計輸出貨物價額		二六四,三八〇,六九七

### 第十一節 商店及商習慣

#### 商店及商習慣

#### 農本商未の政略

支那古來より施政の方針として、農本商未の政略を取りたるを以て、商家は常に四民の下層に居り、政府は常に之を保護獎勵せざるのみならず、寧ろ壓抑を加へ、官吏は誅求勒索を擅にしたるの弊風は、今尙ほ全然脱却すること能はず、爲に商業の發達を妨げたるもの多大ならずとせず、然りと雖支那國民は先天

#### 商業上の特性

的の商業國民にして、商業上一種獨特の長所を有し、商機を見るに敏なる、懸引に抜目なき到底他國人の企及すること能はざるところ、加之貨殖の道に巧に、能く錙銖を積み、勤勉にして苦楚に耐へ、且つ一種の慣習的制裁のその間に存するあるを以て、信用取引の美風盛に行はれ、國家としての貧弱なるに似ず、個人としては大賈富商到る處に夥多し、

#### 支那商業界の二大勢力

山西人  
廣東人

#### 協同營業

支那商業界の二大勢力としては、山西人及び廣東人とす、山西人は其性質に於ても、又其資力に於ても、全國中嶄然として頭角を抜き、最も商業に巧なり、廣東人は古く外人と交通したるを以て、其熟練の點に於て、將た資力の點に於ても、山西人と相並びて支那商業界に驅逐す而して前者は主として内地商業及び銀行業を營み、後者は専ら海外貿易に従事し、外國市場に馳騁す、之に次ぎて、波商人及び山東商人、福建商人等、又皆商業に長せり、元來清國にては古來より商業上の習慣として、協同營業盛に行はれ、所謂合資組織のもの甚だ多く、近來諸外國に倣ふて株金を募集し、株式組織となし、大事業を營むものあり、概して彼等商務場中の人を見るに、機智縱橫、胸中常に成算ありて、從容として迫らず、

一見するところ毫も射利の念なきものゝ如く、外人よりは其虚實を窺ふこと頗る難し、且つ商人社會の道義心頗る強く、相互能く精誼を重じ、協同の利益を謀り相犯すことなし、加ふるに勤勉にして忍耐力に富み、兼て蓄財の術に長ず、これ實に清國商人の商業上の一大美風ならずとせんや、

開業の規

新たに商店を開かんと欲するものは、必ず先づ其同業者の組合に入らざるべからず、勿論業によりては官の公許を得ざれば、開業すること能はざるものあり、れども、多くは營業の自由を認む、開店後直に同業組合員を招きて、披露の宴を開くを例とす、又業によりては一定の金員を組合に賦出せしむるもあり、又賣品は其地方同業者間價格を一定して販賣することゝし、貨物によりては一切現金を以てし、掛賣を許さざるものあれども、多くは掛賣となすの習慣なり、其掛賣の期限は三節とし、五月九月十二月の三節句には、必ず清算すべきものとせり、

商店の計

商店には店主の外、番頭手代丁稚等あること、我商家に異ならず、店主は即ち資本主にして、財東ツカイトスと稱す、只其商店の大綱を握るのみにして、業務一切の掛引に

商店員

掌櫃の權

至りては、全く掌櫃サシカイ即ち番頭バンダウの手中に在り、又店員の躡陟進退等、悉く掌櫃の管理するところにして、更に店主をして干渉せしめず、恰も自己の商店なるが如く處理し、只決算期に入り、店主に業務の成績を報告するを常例とす、又此番頭の下に使用する手代は、夥計ホウケイと云ふ、丁稚の年季を終へたるものより採用するものにして、其數は店舗の大小によりて一定せず、由來清國にては未だ商業學校の設備なきを以て、商業に従事せんと欲するものは、其種の如何なる人たるを問はず、概ね幼少の時より商家に入りて、其の業を學ばざるべからず、故に此等の丁稚小僧を稱して學徒シニエトウ又は學生シニエシヨウと云ふ、此學生より數年の年期を経て夥計となり、更に進で掌櫃となるなり、又商店によりては二人以上の掌櫃を置くものあり、斯る場合には、其中の一人を總掌櫃と名け、店務の全權は此總掌櫃の管掌する所となす、

手代  
丁稚

商店の分

各商店に於ける業務分課の方法は、營業の種類資金の多寡、規模の大小等によりて、參酌決定せるものにして、一概に言ふこと能はざるも、大要我國と大同小異なりとす、即ち各開港場に在る中流以上の清商事務分課は左の如し、

營業部、記帳部、會計部、倉庫部、税關部、

又普通各商店に於ける營業分課は、大要左の如し、

概上(店內にて販賣するもの)

進貨(貨物仕入係り)

出貨(貨物係、注文により貨物を發送するもの)

管眼(會計係、帳簿の記入金額の出納事務)

信房(文書係、往復係り)

外場(掛先集金及顧客廻り)

買辦

而して各開港場に於ける外國商館には、一種の使用人あり、即ち買辦(バイワン)之なり、銀行汽船會社等を始とし、其他の各會社個人商店等、殆ど此買辦を備用せざるなし、買辦は原語「コンブラドル」と云ふ、西班牙語の「コンブラドル、販賣人」より轉化したるものなり、西班牙、葡萄牙、和蘭國人等の、支那沿海に通商を試みたる當時、支那商人中の才器あるものを選びて、自己の買辦となして使用したるより、今日の習慣を醸成したるなり、

買辦の業務

買辦の業務は、頗る繁雜にして一言にして簡單に之を解釋すること能はず、然れども之を詮じ詰るときは、買辦は外商の爲に自己の名義を以て取引する有給の請負營業人と云ふ方至當なるべきか、即ち買辦の業務としては左の數種

あり、

- 一、雇主との間に一種の雇傭契約によりて成立するものにして、其扱ふ勞務に對して、一定の給料を得る點より見れば、一種の雇人に過ぎず、
  - 二、其業務上自己の名義により、雇主の爲に物品の買入販賣を爲す點より見れば、問屋營業に類す、
  - 三、雇主と支那商との間に介在して、兩者の間に賣買貸借等の取引をなさしむるによりて、定規の「コンミッション」を得る點より見れば、才取或は仲立人の觀あり、
  - 四、雇主に對して、豫め注文事項を完成することを約し之に要する一切の商行爲を自己の計算に基き處理する點より見れば、請負人の如き觀あり、
- 上述の如く買辦の業務は、判然たる名稱を付すること能はざれども、當初此制度の創設せられたる時は、全く雇主の計算によりて、雇主の爲に其業務の一半を代辦する、有給の雇員たりしは疑を容れざるなり、然れども今日に至りては、全く其性質一變したり、而して各外國商館には、賬房(エントラフ)なる一室あり、此れ即ち買

### 買辦の事務所

辦の事務所なり、常に多數の部下を使用し、生計頗る豪華を極む、其大商館にあるものは、一ヶ年の收入五萬圓以上に至るといふ、外人が清國內地に於て、貿易事業を開始せんとするには、今日尙ほ此買辦の力に藉らざるべからず、されど多くは買辦に不當の利益を獲得せられ、遂には外人の大資本は、徒らに買辦の私腹を充たすに過ぎざるの有様となるなり、由來買辦制度の創設は、外人の語學に通せざると、度量衡并に貨幣制度の不完全にして、種類の雑多なると、且つは支那の取引は、概ね其内地の錢莊票莊等の手形拂にして、其支拂期間の長期なることにより、此國に於ける取引は、是非其風俗習慣に熟したる人を必要としたるに起因せるものなり、

### 買辦團結

支那商人の團結力に富むと、商業上の機略縱横なる天才を有するとは、吾人の前節に於て説述せる所なるが買辦間にも、互に聲氣相通じ、時に外商を苦しむることは、屢々當業者の實見せる所なるべし、彼等買辦は、業務の種類により銀行の買辦、茶商の買辦、汽船會社の買辦、石炭商の買辦、綿糸商の買辦等、各其同業者間聯絡をに保ち、以て支那開港場の商機を左右するの力あり、されば何人に

### 銀行買辦

よらず、新に支那貿易に従事し、各商館と取引せんとするものは、必ず先づ買辦に交渉せざるべからず、若し規定の手數料其他の利益を壟斷せられんことを虞りて、豫め先づ買辦に商量をなすことを怠り、或は之を爲さざるときは、忽ち買辦團體の妨害を受け、爲に多大の損失を招きたるもの少なからず、

買辦の業務は、其商業により同一と云ふにあらざるも、大體同一形式の下に執務するものなり、假令ば銀行業者の買辦に至りては、其銀行の支配人の許可を受くるに非れば、如何なる事情ありとも、銀行の名義を以て他人と直接に金錢の貸借をなすこと能はず、又銀行の命によりて、收入せる金錢其他の擔保品證券等は、鄭重に保管せざるべからず、若し萬一失錯あれば、買辦は必ず自ら其責に任せざるべからず、又銀行に代て收納せる紙幣貨幣手形等の眞偽、及び支拂期日等につき、其責任を負はざるべからず、又買辦は、自己の業務を補助する手代數人を使用し、其事務を分擔せしむ、

### 普通商店買辦

又普通商店の買辦業務は、上述の銀行或は諸會社等の買辦と略々同一にして、其部下の使用人を指揮監督し、店内一切の業務を司り、出入貨物より税關倉庫

等の事柄に至る迄、均しく買辦の經手する所に係る、即ち貨物到着して店内に運搬する時より、税關手續人夫、賃銀等皆買辦より立替へて支拂をなす、又商店によりては、着貨に對し原價の半額を買辦に立替へしむるものなり、又商品賣捌につきて、店主には現金にて買辦より支拂ひ、買辦自身の考にて十五日乃至一ヶ月の延取引を爲すあり、又買辦の保證により、店主が仕入れたる貨物にして、着荷後買主の違約せる時は、又買辦は其責に任じて店主に支拂の義務を有する等あり、これ等は何れも當初買辦雇用の際、契約書を作成して確保する習慣なり、

### 買辦の收入

買辦の收入は、業務の種類、商店の規模の大小等によりて一定せずと雖、各會社銀行商店等は、豫め一定の俸給を定め、此外手形の買賣、貨物の買賣等につき、一步乃至三四歩の手數料を與ふるの定めにして、買辦は又此等貨物及び手形買賣對手よりも、同じく一步乃至三四歩の手數料を受くるなり

### 買辦の弊害

以上買辦の性質如何は略ぼ之を盡くしたり、然るに今日の現状は、買辦の權力徒らに擴大して、利益の壟斷となり、取引上の瞞着となり、社主店主たる外人は

### 商務總會 の事業

買辦の左右する所となり、到底買辦制度の改廢を行はざれば、對清直輸出入業の振興を見るべからず、されば將來對清貿易の隆盛を計らんと欲せば、須らく有爲の青年實業家を派し、永住の目的を以て、其地方の商業慣習に精熟せしめ、金融機關の狀況より、各商店の營業取引の有様に慣れしめ、言語は素より度量衡貨幣等に至る迄、充分の研究を積み且つ其地方の商人間に信用を得るの程度に進ましめば、買辦を使用せずして、何等の不便不利を感ぜざるに至るべし、斯くして始めて真正の直輸出入業は企劃せらるべきなり、

### 第十二節 商務總會

清國政府は前に光緒三十年十一月の上諭を以て、全國樞要の都市に、商務總會を設立すべきの旨趣を發布し、尋て其條令を規定せるものを公布せり、是我商業會議所と大同小異の條令にして、一は以て産業の調査改良保護を圖り、一は商業上發生せる紛議の仲裁等の事務を管掌せしむる方法を取りたり、即ち商業繁盛の都市は一個の商業總會を設け、以下の市邑に分會を置きて總會に分

會館及び公所の制

屬せしめ、一總會毎に總理一名及び協理數名を公選せしむることとなしたり、去歲以來各他皆其主旨を遵奉し、夫々商務總會或は分會を設置し、以て地方當局者に稟報し來り今日に至りては全國樞要の都市殆ど此會の設けあらざるはなき程となれり、從來清國商人間には、會館公所の制ありて、同地方の同業者の集團を造り、共同利益の保護増進に力め、一面には同一組合員間の勸善懲惡の方法を講ずるの具となし來りしも、現時の如く國際商業關係の發展に伴ひ從來の會館公所の制度にては、範圍稍や狭小なるを以て到底其必要に應ずること能はざるにより、更に一步進みたる此の商務總會の制度を取るに至りしなり、然れども會館公所は尙依然として存在し、其制裁又能く勵行せらる、次節以下に、商務總會の本源たる會館公所の由來を詳説すべし、

會館及公所

第十三節 會館及公所

會館の起原

抑も會館の起原は、同郷出身の官吏が、相互に保護救援するを目的として、北京に於て之を創設したるを以て嚆矢となす、然るに同郷の商賈等又之に倣ひ官

會館の目的

吏會館に擬して商賈會館を組織するに至り、今日に在りては、全國到る處の州縣各其會館を有せざるものなきが如し、會館の目的に二種あり、一は遠地より來往するもの、必ず免るべからざる局部の僻見に對する保護にして、他の一は同業者間に惹起せる所の不和爭議を防止調停するにあり、言を換ゆれば、即ち同郷商賈が、他の地方に在りて他商の抑壓を防制し、以て同郷商人共同の利益を保全するの策に出でたるものにして、一面又官吏の抑壓をも防禦する必要の一具たり、而して會館の種類は其數頗る多く、廣東會館、福建會館、山東會館、其他各省の會館あり、又同業者の會館たる茶葉會館、藥材會館、生糸會館、其他各種の會館ありて枚擧に遑あらず、今日支那全國過半の市邑に於ける各州の會館は、巍然として雲際に聳立し、行旅者をして先づ目を驚かしむるものあり、而して會館内には、會議所、演劇場、及び高位高官の旅舎に充つる房屋の設備より、年々官吏登用試験に應ずるがために上京する學生の旅舎に至る迄、悉く備はざるなく、會館内の正室には關帝を祀り、且つ其壯嚴威容を保たしめんがため、樑柱皆鍍金をなし、或は彫刻石工等の技工を加へ、頗る美煥の極む、

會館の種類

會館の設備

會館の役員及び資金

會館の役員は、總管理人一名及び委員數名より成る、商業旺盛の都市に在ては、貨物につき分課となして委員を設くるあり、資金は館員より各自其取引せる貨物代價につき、随意の金高を徴收して成立するものにして、其賦金の割合は、時の事情によりて一定せずと雖、大概賣上高の千分の一を標準となすといふ、平常は幹事一二名を置き、會館一切の事項を處辨せしめ、此幹事は法律上會館の代表者として官衙より認めらるゝものなり、又、地方官より會館に向ひ、公共の事業、施濟其他臨時の捐金等を請求せらるゝときは、亦幹事の之れに應答すべきものとす、

公所

公所の規約

公所の種類

公所は同業組合とも稱すべきものにして、各地の小商賈及び工匠等より組織せらるゝものにして、其組織の如き種々あり、各公所組合の例言には、「凡そ商取引に於て、賣買双互に利益を享けんと欲せば、須く正實と誠信とを以て最乗の秘訣となすべし」とあり、各公所毎に其規約を定め、以て各商賈間の英同利益を圖るにありて、公所の種類も夥多あり、魚商公所、鍛冶公所、絹織商公所、郵信公所等枚擧に遑あらず、然して公所の主旨規約等は、會館と大同小異なりとす、

會館公所の制裁

概言するに會館公所は、實に清國の商業上の裁判廳とも稱すべきものにして、其所定せる規則を強行せしむるの權あり、蓋し清國官廳に於ても、會館の規約を以て法律上の効力あるものとなせり、即ち會員相互の間に、金錢上の爭論あるときは、之を會館に提出して、其仲裁に委するの定めあり、若し其事件にして和解し難き時は、則ち之を所屬の官衙に訴ふることを得るも、其起訴人が、最初會館の調停に依頼することをなさずして、直に官署に訴ふるときは、館員全體の排斥を受くるのみならず、將來會館の保護救済を請ふこと能はざる規定なり、又會館の調停仲裁は、單に金錢上のみにあらずして、各種館員間に發生したる事件にも及ぼすものとす、又館員より除名せられたるもの、或は他の會館より排除せられたるものは、何れも一切の交通を禁じ、若し私通せること發覺せし時は、規定の過料金を徴收せらるゝの制なり、

日清貿易關係

第十四節 日清貿易關係

我國の清國に於けるや、僅に一葦帶水の比隣にして、加ふるに同文同種の誼あ



諸外國の  
利權擴張

りて、其利害の直に相影響するものあるに係はらず、我國今日の現状は漸くにして彼の全購買力の約一割餘を利用するに過ぎず、而かも清國內に諸外國の利權擴張を誘導せしは、實に明治二十七八年戦役の結果なり、我は率先して血を流し、寶庫を開きしも、其寶庫内の財物は全く外人の涉獵に委せり、是を以て營利に抜目なき外人は、甘言好餌を以て其驢心を求め、あらゆる手段を盡して此寶庫に群集し、以て其勢力範圍を開拓せんとす、我國民たるもの奮勵一番、其利を分収するの覺悟を備へずして可ならんや、

日清貿易  
の前途

日清間の貿易は、近來著しく發展し、其輸出入總額約一億萬餘圓の多額を見るに至れり、之を數年前に比すれば、殆ど倍加の増額を示し、殊に我よりの輸出は、常に輸入に超過せるの傾あるは、我國對清貿易の前途益々多望なるを證するに足れり、然れども近時列國の經濟的競争は益々劇烈となり、獨乙品及び英米品は、漸くに支那人間の稱讚を博し、殊に獨乙商人の如き、巧に我輸出品の横造をなし、大に彼の嗜好に投じ、以て漸次我商品をして市場より驅逐せんとするの傾あるは、當業者の注意を要すべき處なりとす、

清國より  
の輸入品

日清貿易の總額前述の如く、一億萬餘圓の巨額に達するに拘はらず、其大部分は本邦各港在留の清國人及び外人の經理する所に係り、我商人の直輸に係るものは、僅に全額の十分一に過ぎず、要するに我商人の小資本にして信用薄きと、我一般實業家の清國の事情に暗きと、我輸出品中諸外國の模造品漸く聲價を高め來りしと、日清貿易の前途考究を要すべき一大問題なりとす、我商工業家たるもの、須らく一致協力、以て商業機關の完成を計り、工藝品の製作改良を勵め、一面能く比隣帝國の事情に精通し、以て我商權の擴張を計らざるべからざるなり、

日清間の輸出入品の重要なものを擧ぐれば左の如し、

一、清國より我國への輸入品(重要なもの)

豆類、砂糖、豆粕、棉花、線綿、蘭苧、蔗、柞蠶糸、鐵、鋼、生糸、鷄卵、革類、包蔗、胡麻、米、羊毛、等にして、右の内千九百七年即ち我明治四十年度に於ける、重なる清國よりの輸入品數額は次の如し、

一、生絲及繭絲

二三、四六五、二八四

一、羊

毛

一、七六九、五三一

◎第十四節

日清貿易關係

二八一

一、苧 麻	二、〇七二、〇五六	一、鐵 及 鋼	八一七、三八〇
一、豆 類	五、四三三、三二八	一、砂 糖	三三〇、九七九
一、油 粕	一九、六三三、九〇四	一、米	四二二、二七八

清國への輸出品

二、我國より清國への輸出品(重要なるもの)

綿布、綿糸、石炭、燐寸、軸木、海産物、花筵、紙卷、煙草、木材、酒類、洋傘、絹織物、洋紙、玻璃器、銅類、陶磁器、其他各種雜貨

右の内千九百七年即ち明治四十年度に於ける、重なる清國への輸出品數額は次の如し、

一、綿 織 絲	二五、四三三、四三〇 <sup>円</sup>	一、綿 浴 巾	九五九、四四八 <sup>円</sup>
同 香 港 へ	一、〇八四、二五一	同 香 港 へ	三五五、九四二
一、メリヤスシャツ	一九〇、〇〇六	一、絹 手 巾	三、七三六
同 香 港 へ	二六八、八五六	同 香 港 へ	二六、四二四
一、綿 巾	九五九、四四八	一、燐 寸	四、二五〇、二六五
同 香 港 へ	三五五、九四二	同 香 港 へ	二、四六九、七三三
一、花 筵	二五、〇一四	一、陶 磁 器	七四九、六五七

一九〇七年對清貿易別出港

又同年度に於ける、對清貿易輸出港別は左の如し、

同 香 港 へ	二七、三五三	同 香 港 へ	二六三、一一四
一、漆 器	九〇、七〇八	一、玻 璃 鏡	三五三、一〇二
同 香 港 へ	四二、三七六	同 香 港 へ	三二、〇五九
一、洋 傘	八三六、二二四	一、麥 酒	六七一、〇一三
同 香 港 へ	一五五、二二七	一、清 酒	一、二五二、六五二
一、米	二九六、四六〇	一、錫	二九一、三四九
同 香 港 へ	一、三三三	同 香 港 へ	一、九八〇、六四九
一、精 糖	一、六九〇、三二八	一、紙卷煙草	一、二二八、三〇三
一、樟 腦	六、一〇五	同 香 港 へ	三五、二二四
同 香 港 へ	三二、六〇二	一、銅	一〇、三二〇、九〇一
一、製 茶	三四二、四二一	同 香 港 へ	四、七八二、八九三
一、石 炭	七、六八九、五三八	一、製帽用真田	一、三三二、
同 香 港 へ	五、四三九、七九四	同 香 港 へ	六二、四一一

港 別	滿 洲	北 清	中 清	南 清	不 詳	合 計
積 込	一、六〇、七二七 <sup>円</sup>	六、五七、四四七 <sup>円</sup>	五、四三、四三〇 <sup>円</sup>	六、四四、四九七 <sup>円</sup>	二、四四、四四七 <sup>円</sup>	六、六四、七七一 <sup>円</sup>
神 月	四〇元、四五元	五、五元、四五元	一、八元、三五元	二、五元、三五元	一、	三、四元、四五元

一九〇七年  
對清貿易  
輸入港別

又同年度に於ける、對清貿易輸入港別は左の如し、

港別	滿洲	北清	中清	南清	不詳	合計
大阪	二,三六,一三三	八,三三,九六六	一三,〇七,四四七	三六,七三六		五九,一四,二八二
長崎	一三,五五七	一,一三,五三三	一,一三,五三三			一六,八二,六一三
函館	一,一三,五三三	八,二六六	七,七三三			一七,一〇,七六六
四日市	四九,九六六	七,七三三	一三,〇七四			七〇,七七三
下關	一,一三,五三三		一,一三,五三三			二,二七,〇六六
門司	一,一三,五三三		一,一三,五三三			二,二七,〇六六
若松	一,一三,五三三		一,一三,五三三			二,二七,〇六六
唐津	一,一三,五三三		一,一三,五三三			二,二七,〇六六
小樽	一,一三,五三三		一,一三,五三三			二,二七,〇六六
其他諸港	一〇,七三三	一,一三,五三三	一,一三,五三三	一,一三,五三三		一四,一四,一〇二
總計	四九,九六六	一〇,七三三	一〇,七三三	一,一三,五三三	一,一三,五三三	七四,三〇,〇〇〇

日本領事  
管轄區域

第十五節 日本領事官管轄區域

在清國日本領事館管轄區域は左の如し、

◎第十五節 日本領事官管轄區域

右二表中に在る滿洲とは、滿洲三省全體を指したるものにして、北清とは山東及直隸の北部各省、中清とは江蘇浙江等の揚子江水域に屬する各省、南清とは福建廣東等の南部各省を云ふ、

長崎	函館	四日市	下關	門司	若松	唐津	小樽	其他諸港	總計
一三,五五七	一,一三,五三三	四九,九六六	一,一三,五三三	一,一三,五三三	一,一三,五三三	一,一三,五三三	一,一三,五三三	一〇,七三三	七四,三〇,〇〇〇

安東縣駐在領事官管轄區域

奉天省中鳳凰廳、興京廳、莊河廳、安東縣、寬甸縣、通化縣、懷仁縣、輯安縣、臨江縣

遼陽駐在領事官管轄區域

奉天省中遼陽州、遼中縣

奉天駐在領事官管轄區域

奉天省中安東、牛莊、長春、鐵嶺、遼陽の各領事官の管轄に屬せざる地方

鐵嶺駐在領事官管轄區域

奉天省中海龍府、鐵嶺縣、開原縣、遼源州、昌圖府、中奉化縣、康平縣

牛莊駐在領事官管轄區域

奉天省中營口廳、錦州府、蓋平縣、海城縣、復州

長春駐在領事官管轄區域

吉林省中長春府、農安縣、伊通州

奉天省中洮南府及昌圖州中懷德縣

吉林駐在領事官管轄區域

吉林省中哈爾濱及長春駐在領事官の管轄に屬せざる地方

齊々哈爾駐在領事官管轄區域

黑龍江省中、哈爾濱駐在領事官の管轄に屬せざる地方

內蒙古中、天津駐在領事官の管轄に屬せざる地方及外蒙古

哈爾濱駐在領事官管轄區域

吉林省中、新城府、依蘭府(湯源縣、大通縣、及臨江州を含む)、密山縣、五常廳、雙城廳、綏芬廳、賓州廳、楡

樹縣及長壽縣

黑龍江省中、嫩江と陶兒河の會合點より拜泉縣を経て、黑龍江と、ブレイヤ河

の會合點に到る線以東の地方

天津駐在領事官管轄區域

直隸省、山西省、及察哈爾都統管轄に屬する內蒙古一帶の地方

芝罘駐在領事官管轄區域

山東省全部

上海駐在領事官管轄區域

江蘇省中松江府、太倉州及通州、

浙江省中寧波府、台州府、温州府及處州府、

南京駐在領事官管轄區域、

江蘇省中鎮江府、淮安府、徐州府、江寧府、揚州府及海州、

安徽省全部、

蘇州駐在領事官管轄區域、

江蘇省中蘇州府及常州府、

杭州駐在領事官管轄區域、

浙江省中杭州府、嘉興府、湖州府、金華府、衢州府、嚴州府及紹興府、

漢口駐在領事官管轄區域、

湖北省中漢陽府、武昌府、德安府及黃州府、

江西省中袁州府を除きたる地方、

河南省全部、

陝西省全部、

甘肅省全部、

新疆省全部、

長沙駐在領事官管轄區域、

湖南省全部、

江西省中袁州府、

沙市駐在領事官管轄區域、

湖北省中荊州府、荊門府、襄陽府、安陸府、施南府、宜昌府及鄖陽府、

重慶駐在領事官管轄區域、

四川省全部、

貴州省全部、

雲南省全部、

西藏全部、

福州駐在領事官管轄區域、

福建省中福州府、延平府、建寧府、邵武府及福寧府、

厦門駐在領事官管轄區域

福建省中興化府、泉州府、永春府、漳州府、及龍巖州、

汕頭駐在領事官管轄區域

廣東省中潮州府、嘉應州及惠州府、

福建省中汀州府、

廣東駐在領事官管轄區域

廣東省中汕頭駐在領事官の管轄に屬せざる地方、

廣西省全部、

海南島、

英領香港駐在領事官管轄區域、

香港政廳管轄地方、

澳門政廳管轄地方、

農業

總説

## 第九章 農 業

### 第一節 總 説

支那は元來農本主義の國なり、即ち歷代の政策たる、農を尙び士を重じ、商工業に至りては頗る之を輕視したり、而して清朝創業の當時に在りては、勸農の法能く整ひ、庶役又甚だ簡にして賦稅輕く、農民其の業に樂しみしが、中世以來朝政の振はざると共に、賦役亦た煩重に赴き、地方官吏の貪歛飽くことを知らざるより、農民の權利は枉屈せられ益々悲境に陥り、加へて回匪の騷擾より髮逆の變亂に至り、全國其煩累餘毒を蒙らざるなく、田土は蹂躪せられ、家屋は破壊せられ、庶民其居に安せざるもの二十餘年、續て時勢の變遷より、海外通商の端を啓き、商勢の激進を來し、爲に一般人民をして商利の輕捷なるを思はしむるに至り、漸く困窮に陥り、つゝありたるの農民をして、俄かに其方向を商事の途に轉せしむるに至り、地方の豪農富戶も、亦皆其の資産を商界の事業に投じ、自然に農事を放任するの傾となりたるよりして、遂に今日農業の不振を來せる

農民權利の枉屈

農業不振の原因

ものたらずんばあらざるなり、支那内地を旅行せるものは彼の、茫々たる數萬項の良田沃野、徒らに舊式の耕法に甘じ、或は荒蕪に委して顧みざるものあるを見て、果して如何の感をか生ずる、心あるもの、私かに遺憾とする所なり、然れども近年に至り、時世の趨勢に誘はれ、耕地の開墾より農産物の發揚せしものなきにあらず、又督撫の勸奨によりて、農事の改良振作に努むるものありと雖、其の耕耨の法極めて幼稚にして、其勢の大なる割合に、其の効果を收むること能はざるなり、

支那當局者の調査せし所によれば、清國今日の農地は約五千萬町歩なりと云ふ、然れども人口地積の多大は、未だ必ずしも其國農産競争力の強大なるを示すに足らず、農産競争力の強大は、地積廣大にして而も之に比して人口少く、農法良巧なるに因るにあり、北米合衆國の如き適例なり、

近來支那内地を通過せる人々は、内地到る處農民の多數なると、土地の開拓し盡され、未開墾地の少きことを稱道せり、此説蓋し一理なきにあらず、されば今日清國の農業上に於ける要件は、同一面積に於て收穫量を増加すると、品質を

農業上の要件

改良するにあり、之を爲す如何、即ち農具の改良、種子の撰擇と耕法の改善とにあること勿論なりとす、

第二節 耕地及耕作

耕地及耕作

南部及北部の耕地

支那本部十八省に就て論ずれば、南部支那中、廣西、貴州、雲南の各省、及び北部甘肅、陝西二省の如きは、地質礫確にして山岳多く、殊に交通の不便と氣候の險惡、并に人口の寡少とは、農作上他の各省と頗る其趣を異にするものあり、然れども民性勤勞にして、致々倦まざるの風あるを以て、平地は勿論山上と雖も大概耕耨して寸地を遺さず、而も其勞の割合に收穫の少なきは又止を得ざる所なり、

又中央部及び南清の一部は、人多くして地狭きを以て、山嶺湖澤の剩地に至るまで耕耘の道好く開け、殊に水利の便縱横に通じ、或は溝を掘りて灌漑し、或は隄を築きて水を湛へ、地味亦肥沃にして、殊に揚子江水域に屬する各地の如き、穰々たる沃野を控へ、水利と相伴ふて實に清國富源の要樞たり、

中央部及南清の耕地

北部各省の耕地

北部各省は土地廣しと雖も、人口割合に寡なく、地味は概ね黄土に屬し、南清に比して氣候亦た劣悪なるを以て、荒蕪の地少なからず、然れども近來開墾に意を注ぎ來りたるを以て、耕耨の法年を逐ふて改良し、農業稍や盛なるの勢あり、滿洲即ち東三省の地は、大に本土と其趣を異にし、從來漢人種の移住を禁遏し、獨り旗人をして此廣大なる土地を占有せしめたる結果、生活に餘裕を生せる旗人等は、山間僻地の荒地を開墾する者なく、政府は貧困なる旗人の救済及び地方開發の目的を以て、屢々在京旗人にして貧困なる者を移住せしめたるも、彼等が京師の繁華に戀々たる望郷病は政府の美意善政をして常に不結果に終らしめたり、此間堅忍にして利殖に熱中せる漢人種は、禁遏を冒して密入し、開墾に従事するものを生じ、其結果頗る良好なるものあり、遂に政府は之を默許するに至れり、而して奉天省は本土との關係密接なるものあるにより、此の禁を解き、且つ漢人種の移住を獎勵したる結果、農耕の業大に發達せしも、黑龍吉林の二省は、猶漢族驅逐の制を改めざりしを以て、開墾不良にして多數の不耕地を有するに至れり、

滿洲の耕地

支那本部の耕地面積

滿洲耕地面積

某當局者の概算せる所によれば、支那本部の總面積を我町歩に換算すれば、三億四千九百七十四萬町歩となり、これを我國耕地の割合として其の總面積の八分の一(二割)を耕地と見積るときは、約四千三百七十一萬町歩となるべし、と云へり、然れども此農地約五千萬町歩と云へるは、七十年前に於ける戶部の概算に成るものにして、今日とは大に逕庭あるべしと信ず、且つ土地廣大にして其大部は平坦に、殊に其農法は日本より粗にして收穫少く、方役に多くは動物を使用し、各戸普く家畜を飼養し、其飼料は専ら農作物に仰ぐを以て人口一人に對する農地は我日本に倍すべし、されば清國今日の現狀にては、人口一人に付少くとも三反五畝歩の農地ありと推定することを得べし、即ち支那本部の人口を四億萬人と概算するときは、農地一億四千萬町歩となり、全面積三億四千九百萬町歩の四割に當る割合となるなり、

滿洲三省の土地總面積九千四百六十萬町歩にして、實に我總面積の一倍餘なり、而して吉林省は山多く、盛京省は起伏ありと雖、黑龍江省は平原に富み、又嫩江松花江遼河の本支流等、水利極めて便なるものありて、滿洲總面積の五割、即ち



四千七百萬町歩は耕地と見做すことを得べし。

農法農具  
及農人

第三節 農法農具及農人

農具

農法農具は、支那南北とも概ね舊式にして、秦漢時代の遺物とも見るべく、耕作には多く牛、馬、騾、驢等の家畜を使用し、其古風の器械を動物に曳かしめて、巧之を操縦するの手際は、到底我農民の及ばざる所なり、其器具は犁、鍬、鋤、鎌、簸、扇、器、懷包、車輛等にして、其他の諸器具は極めて簡單なるものとす、耕耘は北清は總て大農法により、牛馬の力に頼るもの多し、

作物

長江沿岸は米を常食するにより、田地米作多く、北清は麥、黍、高粱等を常食とするを以て、畑作多し、果物は北清南清の或一部に於ては、桃、梨、葡萄、蜜柑等頗る優等のものを産す、蔬菜は、城市附近は塋園を設け、床を奇麗にし、肥水を注ぎ、方めて、其栽培に意を用ゆるを以て、普通農業に比して精巧なり、

肥料

肥料は、雜草、畜尿、人糞、油粕等を主として用ゆれども、其使用量甚少し、又人糞は南清に於ては溜壺に貯へて使用し、北清は乾糞を製造して用ゆ、

勞作人

農人の階級

小作人

自田自耕者

地主

勞働者として田圃の耕作に従事するは重に男子なり、省によりては男女共に勞作するものあれども、女子は纏足の習慣あるを以て、行止不自由なるにより、除草の手傳を爲す位に止る、概して支那農人の階級は、大地主、中流、地主、自田自耕、小作人の四種に區別することを得べし、地主對小作人の關係は、法律上別段の規定なき國柄なれば、地主が小作人に對し、不利益なる行爲あるは争ふべからざる所なるも、餘りに苛酷に失するときは、小作人たる者なきにより、相互より、相當の讓歩ありて、比較的其關係を永遠ならしむる者あり、小作料は收穫の切半を普通とし、地租は地主持とす、又農家の使用人は、短期長期の二あり、短期雇人は臨時繁農の際雇用するものにして、其勞銀は月極めなり、長期雇人は永續せるものにして、其勞銀は一ヶ年定めなり、

自田自耕者は、真正の農人とも稱すべきものにして、自田より收穫する糧米蔬菜を常食とし、其生活は極めて低度に有り、一家數口の家にして、一ヶ年の經費僅に數拾圓内外にて維持す、其勤儉の一斑を推知し得べし、  
地主の生活は、其財産の程度により一定し、雜きも概して官商に比して質素な

り、其餘裕を生ずるときは、之を商業に投資するの習慣あるを以て、我國の如く純然たる地主は殆ど稀なりとす、又農家の副業として、家畜の飼養頗る盛なり、次節に其一般を紹介すべし、

家畜

第四節 家畜

支那國民は一般に肉食を尙ぶの風習あるを以て、家毎に鶏、家鴨、鵝、牛、羊、豕を飼育し、又耕耘用騎乗用として馬、驢、騾、駝等を飼養す、即ち彼の馬隊及び驛站到許多の馬、驢、騾、駝等を要するのみならず、北部一帯の地、茫漠たる高原多く、又運輸上廣く馬車及び駱駝等を使用し、其他南北一般に耕耘のため牛馬を使用するを以て、古來より此等牧畜の業頗る盛なり、

鶏鵝鴨

鶏、鵝、鴨等は各地到る處に之を飼養せざるはなく、鵝、鴨等は各地の水邊に之を畜ふ、然れども之が爲に、特に養鶏所の如き設備なく、唯村落戸々の間に放養するのみ、

牛

牛は黄牛、水牛の二種あり、前者は重に蒙古地方に産す、然れども南方水田に多

豕

く使用するは後者なり、水牛は體力强く、性柔順にして能く勞に耐ゆ、由來支那にては、牛は耕作運搬等に用ゆるを以て、政府は農家の良工を失はんことを恐れ、人民をして牛を食用となさざらしむることに勉めたるを以て、今日清國中流以上の士人は、何れも之を食用となさざるの習慣なり、豕は支那人間の常食と云ふも不可なき程にして、一般に之を食料となすが故に、毎戸畜養せざるの地なし、

羊

羊は山羊、綿羊の二種あり、蒙古の各部落、北部支那の各地、何れも牧場ありて飼養す、其毛皮は衣類或は敷物を作り、蹄角は器物を造る、而して普通一般に飼養するは山羊にして、豕と同じく其肉を食料に供するなり、

馬

馬の産地として有名なるは蒙古にして、内地にては四川省より産するものを川馬として珍重す、川馬は蒙古産に比して體軀小なれども、石徑崎嶇の山路を跋渉するに適し、體質頗る強健なり、牧場としては蒙古及北清地方に官有のものあり、又放牧と稱する民間私設の牧場あり、

驢馬

驢馬、騾馬は、直隸、甘肅、陝西、山東、四川、滿洲等の各地に産し、貨物の運搬に用ひ、或

駱駝

は騎乗し或は農商各戸の拉磨の用に供す、而して驢馬に二種あり、驢馬驢と云ふ、何れも驢馬と馬との雜種なり、駱駝は蒙古各部落及び甘肅山西等の各省に産し、能く重量を負ひ、又能く渴に耐ふるを以て沙漠の行旅に便なり、北部各地に於て、驛傳及び騎乗用運搬用に用ふ、

農産物

第五節 農産物

豆類

一、豆類、豆粕

豆類は滿洲に於ける最大産物にして、又支那に於ける重要物産なり、豆類中最も需用多き者を黄豆と云ふ、即ち大豆にして、其産額最も多し、此他豌豆、黑豆、小豆等あり、此等の豆類は營口に輸出せられ、更に外國の市場に散布せらる、又黄豆は豆粕に製造し、肥料として外國に消費せられ、滿洲にては牛馬の食料に供せらる、

高粱

二、高粱

滿洲に於ける高粱は、農産物中の最大重要品なり、其稈は乾燥して燃料となし、其實は農家一般の食料となす、實に農家に於ては高粱を以て欠くべからざる必要物となし、如何なる者と雖も之を栽培せざるはなし、又高粱を以て燒酒醸造に供するもの少額ならず、

小麥粟

三、小麥、粟

小麥及び粟も、高粱に次で重要農作物たり、即ち粟は食料とし、其稈は馬料に供す、小麥は粉末となして麵類に製し食用とす、

麻葉煙草

四、麻葉煙草

麻も重要農産物の一なり、多くは賭農作物の道路に沿ひたる一面に栽培して、自然的農作物の防禦籬となす、葉煙草も各地に産出す、殊に本草は新開地に適せるとして、新に開墾せる土地には、必ず數年間煙草を栽培するの習慣なり、

棉花

五、棉花

棉花は支那南部の産出にして、江蘇、浙江、湖北等を最とす、又重要農作物たり、内地の需要に供し、海外に輸出するもの亦少からず、

米

六、米

米は南省の産出にして、江蘇、浙江、江西、湖南、湖北、安徽各省は其産地として重要なものなり、元來支那北部は、多くは旱田にして、南部は水田に富むを以て、北部には殆ど米の産出なしといふも不可なかるべし、而して米は清國の輸出禁制品なるを以て、南部の需要にして餘剩あれば、之を北部に輸送し、北部中流以上の士人の食料に供す、

砂糖

七、砂糖

砂糖の重なる産地は、廣東、福建の二省にして、白糖、赤糖、冰糖の三種に製造し、内地各方面の需要に供し、輸入糖と競争す其産額頗る巨大なり、

茶

八、茶

茶は支那農産物中最大重要品なり、産地は重に南部支那にして、綠茶としては浙江省の龍井、四川省の毛尖、安徽省の珠蘭等著名なり、又紅茶にては福建省の烏龍、江蘇省の六安、雲南省の普洱、湖南省の安化等を最とし、此餘湖南、江西、安徽、湖北の各地亦た烏龍茶を産出す、又湖北の漢口、福建の九江等より、磚茶を産出

蠶業

九、蠶業

支那は古來より蠶業國の稱ありしも、國民固陋にして飼育製糸の法に改良を爲さざるを以て、其法極めて拙劣なり、然れども地質栽桑に適し、氣候温和にして飼蠶に便なるを以て、今日尙ほ多額の繭糸を産出することを得るなり、蠶業の盛なるは江蘇、浙江の二省にして、四川、廣東之に次ぐべし、育蠶の拙劣なるに反して、魯桑の善良なる、既に我國にも此種の桑樹を移植せり、又數百年を経たるの老桑幹に接穂をなすが如きは、彼等が栽桑上に特に秀でたる所なり、而して此等の養蠶は、何れも中流以下の農民の副業に過ぎず、若し將來當道の保護獎勵其宜しきを得、栽桑の方法を講究し、育蠶の改良を施さば、斯業の發展期して待つべく、一躍して世界の蠶業國を壓倒するに至らんなり、

滿洲の水田

左に最近の調査に係る滿洲の水田に付き、其一斑を記載すべし、滿洲は其廣漠たる平野沃饒を以て聞ゆるも農作物の大部は、高粱、豆、粟、稗等にして水田は安東縣、鳳凰城、本溪湖、太子河、新民屯附近に多少を見るのみ、これ支那土民が南清

輸入米の粗品に満足し、勞働者に至りては高粱を以て常食とするが故に、其需要を切實に感せず、且つ北清土人の風習として、既足を泥中に没して勞働するを厭ふが故に、從來水田の必要を認めざりしが爲にして、決して土地と氣候とに絶對の障礙ありしにあらずとす、日露戰役後我國の韓國及び奉天其他の二三の箇所に設けられたる、農事試驗場にて調査したる所に據るに、滿洲農業上の進歩は廉價なる高粱を捨て、世界的利用ある小麥を増植するに在りとの結論に歸し居れるが、小麥は南滿より北滿に於て、已に戰前より露國當局者の敏捷なる勸告と實驗とにより、且つ又十數個の製粉會社設立し、一般農民に其有利なるを教へし爲め、目下は殆ど製粉所所要の額よりも、以上に供給し得るの地位に在り、之を南滿に増植せんには、製粉業者の之に伴ふは必然とす、然るに米は邦人の渡滿在住者増加するに及び、支那人間に比較的美食者の増加するに従ひ、南清米の輸入との競争上、勞銀の低廉なるは優に農業上の一進歩たるを得べし、一邦人は滿洲水田の利を興さんことに力を致し、前年來關東州三十里堡及普蘭店に、三萬坪の土地を借入れ、水田米作の試験を行ひたるが、三十

里堡にては清國在來種の稻を播種したると、經驗に欠くる所ありしたため、多少の損害を免れざりき、又其翌年には洪水のため大半は流失したるも、五段歩にて日本樹籾四石五斗の收穫ありしと云ふ、方法としては苗代よりも直播の方が良好なりと、又普蘭店にては、日清韓三國の種を直播無肥料にて作りたるに、兩年とも韓國種を以て、最も其地味に適したるものと認め得たりと云ふ、支那農民は種の改良交換を爲さず、數百年來同一種を同一水田に施すを以て、遂に今日の劣等を致すに至れり、而して韓國種は一段歩につき籾一石五斗の收穫なるが、之を日本の三石平均に比し頗る劣れるが如きも、前者は全然肥料を施さざる爲なれば、今後適宜施肥の上は、大に見るべきの成績を擧ぐるに至るべしと云ふ。

工業

第十章 工業

總説

第一節 總説

往古工藝の發達

支那民族の特性たる其初め容易に入り難しと雖、一たび之に感染するときは一瀉千里の勢又止むべからざるものあり、此種族にして豈殖産工業の富國強兵の基たるを知らざるものならんや、況や往古より文化大に開け、製造工藝の發達夙に著しきものあり、歐洲人の未だ發明せざる遠き以前に於て早く既に船舶、羅針盤、火藥、陶磁器、織物、紙類、活字等の製造せられたるものありしなり、歷代の王侯も農を以て國家の大本となし、工藝製造の事業に至ては、自然の發達に任し、肯て之を保護獎勵せしことなかりしと雖、累朝の將相、驕奢華美を好みたるの結果は又自然に其進歩を促したるものあり、清朝に至りては、明朝以來の舊習を墨守し、極めて放任主義を取り、加へて民間の奢侈を誡め、儉約を以て國是となしたるを以て、稍や工業の發達を阻止せし之感あり、今日清國に於て見るべき各種美術工藝品は、何れも明代以前の製作に係り、今代のものに比し

現代の工藝

其精粗善惡同日の論にあらず、然れども五十年來海外との交通の道開けたるよりして、時勢の氣運に催され、漸く其方向を一轉するに至り、政府亦此に注目する所あり、遂に新式工業の開發を促し、各種舊來の工藝稍や其面目を改むると同時に、政府の事業として造船所、製鐵所、機器局、織布局等の設立を見るに至り、又民間にても煙草製造所、製粉會社、製紙所、鐵工場、製油場、其他各種の製造事業、密業等の大規模のもの設立せらるゝに至り、大に工業の勃興を見るに至れり、就中故張之洞氏の武昌に創設せる紡績局の如き、製鐵所の如き、少しく見るべきものありと雖、然かも支那人得意の姑息主義の事業に屬するを以て、其成績更に稱すべきものなし、要するに今日の清國は、機械應用工業に至りては尙未だ全く幼稚たるを免れず、今清國の工業を新舊の二種に區分すれば、舊工業の部分に屬すべきものは、支那舊來の工業にして、即ち陶磁器、織物、及び各種の工藝美術品等にして、新工業と稱すべきものは、新設の造船所、製鐵所、造幣局、織布局等の各種機器應用工業なりとす、左に新舊工業の大要を記述すべし、

新舊二種の工業

舊工業

第二節 舊工業

織布

一、織布業 綿布絹布葛布等は、古來より支那人の衣服として用ひらるゝなり、綿布は其原料を棉花より取り、絹布は綢緞の類を云ひ絹を以て製し、葛布は麻より織造す、綿布、葛布等を織るは主として女工にして、絹布は男工多し、江蘇、浙江、廣東、四川の各省を重なる産地とす、又刺繡の業頗る盛にして、衣服綢緞の上、花鳥山水人物等を繡し、其精巧なる到底他國人の企及する能はざる所に於て、古來より綉工を以て名あり、此等の刺繡は又皆婦女子の業とす、

南京の絹織物

南京は、蘇州、杭州と並びて絹織物の名産地として久しき以前より其名を傳へられたり、今日南京に於て製織する重なるものは、緞、綢、絨、紗、綾等の種類にして、緞は我國に於ける縐子縐珍の類を云ひ、綢は所謂紋縮緬の類なり、絨とは我天鵝絨にして、綾は練らざる絹糸を以て、粗目に織りたる後精練したるもの、紗は所謂紗なり、此等各種の絹織物は其用途各異なり、即ち緞は上等の上着に作り、綢は裨及裏地女子の衣服に用ひ、絨は女子の帽子帶類を作るに用ひ、綾は専ら

陶磁器

額掛物の縁を作り、紗は主として夏衣を作るに用ゐらる、此等の絹布製造者は大工場を有するものなく、各戸の少額を集めて、積で多額となるものにして、機業者は製するに任かせて一反宛を問屋に賣るものあり、或は其製品を家に貯へ置きて、年末に至り山西商人の手に賣渡すものあり、又毎日南門大街に開催する、反物の市場に出して競賣に付するものあり、其價格の如きも、品質によりて一定せず、緞類は下等品一尺八十仙より、最上品二元に至るを通例とす、又婦女子の刺繡の業に至ては、南京は蘇州、杭州と共に天下一品の稱あり、

二、陶磁器 陶磁器の重なる産地は、湖南、四川、江西の三省にして、湖南、四川に産するものは、多くは泥製のものに係り、其精巧なるものは江西の景德鎮を以て第一とす、景德鎮は揚子江沿岸の開港場たる九江に接近せるを以て、世に九江燒と稱す、其製作の技大に見るべきものあり、貿易品として海外に輸出するもの亦尠からず、

竹木細工

三、竹木細工 竹器細工は、雲南、貴州、四川、湖南等、其原料に富むを以て、古來より著名なり、箱、桌、杖、椅子、其他の器物より、小にしては竹片に花鳥山水人物等を

彫刻して販售す、又木細工は用材として紫檀、黒檀其他の珍木、重に南部支那、廣東、福建方面に産出するもの多きを以て、器具製作も自然南方のもの技術に秀でたり、机、椅子、寢蓆、棚の類より、各種裝飾物に製作す、由來支那人は手藝に巧なるを以て、彫刻の術頗る精巧なり、而して此等の器具に緻密の彫刻を爲し、又刻字を爲す等、到底他國人の及ばざる所なり。

### 玉器

四、玉器　玉器は支那固有の名産にして、多くは西北部の山中より出づ、貴重なるもの少からず、就中翡翠、紅寶石、白玉等にて製作せる玉器類は、各國人の共に珍重する所にして、近時海外に輸出するもの頗る多く、價格も亦著しく騰貴せしが如し。

### 蓆子及麥稈眞田

五、蓆子及麥稈眞田　蓆子は江蘇、浙江の産を上品とし、廣東、四川等の産之に次ぐ、葦草を以て織造せるものにして、海外に運至するもの亦尠からず。

### 竿墨紙

六、竿墨紙　竿墨は安徽、湖南の産古來より頭品として名あり、有紫に文字の國程ありて、此業の旺盛驚くべきものあり、從て該業者の利潤頗る大なりと云ふ、我國にても安徽の墨、湖南の竿と云へば、普く人口に膾炙する所にして、少し

### 油房

く支那趣味を有し、支那文學に志あるもの、知悉する所なり、又製紙の業も、文字國として竿墨と並びて發達し、江西省の如きは、我所謂唐紙の産地として古來より、著名なり、浙江、四川、湖南、湖北、福建等亦之を産出す、何れも草を以て製するものにして、其製法によりて精粗の種類甚多し。

七、豆油豆粕製造業　滿洲に於ける豆油製造は、北部支那の重要工業の一にして、何れも支那舊式の小規模人工搾油法のみなりしが、近來豆粕肥料の販路非常に増加し、隨て製油も益増加するに及び、營口に於ける小寺油房、並びに哈爾濱に於ける一大製油會社の、露人の手によりて經營せらるゝに至れり、小寺油房の事業は後に詳記す。

### 燒酎釀造

八、燒酎製造業　滿洲各地至る所、燒鍋と稱するあり、燒鍋とは燒酎製造所の俗稱なり、原料は高粱にして、之を釜中に入れて蒸し、麴子を粉末として之に混じ、其蒸上りたるものを土甕中に置くこと數日、更に之を取り出して、蒸溜器に上す、蒸溜器は頗る簡單にして、甕に一個の大釜を置きて水を盛り、其上に大桶を備へ、桶底は多くの小坑あり、桶中に原料を入れ、桶の上部に錫製の釜を置く、



此錫釜の側面に一管を装置す、蒸發氣は錫釜に附着して冷却して酒滴となり、水管を傳ふて落下す、之を桶又は罐中に受くるなり、これを燒酎の醸造法とす、燒酎醸造は滿洲の工業として、最も古き歴史を有し、又其事業は頗る盛大にして利益多し

紹興酒及糯米酒

九、紹興酒及糯米酒製造 紹興酒は一に老酒と稱し、浙江省紹興府の産を著名とす、原料は米より取る、又糯米酒は甘味を帶び、我味淋酒の如し、廣東福建等にて多く醸造す、原料は糯米なり、

磚器業

十、磚器業 支那の家屋は、南部は木造多きも北部は概ね煉瓦を用ゆるを以て、磚器の業至る所の市街附近に散見す、製造品は煉瓦と屋瓦となり、近來本邦人の滿洲各地に至りて、新式の煉瓦製造所を經營せるもの少からず、

新工業

第三節 新工業

織布局

一、織布局 輸入金巾防遏の目的を以て設立したるものにして、政府より特別の保護を爲す、上海に在るものを上海機器織布局と稱し、武昌にあるものを

紡績業

武昌織布局と稱し、故張之洞氏の經營せるものに係り、此二局を以て著名とす、此餘各地に小規模のもの數多あり、

二、紡績業

近來此業の勃興頗る盛にして、南北各地に此事業の創始せらるゝもの少からず、就中最も盛なるは上海にして、約三十個所の生糸紡績所と約二十箇所の綿糸紡績所とあり、之に次ぐは廣東にして、近來益々勃興の風潮あり、

製鐵所

三、製鐵所 湖北省武昌府にあり、故湖廣總督張之洞氏の創設せるものに係り、専ら軌鐵銃砲等を鑄造す、

造船所

四、造船所 福州馬尾造船所は、同治初年の開創に係り、規模最も大なり、之に次ぐは江南造船所にして、上海機器局に屬す、廣東に黃埔造船所あり、規模亦小ならず、

機器局

五、機器局 銃砲彈藥及び軍用諸器具を製造する所にして、全國中其數尠からず、上海にあるを江南機器局と云ひ、同治五年の創立にして、其規模頗る大なり、天津に河東機器局、海光寺機器局の二所あり、共に同治初年の創設にして、上

製絨所

海機器局に次で盛大なり、之に次ぐを南京機器局とす、此他直隸浙江廣東雲南四川吉林等に、小規模の兵器製造所あり、

磚茶製造所

六、製絨所 専ら羅紗を製す、近時各處に創設せらるゝも、最も古き歴史を有するは甘肅省の蘭州府にある製絨所とす、光緒六年の創設にして、一切洋式の器械を用ふ、元來此地方は、原料極めて豊富なるを以て、從て其製造の業頗る盛なり、

印刷業

七、磚茶製造所 多くは露國人の設立に係り、漢口九江福州の各地に十餘箇所あり、規模宏大なり、製茶は何れも露本國に販出す、

八、印刷業 支那南北各地に於ける活版印刷業は、非常なる速度を以て擴張しつつあり、現今に至りては内地の鎮市等、人戸稍や稠密なる市街には、小規模ながらも石版印刷業の開始せられざる地なき程にして、將來益々發展の傾向あり、

電氣業

九、電氣業 電氣業としては電燈電話の二業にして、上海天津廣東等は古くより經營せられ、昨今に至りては、各省の省城たる都市には多く敷設せらるゝ

水道事業

に至れり、電話は重に官營にして、電燈は多く民間私設のものに係る、湖南省長沙府の如き、又電燈公司の設立を見るに至り、斯くして文明の風漸漸く清國の都鄙に普及せんとするに至れり、

十、水道事業 支那内地至る所飲料水の劣悪なる爲に厭ふべき傳染病等の流行するは數の免れざるところなり、上海の開港に當りて、居留外人の最も困難を感ぜしは、黄濁せる河水を汲で飲料水に充用せし一事なりし、此に於て水道經營の一日も忽にすべからざるを思ひ、自來水公司を起し、全租界内に鐵管を以て蒸溜良水を供給したるは、我國に未だ水道工事の企て等絶て無き數十年前のことなりし、引續き重要開港場間には水道の設備を爲して良水供給の計畫を立て、以て居留外人の旅情を慰めたり、爾來清國人も此事業の衛生保身上の必要を知得するに至り、今日に及びては、重要都市間に此等水道の設計を清人側より稱道するに至り、中には株を募集して其施設に着手するものあり、

十一、製粉業 小麥蕎麥等を挽割り或は製粉するものにして、滿洲各地に多く見る所なり、舊來の土法によるものは、規模小にして人力或は家畜の力を使

用し、舊式粗雜の挽春を用ひ、又近來勃興の洋式の製粉業は、多くは合資又は株式組織にして、蒸汽力を用ひ大規模のものあり、黒龍江省内には官立の麥粉製造所あり、

燐寸製造業

十二、燐寸製造業 南清方面にては燐寸製造會社の設立せらるゝもの尠からず、近時奉天商務總會は、盛京全省の商務分會と商議の結果、奉天に燐寸製造會社を新設することに決し、株數を五萬株となし、一株五圓拂込となし、既に設計に着手したり、營業開始も近日に在るべし、

柞蠶工場

十三、柞蠶工場 山東省芝罘方面に最も多し、現在芝罘に在る柞蠶工場は、總計三十餘箇所あり、何れも六百名乃至二千名の職工を有し居り、毎年其季節に至れば、原料の買収工人の往來等にて、非常に雜踏を極むるを常とす、

小寺油房

十四、小寺油房 營口に於ける小寺油房は、今日に至りては頗る好況に向へりと雖、事業開始の當初に於ては、清國の複雑なる商習慣、流通貨幣の多種にして、且相場の変動著しき等によりて、一時は殆ど中途にして挫折せんとするの危機に瀕したることあるも、能く其困難に堪へて今日あるを致せるは多とせ

捲煙草製造業

ざるべからず、思ふに我實業家にして、清國に事業を興さんとするものは必ず小寺油房の遭遇したると同様の困難を忍ばざるべからず、目下製造場には、新式搾油機十六臺を据へ付け、二百人の清國勞働者を指揮して製油に従事し居れるが、一日の製産力、豆粕三千八百枚乃至四千枚にして、豆粕は悉く日本に送り、豆油は南清に輸出し居れり、而して營口にて普通の取引は、過爐銀を用ふるを常とす、豆粕一枚の相場、約壹圓拾五錢乃至壹圓貳拾錢にして、豆粕一枚の製造に、豆原料一斗五升を要し、此内より油五斤を得べく、油一斤の價約九錢なり、明治四十一年十一月より四十二年五月末までの間に於て、同油房より輸出したる額は、大連より豆粕八十萬餘、營口より百四十萬餘にして、豆油の輸出先は厦門、漢口、福州等その主なるものにして、此間の總高三百四十萬斤に上れりと云ふ、

十五、捲煙草製造業 近時支那人間に於て、捲煙草吃用者の増加すると共に、營利に敏なる彼等は、之が製造を企て、一面は外國輸入煙草の防遏を目的とし、南北各地に捲煙草製造業の勃興するあり、或は株式となし、或は合資となし、或

は官商合辦の組織にて、之が製造を爲す等頗る盛なるものあり、將來大に發達の望ありとす、

麥稈眞田業

十六、麥稈眞田製造 近來山東省黃縣に、威匪慶なるもの麥稈眞田會社を起し、資本金拾萬圓を以て、盛に該業を經營しつゝあり、

鐵工所

十七、鐵工所 鐵工所も亦清國近時に於ける流行物の一たり、前記の官立機器局の外、鐵道用材料を製作し、或は各種の發動機、其他の機關の製作に従事する等、多くは民間個人の創設に係り、南北各地に開辦せるもの其數少からず、此餘製材會社たる火鋸公司、麥酒釀造所、製粉を業とせる磨房、製紙を業とせる造紙公司等を始とし、各種の小工業に従事せるもの枚擧に遑あらず、然れども支那全體の上より觀察するときは、工業の如きは殆と言ふに足るものなしと云へども、地方經濟上の狀況より、自然産物の性質を變化するの必要を生じ、從て諸種簡易なる工業を見るに至りしなり、然れども機械應用工業に至りては、未だ全く幼稚たるを免れず、唯經營者其人を得ば、今後の發展括目すべきものあらんか、

林業

總説

第十一章 林業

第一節 總説

支那は廣大なる版圖の割合に樹木の缺乏甚しく、大森林としては滿洲長白山系の大森林と、福建省を中心としたる西方、及北方の各省に亘れる山脉中に存せる森林との二者あるのみ、古來稍や山林を保護したるの形跡ありしも、元明以來は其荒廢に任かせ、内地平原郊野の内にて樹木を見るは僅に各部落の間に點在せる墳墓の周圍に叢生したる榆ユ、杉シ、松ソ、楊ヤ、柳リウ等にして、北部の如き山岳は概ね秃山なり、又南部地方に於ても、雲南四川の如き森林なきにあらざるも、土地僻遠にして利用の途未だ開けず、滿洲の大森林も、只水流によれる天然の交通機關によりて、市場に搬出せらるゝものを除く外、如何に廣大無盡の大森林帯を有するも、經濟上より打算せば、荒蕪たる空地と何等擇ぶ所なきなり、

今統計によるに、長白山森林のみにても五百方里以上を占め、一ヶ年二百五十萬貫を伐採するも、尙一百年を要するにあらざれば、全方里の伐採を了する能はずと云ふ、

要するに支那今日の政策として、大に植林事業を奨励し、一面人爲的交通機關の設備完成するの日至らば、支那南北の産材は、支那全領土に供給して餘あるのみならず、實に此國富源の一大宗たるべきなり、

北部森林

第二節 北部森林

北部滿洲に於ける森林は、即ち長白山脈に屬する一帯の森林にして、其區域は清韓兩國に跨り、清國に屬する部分の延長は約百里に亘り、其幅員は殆ど無限にして、盛京、吉林界を越えて遠く黒龍江省に及び、長白山脈のみにても一千清里に及ぶと云ふ、而して長白山脈の一帯、及び鴨綠江の水源地带に在る森林より伐採せる木材は、鴨綠江によりて其下流安東縣、大東溝等に搬出し、又松花江上流に位せる頭道江、二道江の二森林、及び其下流より吉林に至る間に於ける

鴨綠上流の森林

松花江上流の森林

森林より伐採せる木材は、松花江によりて吉林府に搬出す、而して頭道、二道の二江合流して松花江の名稱となるなり、吉林より兩江口迄、水路約八百五十清里、それより出材地に至る道程は、頭道江は四百五十清里、二道溝は一百五十清里を朔るの上游なり、森林は、二江共に長白山森林に接續せるものにして、其地域の廣大なる實に天下の無盡藏と云ふべきなり、

樹木の種類及用途

樹木の種類には、裸松、杉、松、黄花松、榆樹、水柁、楸木、椴木、柞木、白楊等にして、其用途は左の如し、

裸松は、木質稍や紅色を帯ぶるにより、又紅松とも稱す、其質堅緻なるを以て、殆ど全建築材の六割以上を占む、棟、梁、棺、板戸等の建築に供用せらる、杉松は、縦にして、其質白く、稍や軟なり、需要は裸松に次ぐ、用途は器具、戸、屏、柱、窓等なり、

黄花松は、落葉松にして、長材多く、重に櫓檣、旗杆、廟柱、棟梁、棺材等に用ひらる、榆樹は、車輛、櫓等を製造するに用ゆ、又榆樹の一種にして、刺楡と稱するあり、材質堅實にして、車軸の適材として用ひらる、産額多からず、

白楊は、材質白くして密なるも硬からず、隣す軸木として尤も良好なり、其産出は非常に多額なり、

楸木は、其果實の食用に供せらるゝ胡桃樹とは異なり、俗に山胡桃と稱す、質硬くして、重に机案、匣箱等に作る、

椴木は、材質我が桂に似たり、多く彫刻用に供せらる、又此木より生ずる菌屬は、重要な一産物なり、

柞木は、我國の檜に同じく、産出額は楸木より少なし、使用は檜に同じ、

水柜は、舟を作り、又薪炭材に供せらる、

南部森林

第三節 南部森林

閩江上流の森林

支那南部に於ける森林としては、福建省より起りて、浙江、江西、安徽を經、遠く湖南、貴州界に連亘せる山脈中にある森林にして、其伐採に係る木材は、閩江の水流によりて福州に集るもの最多く、之に次ぎて錢塘江によりて杭州に下るもの、及び揚子江の支流によりて漢口、九江等に集るものとあり、由來福建省は平

樹木の種類及用途

地少く山岳多きを以て、蒼鬱たる森林多く、内部に入りては、人跡未だ到らず、斧斤尙曾て入らざるの所あり、然れども近來鐵道の敷設、其他の新事業の勃興につれて、漸く利用の途開け、從來の如く亂伐を戒め、人民亦植林の方法を講ずるに至り、良材の産出少なからず、之を要するに、福建、江西、浙江の三省に連る一帯の山脈は、杉木の産地として著名なり、殊に福建に關する方面に於て豊富なりとす、

樹木の種類は、杉木を主とし、松、樟等之に次ぎ、其他楡木、楸、椴、榕樹、梧桐、龍眼肉樹、椴、銀杏、紫檀、梓木等あり、杉木は、福州よりの輸出材の大部分を占む、多くは建築材、器具材、棺材等に用ふ、

樟は、紅樟、白樟の二種あり、紅樟は、材質多少紅色を帶ぶ、多くは器具材に供用す、

椴木、梓木、銀杏、紫檀、梧桐等は、重に什器家具等の製作用に供す、

松、椴等は、棟梁、棺板等の建築用材となす、

龍眼肉樹は、材質堅緻なるを以て、重に彫刻用に供す、

伐木慣習

第四節 伐木慣習

支那に於て、森林中に入りて伐木に従事するものは、資本主又は木材商が各自直接に之を爲すにあらすして、其任務に服する一階級あり、之を把頭バトと云ふ、此把頭は其部下を率ひて山中に入り、伐木に従事するなり、今支那森林中の大森林たる、長白山系森林に於ける、伐木及木材搬出方法、并に其時期等を左に解説すべし、

伐木搬出  
時期并に  
税額

樹木伐採を任務とせる把頭は、毎月清曆九月初旬より、其系屬團體を引率して山中に入り、小屋掛を爲し、道路を修理し、總ての準備整ひたる後、十一月頃より伐木に従事し、翌年二月末迄を以て伐木時期となす、然して此等把頭の、伐採したる材木は、結氷季節を利用して、牛馬に率かしめ、江邊に搬出す、而して此江邊に搬出せられたる材木は、解氷の季節を待ちて、目的地に向け江水に泛べて流下す、即ち清曆四月中旬頃より、筏に組みて放流す、筏は巨材なれば十四本、小材なれば十六本を一列に排列し、其兩端に小孔を穿ち、小木を横に貫通して固結

せしめたるものを、稱して一截と云ふ、

把頭は自己の資本を以て之を行ひ、自ら市場に搬出して之を販賣するものあり、或は資本主に因て資本の供給を仰ぐものあり、資本を資本主に仰ぐ場合には、其利益の六割を資本主に提供し、自己は其四割を收得するを通例とす、

政府に納付すべき木税に二種あり、一を税とし一を捐とす、税は木税局に納入す所謂國税なり、木材價格の十分一を標準とす、捐は地方税の性質を有し、木植会社に納入す、其税率は木材價格百分の八を標準となす、

礦業

總説

第十二章 礦業

第一節 總説

四百餘州の廣大なる領域を有する支那全國中、各種の礦産に富める擧て數ふべからず、支那内地を踏査せる外國礦物學者の説に、支那は鐵及び石炭の豊富

なる全世界無比なりと謂へり、豈只に鐵及び石炭のみならんや、金、銀、銅、鉛等の諸礦物至る所に産出し、列強諸國は最も此等礦産の採掘に注目垂涎し、あらゆる手段を盡して採掘權の獲得に力め、全國未開の寶庫は、今や其鍵鑰を歐米人の掌中に委するの有様となり、彼等歐米人の角逐、實に寒心に堪へざるものあり、

支那は往古より金屬鍛煉の術開け、礦山開採の事業は頗る發達したり、中世に至り一時衰微せしも、唐宋以來礦山を開くこと漸く多く、現朝に至りて採掘制度を立て、吏を設けて之が經營を司掌せしめしも、概ね官業にして民間の私掘を許さず、且つ其採掘方法の如きも極めて幼稚にして、僅に地上に現はれ人目に觸るゝ所に止りしなり、偶ま民間の掘取に任すことありと雖、任意の採掘に放任し、久しからずして人工の不可能なるに遇ひ、又は亂掘の結果礦脈を錯亂せしめて、遂に之を喪失するに至り、廢礦の止むを得ざるに至るもの少からず、然れども此等は一に經營の罪と云はざるべからず、今日に至りては汽車汽船の航行より、各種新工業の勃興と共に、益々開礦の必要を感ずるに至りしも、固

清國礦業  
の前途

陋の風習は、尙ほ風水の迷説を信するもの少からずして、爲に採礦業事上に阻害を與へしこと尠少ならざりしなり、爾來幾多の國難に際會したるの結果、其無盡の富源も、漸くにして外人の壟斷する所とならんとするを顧慮したる國民は、茲に利權回收の説となり、官民共に開礦の一途に重を置くに至れり、實に支那礦業の前途は、他の農工商業に比して、更に大に有望なるものと云ふべく、急に清國の利を興し、速に其購買力を加ふべきもの、礦業に如くものなかるべし、今日既に清國內著名の礦山開掘は、外人の權利に屬せるが如き觀あるも、其實際に於ては尙僅少なる一部に過ぎざるべし、されば各國は、全力を盡して礦山の調査をなし、争て其採掘權を獲得せんとし、且つ採掘の利は一に運送の便利に伴ふにより、併せて鐵道の敷設權をも取得することに汲々たり、之れ礦山と鐵道とは隔離し難き問題なればなり、即ち鐵道には石炭を要し、礦物を搬出するには鐵道を要するを以てなり、清國たるもの、須らく民智の開發と文明の利器の應用とに力を致し、以て大に開礦の鼓吹に励めざるべからず、殊に低利の資金と、勢力の安直とは、開礦の上に一大便益を與ふること言を俟たず、況や



其原料は取て限りなきものあるに於てをや、宜しく俗士の迂論を排斥し、財源の充實を期し、以て陋見を打破して、着々歩武を進めずんば、諸種興業上の利益は、悉く歐米人の甘言好餌に欺かれ、國富は擧て彼等の掌中に籠蓋せらるゝに至らんなり、

今左に本部十八省及び東三省蒙古等の各地に産出する礦物の種類につき概説すべし、

### 北清の礦物

#### 第二節 北清の礦物

茲に北清と稱するは、支那本部十八省を、便宜上南中北の三部に區分したるなり、即ち直隸、山東、山西、河南、陝西、甘肅の六省を以て北部となし、此等各省に産出する礦物を概括して列擧すべし、

直隸、山西、河南は最も炭礦に富み、就中直隸の炭礦として有名なるは、開平及房山にして、炭質良好と云ふ能はざるも、其産額の豊富なる、東洋第一の稱あり、山東の博山炭之に次ぐ、山西の炭礦は、礦物學者の調査するところによれば、炭田

### 中清の礦物

面積一萬三千五百方哩に亘り、炭質は重に無烟炭にして、頗る良好なるものを産し、其分量に於て支那全省中の第一位に居るべしと云へり、英國シンヂゲートは之が採掘權を得たり、又河南省の炭礦は、黄河の南北に亘り、其出産量の多額なる、單に此黄河流域の石炭のみにて、優に全世界の工業用として數百年を支ふべしと云ふ、以て如何に其豊富なるを知るべきなり、又陝西、甘肅等も炭礦に乏しからず、甘肅省内にて著名なるは蘭州府、大通縣等とす、山東省は、金屬諸礦物の産地として古來より著名なり、數多の河流には、砂金を産し、又銀、銅、鉛、鐵、錫等を産出す、又山西省中、平定、安陽城の各地方にも夥多の鐵礦あり、古くより製鐵事業の行はれたるは世人の知る所なり、

#### 第三節 中清の礦物

中清とは、浙江、江西、安徽、湖南、湖北、四川、貴州、江蘇の八省を云ふ、此等各省には、金、銀、銅、鐵、硫黃、石炭等の諸礦あり、四川、湖南、江西、安徽、江蘇の五省は、炭礦多く、就中安徽省の宣城、太平、南陵、湖南省の衡陽、及び江西省の豊城、新喻、萍鄉、興安、樂平等

は、炭坑として著名なり、現に萍蘆鐵道の如き、採炭を目的として敷設せられたるものなり、浙江省には銀礦あり、寧波府奉化縣下に産出す、四川省は金の産出頗る多く、概ね砂金なり、又湖北省の大冶鐵山は、漢陽に設立せる鐵政局に鐵材を供給するを以て名あり、四川省に於ては、數箇所の礦山の採掘權、英人及び佛人に許可せられたり、貴州省内にも炭礦の外、硃砂、銅、鉛、鐵等を産出す、又近時湖南、湖北兩省の間に跨りて、安質母尼鑛山の發見を爲せるも、採掘製煉尙ほ未だ幼穉に屬す、

南清の礦物

第四節 南清の礦物

南清とは、福建、廣東、廣西、雲南の四省を指したるものにして、就中雲南省の如きは、全省礦脈を以て充たすと云ふも、過言に非ざるべく、諸種の礦物に富めること、實に支那全國に冠たり、其中銅の産出頗る多く、鑛銅事業は早くより行はれたり、又鉛及銀は、蒙自附近に多量を産し、此他金及寶石を産し、其實石類の如き他省に見ざる所にして、紅寶石あり、碧寶石あり、黃寶石あり、貴金屬の産出豊富

なり、廣東省の德慶州及び開建縣、廣西省の潯州府及び天平山等には、金銀の礦脈ありて開採せらる、又福建省の梨山は、石炭を以て聞え、廈門よりは、花崗石を産し、鐵、錫、鉛等の礦脈亦尠からず、

滿洲の礦物

第五節 滿洲の礦物

滿洲各地礦産亦尠からず、炭坑としては、盛京省内の蕪河水、賽馬集、太子河上流、本溪湖、錦州府内の大凌河、小凌河の上流、遼寧縣、中後所、煙臺、撫順等著名なり、吉林省、黑龍江省等亦至る所、石炭の産出あらざるの地なし、又黑龍江の沿岸、松花江の水域、圖門江の水域、綏芬河の水域、輯古塔、吉林省の三姓、夾皮溝等、皆金礦に富めり、銀礦としては、吉林の延吉廳内に在る天寶山最も著名なり、其地は所謂間島の域内にして、吉林市を距ること、東南七百七十清里、琿春の西二百清里の地點に在り、此銀礦は、數百年前より韓民又は清國の流民によりて、開掘を試みられたるものゝ如し、然れども正式に官管として開掘せしは、光緒十七年時の吉林將軍長順によりて、經營せられたるを嚆矢とす、

天寶山の銀礦

礦の古金

又最近庫倫辦事大臣延祉が辭職を出願すると同時に提出せし上奏によれば、露國人の經營せる博羅浩齊地方の附近にある喀喇觀音等(共に外蒙古)の金山より産出する砂金は、極めて旺盛にして、現に一ヶ年の産出額は、數量三萬八百萬、其價格百萬餘兩(一兩の時價庫倫にて三十三兩)に上り、其内清國政府に納むる報効金及び税金は、合計十二萬六千六百餘兩に達したるが、右金銀は、大清銀行支店を経由して度支部に送附せり、尙明年四月より、露人は右喀拉觀音等に別に開礦すべく、又右の外伊羅河、八畢拉河等の砂金も、頗る有望なり云々とあり、又以て支那本部並に屬部の如何に礦産の豊富なるかを知るべきなり、

第十三章 教育

總說 教育

第一節 總說

支那は人文夙に開け、古昔既に學校の設けありて、子弟教育の方法を講せしと雖、其目的は官の爲に人を選び、若くは其才藻を以て自ら高とする所の所謂君

學制の由來

子人の養成にありて、利用厚生の術を講ずるもの甚だ少く、歴代の政策亦皆此主義に外ならざりしなり、されば國民の階級士農工商の四種中にありて、士を以て君子とし、農工商を小人とし、士を主治者とし、農工商を破治者とせり、其科擧の法を設けて、士を取るに、經義を講じ詩文に巧なるを以て、優等として撰に入ることをせり、故に文を講じ學を修むるもの、皆其章句の末に走りて、卓識の見を養ふこと能はず、而かも士の榮譽は、中人以上の子弟をして仕官を冀ふの念熾ならしめ、遂に幾多の青年を驅て、貴重の心力を空文に費さしむるに至れり、

此の如き目的と方法とを以て、得たる所の學生の智識は、詩賦對句の艶麗と經義八股の文法と、筆蹟の巧妙なること等にして、一種變則の文學的技術に過ぎず、今日列強對峙の時に當り、人才養成の急務を説くもの、誰か此等の死學空文を以て、國家經濟の要具たるを信するものあらんや、有識の士争ふて新學の興隆を稱へ、從來の教育制度の不完全を鳴らし、科擧法の人心を消磨し盡すべきを痛論し、専ら新教育を鼓吹獎勵したるの結果、光緒二十八年に至りて學堂章

程の發布を見るに至れり、而かも尙因襲の久しき一部固陋者の反對するあるがために、科擧法の改廢を斷行すること能はざりし、是則ち龍を畫きて其眼睛に點せず、虎を摸して其爪を寫さざると一般にして、官吏に任ずるものは舊式の腐儒的學問を修めざるべからず、新學を講ずるものは、立身上何等の効果をみることに能はず、此に於てか科擧廢止の説國內に喧しく、殆ど輿論の如き觀あるに至り、其保存論者も遂に意を屈するに至り、總督巡撫の連署上奏の結果、科擧全廢の上諭を發せられたり、此れ實に光緒三十一年の事にして、清國教育制度の一新紀元なりとす。

### 新教育

#### 第二節 新教育

#### 學部の新設

科擧廢止の上諭發せらるゝに及びては、最早舊來の方法によりて、官吏を登用すべき道なきを以て、人才任用の門戸は、新教育の一途あるのみとなれり、此に於てか各種教育行政機關の必要を感ずるに至り、其科擧廢止の年を以て、中央政府の下に學部の一廳を新設し、尙書(臣)侍郎(臣)を任命したり、而して地方各省

#### 學堂章程

の教育事務を管掌せしむるため、各省に提學使一人を任命し、總督巡撫に隸屬せしめたり、又各省内樞要の地區に勸學所を設け、官民聯合して新教育の普及發達を圖るの機關となし、之と同時に從來女子は「無才便德」とし、女子に文字を教ゆるは弊害あるものとして、全く庭訓の一途に止り、紡績針縫の事を知るを以て唯一の務となしたる所の女子に對して新教育を鼓吹するに至り、世運の推移は守舊固陋の俗を驅りて、遂に各地に女學校の設立を見るに及び、學部は先に發布したる學堂章程の缺陷を補ふがために、各種女學堂章程を頒布するに至れり、此等の章程は、過半我學制に則とりしものなり、而して右の奏定學堂章程中に、掲載せられたる各學堂は左の如し。

大學堂、高等學堂、中學堂、高等小學堂、初等小學堂、蒙養院及家庭教育、優級師範學堂、初級師範學堂、高等農工商實業學堂、中等農工商實業學堂、實業教員講習所、譯學館、進士館、女子師範學堂、女子小學堂。

#### 特種學校

以上は全國一般に遵守設立すべき學堂にして、此餘特種學校としては、北京に農工商部所管の藝徒學堂、高等實業學堂あり、民政部所管に高等巡警學堂あり、

欽命修律大臣所管に法律學堂あり、度支部所管に計學館あり、外務部に儲材館あり、禮部に禮學館あり、吏部に治學館あり、此等は何れも其所管事務を、其聽員に練習せしむる爲に設けたるものなり、

此他北京及各省に、其地方有志の創設に成る私立の男女各學堂、及び外國人の設立に係る各學堂あり、今日の清國は、世勢の進運に伴ひ、官民共に人才の養成に熱中せるの有様となり、外國の教師を聘用し、或は學生を海外に留學せしめ、盛に日新の學術を獎勵し、學堂の設立年を逐ふて増加せり、これ洵に清國の爲に慶賀すべきの事なり、斯くして遂に根本的智識を培養し、國民教育の大本を確立せば、文物制度自から燦然として發達し、世界の一方に屹立して優に其雄を占めんこと昭々たるものあらんなり、

### 舊教育

#### 第三節 舊教育

清國の今日、既に科擧全廢の勅令を發し、各種の學堂章程を頒布し、官民共に新教育に熱中するに當り、特に茲に舊教育の制度并に科擧法の大要を記述する

### 舊教育に於ける學區及學校

は、聊か蛇足の嫌なきにあらずと雖、而かも此の科擧の法たる、實に清朝君臨の經緯にして、三百年來の治安を保維持たる政策國是たるものなれば、苟も清國の國情を審にし、其現勢の由來を究めんと欲するものは、須らく意を此に注がざるべからず、

舊教育に於ける學區は、一省を以て一區とし、總督巡撫の下に學政使(現今の學政使)を置き、教育一切の事を管せしむ、此學區内に設置する所の學校にして、州に在るものを州學とし、縣に在るものを縣學とし、府に在るものを府學とす、而して府學に在る教職を教授と稱し、州學に在るものを學正と云ひ、縣學に在るものを教諭と通稱す、此等教職の下に助教若干名を置く、此助教を訓導と名く、共に禮部より選任せられたるものなり、官立學校の外義學と稱する地方紳士の捐金によりて設立せられたるものあり、均しく其目的は科擧に應ずるの準備を授くるものにして、其學習の課目は、讀書(經書)、作文(時文)に外ならざりしなり、又官吏或は富豪の家に在ては、其家庭内に師を聘して、其子弟に讀書作文を教授せしむるものあり、家庭内に於ける教師の權力は頗る大にして、其學課に於て子弟

を専制するのみならず、日常の言語動作等に至るまで、父母に代て監督の責に任じ、家人の尊敬を受けしなり、此師の身分は請聘者の身分によりて差あり、多くは知人の推薦に因るものにして、進士に落第せる舉人、舉人に落第せる秀才等なり、又下層社會の子弟の教育のために私塾あり、秀才舉人等の落第者が糊口の爲に開設せるものにして、村落都市到る處の地方に、此私塾の極て繁盛せるを見る、學生は重に幼童にして、多くは四書五經の素讀を授くるものなり、我舊時の寺小屋の如し、

小試

小試、州縣に在る所の就學の童生にして、數年の修業を経れば、州縣官之が試験を行ふ、其科目は四書五經の解釋及び文章の作法とす、而して此州縣試に及第したる童生を府城に集め、知府自ら試験官となりて之を檢定す、課題は州縣試の稍や難なるものなり、而して此試問に及第したるものは、生員として秀才の學位を授け、諸種の特權を享有せしめ、公課の諸役を免せらる、

鄉試

鄉試、子卯午酉の歲を以て、各省其管内の秀才を省城に招集して考試を行ふ、其試験官は禮部より特派し、試験總管者は總督巡撫にして、其試験場の周圍

には兵士を巡邏せしめ警戒を嚴にす、其課題は經義八股賦詩及び策問とす、又其坐作進退の如何にも注意す、此試問に及第したるものに、舉人と稱する學位を授與す、其優等者を魁元と云ふ、此舉人試験及第者の數は、全國を通じて千五百人を以て定額とす、

會試

會試、會試は鄉試の翌年を以て、各省の舉人を中央政府の下に召集し、禮部の監督の下に於て考試を行ふものにして、試験官は内閣大學士及び各部尙書とす、此試問に應せんがために、各地より上京する舉人の總數は、毎試六千人以上に至ると云ふ、此舉人の上京して會試に應ずるものには、各所管の地方廳より旅費を支給するの制なり、而して此考課目も亦鄉試と大同小異なり、此試問に及第したるものを貢士と稱す、

殿試

殿試、殿試は、會試の同年舉人より及第して貢士となりたるものを召集し、皇帝自ら保和殿に親臨して試問を行ふ、之を制策と云ふ、即ち題目を與へて之に對策せしむ、其題目は時務に關するものを撰ぶ、此外賦詩一首文章一編を綴らしむ、其優等者三名を一甲進士とし、狀元榜眼探花の名稱を下し、之に進士及

第を賜ふ、其他のものを二甲三甲と區別し、均しく進士出身を賜ふ、此進士の榮譽を得たるものは、翰林院編修となり、庶吉士となり、或は京官地方官の候補となるなり、此の如くにして進士の月桂冠を得たるものは、天下の學者となり、又彼等畢生の希望たる官吏たるを得るものなり、

武者

又武者あり、武官を選択するの制度にして、此武者に應せんとするには、先づ地方學堂に在りて文事を講修し、旁ら武藝の師に就きて武事を練習す、刀、弓、騎射等の諸科目にして、總て筋骨逞しき壯丁を選ぶ、文官と同じく試問の階級あり、武秀才となり、武學人となり、武進士となり、以て武職に補任せらるるものなり、以上は舊教育制度の梗概なりとす、而して舊學時代に於て設立したる同文館の如き、今日譯學館と改稱して學部の直轄となし、大に其規模を擴張したるものあり、即ち外國語を教授するを目的として、同治元年に設立したるものに係り、當時は英、佛、二國の語學を教授し、傍ら天文、數學、理化學、醫學等を教授したりしが、其後に至り、露、獨、日等の各國語學を加へ、専ら外交官の養成を目的となしたり、光緒二十九年に至り、譯學館と改名し、修業年限を五ヶ年となし、外國語專

譯學館  
舊同文館

修の外に、國際法、經濟學、各國文學等の科目を課し、學部の直轄となしたり、卒業生は海外駐紮の外交官に任用し、一面又國內各種學堂の外國語教授に任用することゝなれり、現に各國に駐在せる公使領事等は、同文館時代の出身者多數を占むと云へり、

學務制度

第四節 地方學務制度

新官制に依りて各省の學務を管掌する、提學使の任務を摘記すれば左の如し、  
一、各省に提學使一員を置く、専ら全省の學務を總理し、所屬職員の功課を考核す、

- 一、提學使は、學部の申請により、京外所屬の學務職員の内より選任す、
- 一、提學使は、布政使の次にして、按察使の上位とす、
- 一、提學使の任期は三年とす、
- 一、提學使は、總督巡撫の屬官として其節制を受け、一面北京學部の監督に服すべきものとす、

- 一、提學使は、其部下學務職員の勤惰能否を監視し、總督巡撫に申告し賞罰を明にすべし。
- 一、一省内の教育費は、提學使、布政使の合議により、總督巡撫の認可を経て之を定む。
- 一、提學使は、毎學年末に於ける定期報告を學部に呈出するの外、總督巡撫に對し、時々學事報告を呈し、臨時重要事件は、便宜學部に申達すべし。
- 一、提學使は、毎日部下職員と共に、執務時間を定めて學務公所に出頭し、事務に執掌すべし。
- 一、學務公所に、議長一人、議紳四人(土地の名望家にし)を置き、提學使を助けて學務に參畫し、督撫の諮詢に應ず。議長は提學使より延聘し、議長は督撫の移牒により學部より之を命ず。
- 一、提學使の下に、省視學六人を置き、各府廳州縣の學務を巡視す。
- 一、各廳州縣に勸學所を設け、小學教育の普及を圖るべし。
- 一、各廳州縣勸學所に、縣視學一人を置く。

宗教

總說

儒教  
佛敎  
喇嘛敎  
道敎  
回々敎  
基督敎

第十四章 宗教

第一節 總說

一、各省に教育官練習所を設け、中外教師を聘し、學務職員をして、教育學、教授法、管理法等を練習せしむ。

支那は、古來より自由宗教の國にして、人民の信仰上に關しては、政府は固より何等の干涉制裁を加ふることなく、却て此等の宗教を以て、治國の一要具となし、政略上の方便となしたり。儒教あり、佛敎あり、喇嘛敎あり、道教あり、回々敎あり、基督敎あり、而して現今最も盛に行はるゝは儒教にして、此に次ぐものを道教佛敎とし、喇嘛敎回々敎は、一部の信仰に止まるも、政府は却て最も之に意を用ひ、喇嘛敎の如きは、蒙古人をして其嫡嗣一人を除くの外、其子弟は悉く之を教徒となし、以て宗規上嚴に殺伐の氣風を誡め、北部人種特有の悍悍の氣を抑



白蓮教  
薩滿教  
在裏教

へ、回教徒は乾隆年間準噶爾を平定するの後、其徒の強悍刻薄なるを以て、政府は之を懐柔して、八旗に編入し以て籠絡するの策を取りたり、又儒教は、人民をして皆此範圍中に入らしめ、専ら孔孟を推尊し、十哲以下の古聖賢より、歴代の碩儒の學説を宗とし、漢以來立教の大本として、修身齊家治國平天下の綱領、皆此教義に則る、文廟即ち孔夫子の廟宇は、都邑に其輪奐の美を極め、四時の釋典、其儀禮の莊嚴なる、自ら人をして欽仰措く能はざらしむ、實に政府は此教を以て國脈の根幹となす、基督教は、天主教及び耶穌新教にして、天主教の支那に入りしは遠く唐代にありといふ、又新教は布教以來、僅に五十年に過ぎざるも、其布教の熱心と規模の宏大とは、將來此國を風靡せざれば止まざるの概あり、由來支那にありて布教に従事せる外國宣教師は、教徒を曲庇するの風あり、故に奸惡の徒は、教會を以て一種の避難所となし、之に入りて自己の罪惡を免れんとするもの多きは、遺憾の感なきにあらずと雖、傳教の方法進歩するに従ひ容易に此等の弊竇を除去することを得んか、

此餘白蓮教薩滿教在裏教等あれども、何れも一種の迷信に止り、宗教として取

立て、論ずる程のものにあらず、

儒教

第二節 儒 教

治國の大  
本  
一種の教  
典

儒教は一に之を聖教と稱す、士君子と稱せらるゝもの、文人讀書家、其餘中流以上の縉紳は、皆此教を以て無上の寶典となす、前項述ぶるが如く政府は亦實に此教義を以て、治國の大本となす、然れども葬祭等に關し、其信奉者に對して一定の儀式なきを以て、佛教及び道教の儀式を用ゆるものなれば、儒教は敢て宗教と稱すべきものにあらずして、一種の教典たるべきものなり、

佛教

第三節 佛 教

唐代の佛  
教

佛教の支那に入りしは後漢の時に在り、唐代に至りて一時隆盛を極め、名僧智識の輩出せるものありて、佛寺の如きも宏莊なるものを見るに至りしが、元明以來漸く衰運に傾き、現代清朝に至りては、頗る萎靡敗壞し、僧侶は無學無識のもの多く、其能く經を講じ人を教化するの才力あるもの等、到底見るを得べか

現代の佛  
教

乾隆五年の告示

乾隆三十五年の布令

佛教撲滅策

僧侶

管長なく本山なし

らず、今日斯く佛教の振はざるは、僧徒其人なきに因るもの一原因なるべしと雖、清朝の中世に至りて、切りに之に檢束を加へたるもの、蓋し又其一因ならずとせんや、乾隆五年の告示には、各省に於て新に寺院を創建することを許さず、其舊來の寺院は敗壞するものあるも、敢て修繕改築等爲すべからずとあり、又同三十五年の布令に、民間の男子、十六歳に滿たざるものは出家することを得ず、婦女は四十歳を超えざるものは僧尼となることを許さず、又僧侶たるものは、控に人を度し、徒弟となすべからず、僧侶の年齢四十歳を過ぎたるものにして、初めて一人の徒弟を許すべし、又猥りに衆を集めて勸化すべからずとあり、是れ乃ち佛教撲滅の策に外ならざりしなり、今代に至りては、此等の禁を解き、信仰は其人の自由に委したりと雖、因襲の久しき其頽敗を救済すること能はず、元來清朝の制度上、僧尼を管するに僧録司、僧綱司、僧正司、僧會司等の官あり、全國の僧尼を管掌稽察すと雖、教規の紊亂甚しく、綜轄するの官名ありて其實なく、又所謂管長なるものなく、本山なく、空しく其頽敗に委す、憐むべからずや。

教派

教派は我禪宗と稱するものにして、寺院の多くは其莊田の所得に衣食し、小寺は勸化して生活をなす、現今著名なる伽藍は、寧波に於ける普陀山寺、北部にては北京の白塔寺(一名妙善寺)、天寧寺の十三層塔(隋の文帝の)、西山の普覺寺(一名碧雲寺)、(唐代の)等にして、上海の上游に龍化寺と稱するあり、又南部の古刹なり。

### 第四節 道教

道教

道教の始祖

清淨虛無制欲養心

道士

黄衣黄冠の道服

道教の主管者

道教は老子の道德教五千言より出づ、老聃を以て祖とし、清淨虛無、一切の慾を制し、心を養ふを以て本法となす、元來純然たる哲學にして、教門を以て名くべからず、然るに後世に至りて、佛教に擬し、偶像を設け、則ち玉皇を主とし、老子を以て之に配し、天地水の三官を神となす、現に各省に行はれ、教道頗る多く、其僧を道士と稱す、髮を頭上に束ね、黄衣黄冠の道服を着す、道士中肉食をなし、妻帯をなすものあり、又葷酒を禁じ、妻子を養はずして、道德堅固に持戒するものあり、此教派の主管者は、江西省の張天師なりといふ、漢の張良の遠裔にして、世々

道教の教義

此教派を綜ぶといふ、北京にある有名なる道士廟を白雲觀といふ、今日支那南北各地に於て、最も盛に行はるゝは此の教派なり、其説くところを聞くに、深山幽谷の地に入りて、世塵を避け人事を忘れ、氣を練り神を養ひ、以て遂に登仙すべしとなし、或は丹砂を得て之を服用するときは、不老不死なるべしと云ひ、或は神符を携ふるときは、病魔を避け魑魅を驅るべしとなす、由來風水の説を信じ、迷信深き支那人種のことなれば、争て此の教に歸依すること偶然にあらざるなり、

喇嘛教

第五節 喇嘛教

喇嘛教の起原

喇嘛教は佛教より出でたるものにして、佛教と同じく釋迦牟尼を祖となす、周末の頃印度より西藏に入り、漸く蒙古滿洲等に行はれ、現代に至りては、其勢力頗る盛大となれり、殊に西藏の如きは、喇嘛僧たるを以て最も名譽となす、蒙古、青海、滿洲等の人民は、喇嘛人を以て己より優等の種族なりとなし、甚だ之を尊崇す、元來喇嘛なる語は、西藏語にして優者の意味なり、往昔は僧正に限りて唱

喇嘛の語原

へたる尊稱なりしも、後世遂に之を一般喇嘛僧の稱として用ひらるゝに至れり、

喇嘛教の二派

紅教の始祖  
巴思發  
黃教の始祖  
宗喀巴  
二大弟子  
達賴喇嘛  
班禪喇嘛  
清朝の政略  
喇嘛の優遇  
雍和宮

此喇嘛教に二派あり、一を紅教と云ひ、他を黃教と云ふ、紅教は巴思發なるもの創むるところにして、常に紅衣紅帽を着けたるより起りたる名稱なりしも、明の永樂の初に當り、宗喀巴なるもの、紅教の腐敗を慨し、新に一派を樹て、種々の宗規を制定し、喇嘛教史上一新紀元を開けり、殊に紅教と區別するがため、黃色の帽子を用ひ、黃衣を着けたるを以て、後世之を黃教と稱するに至れり、宗喀巴に二大弟子あり、一を達賴喇嘛と云ひ、一を班禪喇嘛といふ、共に活佛として全國の喇嘛教を管掌す所謂法王なり、此二人死に臨みて再生するところを示明す、弟子等其言に因り迎へ取りて之を立つ、此の如くにして達賴班禪の二人、世を易へ喇嘛の師と仰がる、達賴は西藏の布達拉に居り、班禪は同じく扎什倫布に居る、蓋し清朝の政略として、喇嘛教を以て蒙古種族殺伐の性情を和ぐるの具となせるより、大に之を優遇し、北京に於ける喇嘛の寺院として、最も美奐宏壯を極むる雍和宮の如きは、雍正帝の潜邸なりしも、乾隆帝の時、喇嘛に

下賜せられたるものなり、西藏の如きは至る處宏大なる寺院多く、又其僧徒の多きこと、實に世界第一とす。

回々教

第六節 回々教

回々教は即ち馬哈默德教にして、天山以南より甘肅、陝西、山西、四川、直隸、滿洲の各省に盛に行はれ、現今に至りては、支那南北各省、雜居せざるの地なし、教法は可蘭經を奉ず、回紇の地より傳來したるものにして、回紇は今の土耳其斯坦なり、元の時に至りて支那に入りたるものなり、教徒は一週一回必ず寺院に至りて誦經す、此教徒は最も團結力に富み、極めて緝睦し、吉凶相共にし、艱難相助け、深交を他教の人に通せず、又婚儀を他教の人と結ばず、普通支那人の常食とする豚肉は、一切之を口にせず、専ら牛羊を食し、旅行する毎に必ず炊具を携へ、飲食起居全く通常人と別異なり、此教徒は實に清朝を蠶するものにして、革命党の一として、現政府の大患とする教派なり。

教法

回紇より傳來

團結力の

豚肉を食はず

清朝の大患

基督教

第七節 基督教

天主教

一、天主教

天主教の傳播

欽天監の曆法司

五個の教區

天主教の布教方法

天主教即ち舊教の支那に入りしは、遠く唐代に在りと傳ふ、明代に至りて稍や布教の礎を固め、天主堂を各地に建立し、専ら布教に従事す、清朝に至りては、傳道師を欽天監に用ひて、曆法を司らしめ、政府も漸く此教を重視するに至りしより、信徒益々多く、近時に至りては、支那全國を五個の教區に區分し、本部を上海、漢口の二處に設く、其布教區劃は、直隸及滿洲、蒙古を第一區とし、山東、山西、河南、陝西、甘肅の五省を以て第二區とし、湖南、湖北、浙江、江西、安徽、江蘇の六省を以て第三區とし、四川、雲南、貴州、西藏の四省を以て第四區とし、廣東、廣西、福建の三省及英領香港を以て第五區となす、宣教師の深く内地に入りて、傳道に従事するもの一百餘名に上り、多くは佛國人にして、學校を設けて生徒を教授し、孤兒を育し、醫院を建て、施療をなし、其他種々慈善の事業を興し、専ら人心の收攬に力ひるも、本章第一項に説述せるが如く、稍もすれば好惡の徒の教會を以て

所 罪惡避難

反對派の  
苦肉策

耶蘇教

耶蘇教の  
布教方法

英米の宣  
教師

罪惡避難所となすが如きの嫌ありて、中流人士の之を信奉するもの稀なるは遺憾といふべし、又間々匪徒の擾亂に遇ひ、會堂を焼燬せられ、宣教師の暗殺せらるゝものありと雖、此等は現政府反對派の苦肉策に過ぎずして、畢竟するに現政府と外國との間に、葛藤紛議を惹起せしめ、藉て以て革命の實行を企圖せんとするにありて、敢て布教の進路を阻害するほどの事にあらざるなり、

二、耶蘇教

新教は、支那人間一般に之を耶蘇教と稱す、傳教以來僅に五十餘年に過ぎざるも、其布教の方法、天主教と同じく、種々の慈善事業を創め、多くの利益を信徒の上に被らしむるを以て、其傳播殊に速なり、而かも天主教の如く、信徒を曲庇して官憲を壓迫するが如きの行爲なきを以て、中流以上の人士の同情を得、教會堂の如きも、今日已に天主教の上に出で、各省合して百五十餘ヶ所に建築せりといふ、其布教に従事せるものは、英米の宣教師にして、一般の人民も、天主教よりは妥當なりとして信仰するもの多し、若し能く信徒を撫育感化するの道に於て、其方法を謬らざらんか、支那幾多の宗教中にありて、嶄然として屹立し、益

支那將來  
の宗教

白蓮教

秘密結社

幻術を行  
ひ人心を  
蠱惑す  
清朝の内  
憂

薩滿教

々其隆盛を見るに至り、將來支那四億萬民衆の思想界を支配するものは、實に耶蘇教を措て、他に求むべからざるなり、

第八節 白蓮教

白蓮教は、佛教より出でたる一種の迷信教なり、元末に創まり、明朝に至りて漸く盛大に赴き、清朝に至りては禁壓を加へんとせしも、教徒は秘密に結社して、其行動容易に捕捉しがたし、此教徒は飲酒吃煙を禁じ、葷腥を絶ち、偶像を拜す、又幻術を行ひ人心を蠱惑し、危亂を醸すの虞あるを以て、政府は之を嚴禁せんと欲するも、教徒は固く信じて移らず、彼の三十三年役に於ける、義和團匪の亂の如き、此教徒は主動者たりしなり、教徒間各所に會所を設けて、秘密の會合をなすといふ、蓋し清朝の一内憂なりとす、

第九節 薩滿教

薩滿教は又佛教の一派にして、宗派と云はんよりは、寧ろ一種の迷信といふ方

◎第八節白蓮教

◎第九節薩滿教

◎第十節在蓋教

我所謂巫者と同じ

加持祈禱を爲す

適當なるが如し、即ち我が所謂巫者と稱するものと殆ど異なる所なきが如し、病氣を治し疫を拂ふを其職となし祈禱呪詛をなすこと、恰も我加持祈禱と稱するものと同じく、信者の請によりて其家に至り、祈禱舞樂を爲す薩滿は魔界の奴隸なれども、能く將來を覺り、人心を察し病氣を平癒すと、これ此派の宗旨なり然れども別に布教することもなく、又信徒と稱する程のものを有せるにもあらず、

在裡教

第十節 在裏教

在裏教の教規

在裡教は白蓮教の一派なり、教徒皆一圏内に在りとの意より、此名を附したるものなりといふ、専ら觀音菩薩を信仰し、飲酒吃煙を禁じ、頗る義氣を重じ、各地に公所を設け、同教の人互に聲氣相通じ、艱難俱に相助くといふ、現に滿洲各地に蔓延し、其勢力又頗る盛なり、此教派は嘉慶道光年間に當り、天津人の創始せるものにして、其滿洲に入りたるは、直隸、山東等各地方より移住せる人々に伴ひて、傳播せるものなるべし、時々公所に集會し、經を誦し、禮拜をなす、然して各

地均しく頭目ありて、能く其教徒を指導すといふ、

風俗

第十五章 風俗

總說

第一節 總說

支那種族は、古來より士農工商の四階級に分たれ、清朝に至りて新に旗籍なる一階級を生せり、士とは所謂讀書人にして、文學を以て世に立つもの、及び官吏登用試験たる科擧に應せんがために、孜孜として勉學するものを云ひ、旗籍は滿洲、蒙古、漢軍の三旗に區分し、世襲俸祿を食みて、専ら兵に充つるものにして、我舊時の藩士の如し、此外民族中の最下位に在るもの、即ち剃頭、剪爪、深堂、娼戶等の如きは、花戸と稱し、人々の齒するを耻づる所にして、此等の種族は、たとひ富饒のものとも雖、科擧に應じて官吏たるを得ざるの制なり、其他一般人民の權利關係は、官吏及旗入を除くの外は、平等無差別なり、

花戸

旗籍

今清國各省の人情風俗を略述せんに、直隸省は鞏毅の地たるを以て、政事上の中心となり、従て各種の人物の來往頻繁なるも、民情は却て敦朴にして文學を好み、進取の氣象に乏し、山東、山西二省の人民は、商業上の才機に富み、且つ巨多の資本を有するもの多く、各省に盤据せる豪商銀行家、質商等は、概ね此二省人の經營する所に係る、江蘇、浙江の二省は、文學盛に行はれ、従て人民一般に華美の風を好み、自ら奢侈に流るゝの傾あるは、蘇州、杭州、江寧等の各城市を一遊したるものゝ、普く知悉する所なり、安徽、江西二省は、稍や素朴の風あれども、狡獪の氣象を帶ぶるを以て、往々敢爲の士の輩出するあり、湖南、湖北の二省は、最も勇敢且固陋にして、守舊派の根據地と稱せらる、今日にては風氣大に開け、新學興隆し、文明の利器を應用するもの日に多を加ふるの有様なるも、數年前までは、外國人を見る殆ど仇敵の如く、教會堂を燒毀し、宣教師を暗殺し、電柱を燒き、新機械を見ること蛇蝎の如かりしなり、河南、四川二省は、古來より他省と習俗を異にし、人民の性質極て温和にして又文雅なり、然れども事に當りて勇猛なるもの多し、廣東、福建の二省は、古く外國と交通したるを以て、人民は何れも商

機に敏に冒險の氣象に富み、又能く外交上の智識を蓄ふるを以て、海外各地の通商に従事するもの多く、性極めて狡獪なり、雲南、貴州の二省は、未だ多く世の風潮を知らずと雖、人情頗る狡獪にして遊惰なり、東三省の人民は、素朴敦厚の風ありて、日清役に我軍隊に接觸せし當時は、尙ほ極めて質實の態ありしも、續て露國の金州半島の租借となり、東清鐵道の敷設となりて、自ら外人に接する機會の頻繁なるに及び、素朴の風變じて狡獪となり、日露戰役後の今日に至りては、又昔日敦厚の風一掃したるの感あり、加ふるに利權回收、抵制排貨等の風習漸く浸染し來り、民情輕浮に傾きたり、

## 第二節 衣冠

清國現代の服制は、滿洲の俗に従ひたるものなり、即ち愛親覺羅氏の明朝に代りて此土に君臨したるの當時、一律に制定施行せしめたるものにして、貴賤によりて精粗の別あれども、其式様は一定して、我國の如く區々なることなし、上等の人は、縐子、綾織、縮緬、絹紬等を常用し、中流の人は同じく各種絹織物を用ひ、

其半は綿布を用ふ、下等社會は總て綿布を用ふ、近來輸入金巾の價格廉なるよりして、多くは此金巾を用ふることゝなれり、夏季は一般に麻布を用ひ、北部の人民は冬季概ね裘衣を着す、婦女の服装は、概して華美を好み、其盛装に至ては、繡飾に巧を費し、一領數百金を値するものあり、中等は縹子、綾等の色彩鮮麗なるものを選び、下等は一般に綿布を用也、通常の服色は黒、青、紺等とす、官吏の禮服には、必ず胸と脊に模様を縫出して飾となす、これを補子と云ふ、官等により其模様は區別あり、又文武によりても模様の區別を立つ、即ち文官は鳥類、武官は獸類の模様を縫出すの例なり、

禮服

文官の補子

武官の補子

帽子

- |         |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 文官      | 正一品(仙鶴) | 正二品(錦鷄) | 正三品(孔雀) | 正四品(雲雁) | 正五品(白鷺) |
| 從六品(鷓鴣) | 從七品(鷓鴣) | 從八品(鶴)  | 從九品(黃鸝) |         |         |
| 武官      | 正一品(麒麟) | 正二品(獅子) | 正三品(豹)  | 正四品(老虎) | 正五品(熊)  |
| 從六品(彪)  | 從七品(彪)  | 從八品(海馬) | 從九品(海馬) |         |         |

帽子は官帽便帽の二種あり、官帽には暖帽、涼帽の二種あり、共に頂上に赤色の糸線を垂る、而して其中心に頂子と稱する金石珠玉の類を附着す、官等により

て頂子の物質を異にす、暖帽は圓形にして、涼帽は革の編笠なり、其形我古來の陣笠の如し、其纓の長さ帽邊に等し、便帽は國民一般に冠する帽子なり、普通の帽子を云ふ、  
頂子は頂戴とも云ふ、文武官共同一なり、今其品級によりて頂子を區分すれば左の如し、

文武官の頂戴

皇族の頂子及補子

- |           |           |           |           |         |
|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 正一品(紅珊瑚)  | 正二品(花紅珊瑚) | 正三品(亮藍寶石) | 正四品(溫藍寶石) | 正五品(琥珀) |
| 從六品(溫白珊瑚) | 從七品(金頂子)  | 從八品(金頂子)  | 從九品(金頂子)  |         |

皇族は總て紫色寶石を項戴として用也、又皇族の補子は、親王は胸及脊、并に左右の肩に各一個づつ、併せて四個の龍を畫きたる縫模様を付し、貝勒、貝子は胸と脊の二個所に龍を縫出したるものとす、  
近來陸海武官并に士卒に、斷髮洋服の制を定めたるも、未だ各省一律に勵行せられざるが如し、又婦人の頭髮は、各地其風を異にし、滿洲旗籍の婦人は、長さ筭を申し、高髻に結び、支那本部の女子の足の小なるを貴び、幼時より纏足を爲すに引替へ、滿洲蒙古の旗籍の女子は、一切纏足を爲さず、又男子は四十歳に充た



纏足

ざるものは髻を蓄へず、指爪の長きは貴人として人に誇る、即ち優游して勞働せざるを示すなり、近時に至り、一般に婦女纏足の悪習なるを認め、各種の會を設立して纏足を禁ずるの團體を設け、其弊害の矯正に勉むるものあり、昨今に至りては幼女に纏足を施すもの稍や其數を減じたる如しと云ふ、支那婦人の纏足は、古代よりの習慣にして、中には蹠跗として殆ど歩行すること能はざるものあり、古人西施を賦するの詩に曰ふ、蓮歩轉輕移と、概して美人は深閨の中に在りて、琴瑟を弄し、外に出ること稀に、從て足の運びも自由ならずとの觀念より、美人は自ら歩むべきものにあらずとの習慣は、施て今日纏足の悪弊を醸成するに至りしなり、俗諺に、蘇州頭楊州足と云ふ、支那本部中、蘇州の婦人は梳頭の美を競ひ、楊州の婦人は纏足の小なるを貴ぶ、故に今日にては、美人と云へば直に楊州を聯想さるゝ有様となり、如何に容貌の艶麗なるものと雖、纏足の小ならざるものは美として之を取らざる習慣なり、而して本部中、廣東には纏足の俗少なし、之れ古く歐米人と交通し、外國の事情に通せるもの多く、且つ明朝以前までは、南蠻として漢人種間に在りて嫌惡せられ、殆ど化外の民族視し

飲食

第三節 飲食

たる等の關係より、自然此風習に侵染せられざりしならんか、又一説に纏足の習慣は、男子奴婢の性質より作成したるものなりと稱せらる、それ或は然らん、

上流の食膳

支那人の食物は、一般に鳥獸の肉を主とし、總て油濃のものを好む、豚肉は其常食と云ふも可なり、澆泊を主とする汁物の中にも、必ず豚油を調和すること我國にて鯉節を用ゆるに同じ、穀類は、北部の人民は重に小麦、高粱、粟、黍等を食し、南部は稻米を食す、野菜は北部は白菜を食し、南部は菠菜、芹、蓮根等を食す、又胡荽、生姜、蒜を食するは南北共同にして、食膳には必ず缺くべからざるもの、一となれり、中等以上の食事にて、一汁一菜と云ふ如き粗末の膳部を用ゆることなく、多きは七八種少きも四五種を下らず、其盛筵に至りては、所謂山海の珍味を擺ね、數十種に上ること珍しからず、回教、信奉者に限りて、豚肉を食せずして牛肉を食ふ之れ宗禁によるものなり、鶏、鴨、鵝及び其卵は一般に愛用す、食事は概ね一日二回にして、午前十一時頃午後六時頃の二食とす、尤も地方により

賤民の飲食

ては、朝食として饅頭或は粥を吃するものあり、凡て飲食は暖なるを好み、茶水の如き必ず沸騰せしものを用ひ、又鳥獸魚類の如きも、亦能く煮熟して食ふ、我國人の如く刺身等の生魚を食ふものなし、又米は四五年を経たる古米を貴び、食事の時は必ず酒を用ゆるの習慣なり、此外毎朝八時頃午後二時頃の、二回に點心チンシンと稱して饅頭の類を食し茶を呑むの習慣あり、以上は中等社會の生活を標準として云ひしものにして、下等の賤民は雲泥の相違あるものと知るべし、漸く一汁一菜に飢を凌ぐものあり、又雜穀を以て製したる饅頭を常食とするものあり、又下等の農民に在りては、高粱、豆粟等を常食とするもの尠からず、街頭の苦力車夫等に至りては、一定の常食なく、一日は薯を食ひ、一日は饅頭を加ひ、又時としては大道賣の豆腐を食ふて餓を充すと云ふの有様なり、要するに貧富貴賤の懸隔酷だしく、其生活程度に非常の差違あるなり、酒は北部にては重に高粱酒を飲み、南部にては主として紹興酒糯米酒等を用ゆ、然れども何れも適度の量をはかり、泥酔することなし、煙草も一般に之を嗜好す、茶は總て綠茶を用ゆ、鴉片を吃用するものも、現今に至りては政府も大に之が防壓に力め

鴉片吸食の害

たるを以て、稍や減少せし傾あり、而かも因襲の久しき俄に禁制すること能はず、其國を蠶し其身心を減耗せしむる、畏れて警むべきものあり、余は茲に少しく鴉片吸食の状態を開陳すべし、支那人が鴉片を吃する場所には自宅の外各地に烟館の設けあり、此烟館は今日に於ては法律を以て嚴禁したり、鴉片は一度より二度、二度より三度と、習慣自然に性を爲し、遂に之を止むべからざるに至る、其吃烟するには、豫め分量を定めて、神氣恍惚として爽快を感じるを程度とし、敢て昏醉に至らざるを期すと雖、漸くして其吃食の量を増し、遂には一種の癮と稱する病根を發するに至りては、又禁すべからず、此癮病や、實に吃烟者の地獄に陥るの禍根にして、癮病を發したるものは、一日の中時を期して眼中より涙流れ出で顔面蒼白となり、力量減じ、歩行又不自由を感じるに至る、若し此時烟管より出づる一縷の烟霧の、鼻頭に觸るゝことあらんか、猶ほ飲酒家が、酒店の前を通り越すこと能はざると一般にして、是非共一吃せざれば動くこと能はず、此の如くにして、財産を蕩盡し、精氣を消耗するに至る、此の害毒たる、彼等と雖之を知らざるにあらず、

然かも因襲の久しき容易に改むること能はず、實に憐むべきの極なり、年々英領印度より支那に輸入せらるゝ阿片は、清國の輸入品中、金巾と並びて二大宗と稱せらるゝ所にして、其輸入額一年四百萬兩の多に及ぶと云ふ、或人曰く、支那人は茶に得る所を以て阿片に失すと、蓋し至言なり、今や幸にして官民均しく覺醒し來り、政府、法を設けて阿片の吸食を禁じ、其既に癮に入るものは、漸を以て之を戒飾し、漸次に斷根せしむるの制を設けたるは、此國前途の爲め大に慶賀すべきの事なりとす、

家屋

第四節 家屋

支那の家屋は、其人の貧富貴賤の別によりて、各其構造を異にし、且つ南北氣候の差異によりて一概に之を言ふこと能はざるも、大別して煉瓦屋、木造、土屋、舟居、穴居の五種となすべし、即ち上等社會は煉瓦を疊みて牆壁を造り、煉瓦を骨子とし、半ば木材を用ひ瓦を以て之を覆ひ、中流社會は多く木材を以て之を造り、下流社會は骨子を木材にし、或は蘆又は藁にて下地を作り、其上に泥土を塗

南北の家  
屋の差異

り、屋根を覆ふに亦土を以てす、海濱河岸の賤民は、南北とも概ね舟乘と漁業とを以て生計を立つるが故に、家族一同舟を以て家となし、其中に生涯を送るもの多く、穴居は重に山西、陝西二省の賤民に多し、山下を穿ちて家を成すものなり、家屋の間取に至りては、上等は大概三間連続して、左右に一間づゝの廂房ありて、凹字形を爲す、中間は正房にして、客室とし、其左右は書齋等に用ひ、廂房は家族の居室、庖厨等となす、南部は二階建家屋多く、北部は多く平家なり、屋根裏には板を用ゆること少く、多くは土を塗りて紙を張り、或は蘆又は高粱桿等にて下地を作り、其上に紙を張りたるものあり、概して北部は木材に乏しきを以て、多くは煉瓦を疊み、南部は木材饒かなるを以て、木造家屋多し、而して南北共に柱樑等は丸太を使用す、細民には客間、寢室、食堂等兼用の一間限りの家屋多し、又北部の寒地に在りては、大抵室内の一方に、高二尺乃至三尺位の土の段を設け、段下に炕カウを設く、炕は瓦を以て作り、縦横の穴を床下に穿ち、延て屋外の烟筒に通ずる仕掛となす、此炕口にて火を焚き、床下を温めて寒氣を防ぐの装置となす、所謂温度爐なり、此炕の燃料には、重に高粱桿を用ひ、一般客室内の中央

室内の装飾

に卓子を据へ、其左右に椅子を置き、主客の席を分つ、四壁には四幅對、六幅對、或は二幅對の書畫の軸物を懸け、側の机上には茶器の類を排列す、貧富によりて其什器傢伙類に精粗の別あるは勿論なりと雖、之を按排して室内を裝飾するの點は一般の習俗なり、其上等社會に在りては、椅子、卓子、書架及び寢臺等、何れも紫檀、黒檀、或は樟、楠等の佳木を以て製したるものを用ひ、之に精巧なる彫刻を施すものあり、又下等社會に在りても、常に椅子、卓子、寢臺等は用ゆるも、多くは粗雜の木材にて製したるものを用ゆ、勿論北部にては、炕上に起臥するを以て、殊に寢臺を用ゆることなし、其賤民に至りては、殆ど豚小屋同様の家屋内に住し、夜具、布團等の設備なきもの少からず、港口、河岸等に群集せる苦力の如きは、夜間、材木、其他貨物の上に横臥して徹宵するを常とす、又支那南北を通じて、橋造の壯麗美煥なるは、神社佛閣とす、

婚儀

第五節 婚 儀

婚姻は支那人の最も尊重する所にして、必ず舊慣例規に基きたる一定の形式

婚約

を遵奉せざるべからず、所謂自由結婚と稱する者の如きは、此國人の夢想だも及ばざる所なりとす、婚約を定むるには必ず一定の媒介者ありて、双方父母の間に奔走し、其定約するに至るも、亦父母の意に適合するを度とし、本人の意思の如何は更に問ふ所なきものゝ如し、又大抵兩家相匹儔したる家格を撰ぶ、人によりては雙方胎兒中に嫁娶を約するものあり、即ち乙家の生兒女子にして、甲家の生兒男子ならば、成長の後甲家の男子に娶はし、乙家の生兒男子にして、甲家の生兒女子なれば、甲家に嫁娶すべしと云ふ如く、胎内にて婚姻を約するの類なり、凡て婚嫁の式終りて後、三四日を経て新婦は其生家に歸り、宿泊數日にして新耶の家に歸る、爾來全く其夫の家に屬するものなり、而して其夫及び舅姑に仕ふる、柔順なるを以と婦の務となす、若し不幸にして其夫夭折し、中途にして寡婦となる場合は、其夫の殯葬を送りて後、殉死するものあり、甚しきは其夫の疾病を痊さんがため、自己の生肉を裂きて藥鑪に烹るの惡風あり、然れども此等は、烈婦貞女として郷黨之を推稱し、政府亦獎賞するの風あり、市邑都市の門閭街端に、石造の我神社の門前に立てる鳥居様のものあり、旌表の二字

旌表